

笑顔かがやく 希望のまち

 むつ市
MUTSU CITY



むつ市総合経営計画



青森県むつ市

笑顔かがやく 希望のまち

 **むつ市**
MUTSU CITY



むつ市総合経営計画



ごあいさつ



このたび、新たなまちづくりの指針となる「むつ市総合経営計画」を策定いたしました。

人口減少や少子高齢化の進行、経済分野をはじめとしたグローバル化の進展、情報通信技術の革新など、私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化しております。

本計画では、このような状況に適切に対応しながら、むつ市が将来にわたって持続的に発展し、子どもから高齢者まで全ての市民の皆様が笑顔で輝き、未来に向かって輝く夢や希望が持てるようなまちの実現を目指すため、「笑顔かがやく 希望のまち むつ」を10年後の将来像に掲げました。

地域を一つの経営体と捉え、地域にあるものを効果的かつ効率的に活用する「地域経営」という視点を持った本計画は、市民の皆様と行政が一体となって協働しながら、総合的かつ計画的にまちづくりを実践するためのグランドデザインであります。

市民の皆様がお互いにつながり、市民の皆様と行政がつながり、むつ市と他の地域がつながり、そして世界へとつながっていく。それぞれが片隅を照らし、その明かりがむつ市を輝かせる。本計画はそのためのツールとして活用されるものであります。

「笑顔かがやく 希望のまち むつ」の実現に向けて、あくなき挑戦に全力を尽くしてまいりますので、市民の皆様には、本計画の推進に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定に当たり、貴重な御意見や御提言をいただきました市民の皆様をはじめ、各専門分野の見地から貴重な御意見と御審議を賜りました総合開発審議会委員の皆様、並びに市議会議員の皆様、そして関係機関の皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。

平成29年3月

むつ市長 宮下 宗一郎

目次

第1部 序 論

第1章 計画概要	2
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の策定プロセス	3
4. 計画の構成	3
5. 計画の期間	4
(1) 基本構想	
(2) 基本計画	
(3) 実施計画	
6. 計画のマネジメントシステム	4
第2章 計画の基盤と背景	5
1. 地理・自然的条件	5
2. 沿 革	5
3. 人口及び世帯数	6
(1) 人口の推移	
(2) 人口の将来展望	
4. 産業構造	8
5. 財政状況	9
(1) 財政の推移	
(2) 財政の将来推計	
第3章 主要課題	12
1. 人口減少対策の推進	12
2. 安心して住みよいまち・地域の創出	12
3. 産業の振興と雇用の創出	13
4. 観光・物産プロモーションの推進	13
5. 市民協働による総合力の向上	14
6. 川内・大畑・脇野沢地区の活性化	15
7. 医療機能の再編	15
8. 子育て支援と健康長寿のまちづくり	16
9. 未来に向けた人づくり	16
10. 消防・防災体制の整備及び充実	17
11. 交通ネットワークの改善	17
12. 地域循環型社会の推進	18
13. 電源立地に係る振興策	19
14. 持続可能な財政基盤の確立	19
15. 公共施設等の適正管理	20

第2部 基本構想

— 第1章 基本構想策定の目的（基本的な考え方）	22
— 第2章 目標年次	22
— 第3章 市の将来像及び実現に向けた基本方針（施策の概要）	22
第1節 将来像（基本理念）	22
第2節 基本方針（まちづくりの方針）	23
1. 元気の向上	23
2. 暮らしの向上	23
3. 教育の向上	23
4. 安全の向上	23
5. 魅力の向上	23
— 第4章 施策の大綱（施策項目、施策内容）	24
1. 元気の向上	
(1) 地方創生	24
(2) 産業・雇用	24
(3) 市民協働・コミュニティ	25
(4) 男女共同参画・女性活躍	26
2. 暮らしの向上	
(1) 健康・福祉	26
(2) スポーツ	27
(3) 環境	28
(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	28
(5) 行財政基盤	29
3. 教育の向上	
(1) 教育	30
4. 安全の向上	
(1) 安全・安心	31
5. 魅力の向上	
(1) ジオパーク	32
(2) 観光・物産	32
(3) 景観	32
(4) 国際・都市間交流	33
(5) 海洋科学研究拠点	33

第3部 基本計画

【むつ市総合経営計画 体系図】	36
-----------------------	----

1. 元気の向上

(1) 地方創生	
① まち・ひと・しごと創生の推進	40
(2) 産業・雇用	
① 農林水産業の振興	42
② 商工業の振興	45
③ エネルギー関連産業の育成	47
④ 新たな産業の創出	49
⑤ 若者の地元就職の促進	51
(3) 市民協働・コミュニティ	
① 市民協働の施策展開	53
② 多様な市民活動の支援	55
③ 広報広聴の充実	57
④ コミュニティ自治の実現	60
(4) 男女共同参画・女性活躍	
① 男女共同参画社会づくりに向けた意識改革	62
② 市民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現	64

2. 暮らしの向上

(1) 健康・福祉	
① 子どもすこやか母子保健の充実	68
② 一人ひとりの健康づくりの推進	70
③ 健康まちづくりの推進	72
④ 医療体制の充実	74
⑤ 児童福祉の充実	76
⑥ 高齢者福祉の充実	78
⑦ 障害者福祉の充実	80
⑧ 地域福祉の充実	82
⑨ 社会保障の充実	84
(2) スポーツ	
① スポーツ活動の充実	86
(3) 環境	
① 循環型社会の推進	88
② 自然環境の保全	91
③ 公害対策の充実	93
④ 環境衛生対策、廃棄物対策の充実	95
(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	
① 暮らしやすいまちの構築	97
② 計画的な土地の管理及び利用の促進	100
③ 道路基盤の整備	102
④ 公共交通の確保	104
⑤ 広域交通ネットワークの形成	106

(5) 行財政基盤	
① 効率的な行政運営	108
② 財政の健全化	111
③ 広域行政の推進	113
④ 公共施設マネジメントの推進	115
⑤ 情報ネットワークの利活用の推進	117
3. 教育の向上	
(1) 教育	
① 学力の向上	120
② 体育・健康教育の充実	122
③ 夢を育む教育	124
④ 地域とともにある学校	126
⑤ 社会教育の充実	128
⑥ 文化の充実・文化財の保存活用	130
⑦ むつサテライトキャンパスの推進	132
4. 安全の向上	
(1) 安全・安心	
① 防災対策の充実	136
② 消防・救急体制の充実	139
③ 水道の安全・安定供給の確保	141
④ 交通安全の確保	143
⑤ 防犯対策の充実	145
5. 魅力の向上	
(1) ジオパーク	
① ジオツーリズムによる交流人口の拡大	148
② 資源価値の保全と教育	150
(2) 観光・物産	
① 広域連携による観光プロモーション	152
② 稼げる物産プロモーション	154
(3) 景観	
① 景観の向上と保全	156
(4) 国際・都市間交流	
① 諸地域との親善・友好	158
(5) 海洋科学研究拠点	
① 研究活動環境の充実	160

資料編

1. 策定経過	164
2. 策定体制	166
3. むつ市総合開発審議会条例	167
4. むつ市総合開発審議会委員名簿	168
5. むつ市総合開発審議会諮問・答申	169
6. むつ市長期総合計画市民会議	171
7. むつ市長期総合計画策定ワークショップ	180
8. むつ市議会の議決すべき事件を定める条例	182
9. 用語解説	183

第1部

The Comprehensive Plan of Mutsu City

序 論

第1章	計画概要	2
第2章	計画の基盤と背景	5
第3章	主要課題	12

第1部 序論

第1章 計画概要

1. 計画策定の趣旨

平成17年3月14日の市町村合併に当たり、旧4市町村の長期総合計画を踏まえて作成した「新市まちづくり計画」を踏襲し、かつ、尊重しつつ策定された、平成19年度からの10年間を計画期間とする「むつ市長期総合計画」が平成28年度で最終年度を迎えます。

本市はこれまで、市の基本理念である将来像として「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」を掲げ、市民が誇りと夢や希望を抱いて暮らすことができる魅力あるまちを目指して取り組んできました。

これまでは、地方自治法により市の将来像と基本的施策の方向性を示す「基本構想」の策定が義務付けられていましたが、地方自治体の自由度の拡大を図るため、平成23年の地方自治法の改正により、その義務付けが撤廃され、策定そのものの判断が市町村に委ねられています。

現在、全国的に人口減少や少子高齢化が進行するなど社会情勢が大きく変化しており、また、行政に対するニーズはますます多様化・複雑化し、画一的な行政運営では対応が困難となってきています。

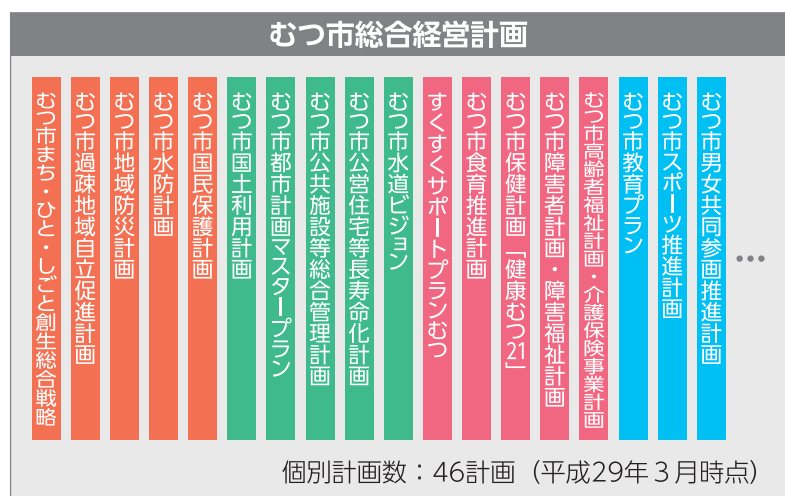
このような状況に対応し、将来にわたって持続的に発展していくために、市民と行政が協働しながら、今後のまちづくりを総合的かつ計画的に推進することを目的として、「むつ市総合経営計画」を策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、今後10年の目指すべき市の将来像としてまちづくりの目標を定め、その実現に必要なかつ具体的な取組を総合的かつ体系的にまとめたものであり、まちづくりを進める上で最上位となる計画です。

また、本計画は、行政だけではなく市民や地域の団体、民間事業者などがそれぞれの役割に応じて主体的に協働しながら、まちづくりを進めていくためのツールとして活用されるものです。

むつ市総合経営計画と個別計画との関係性



※協働

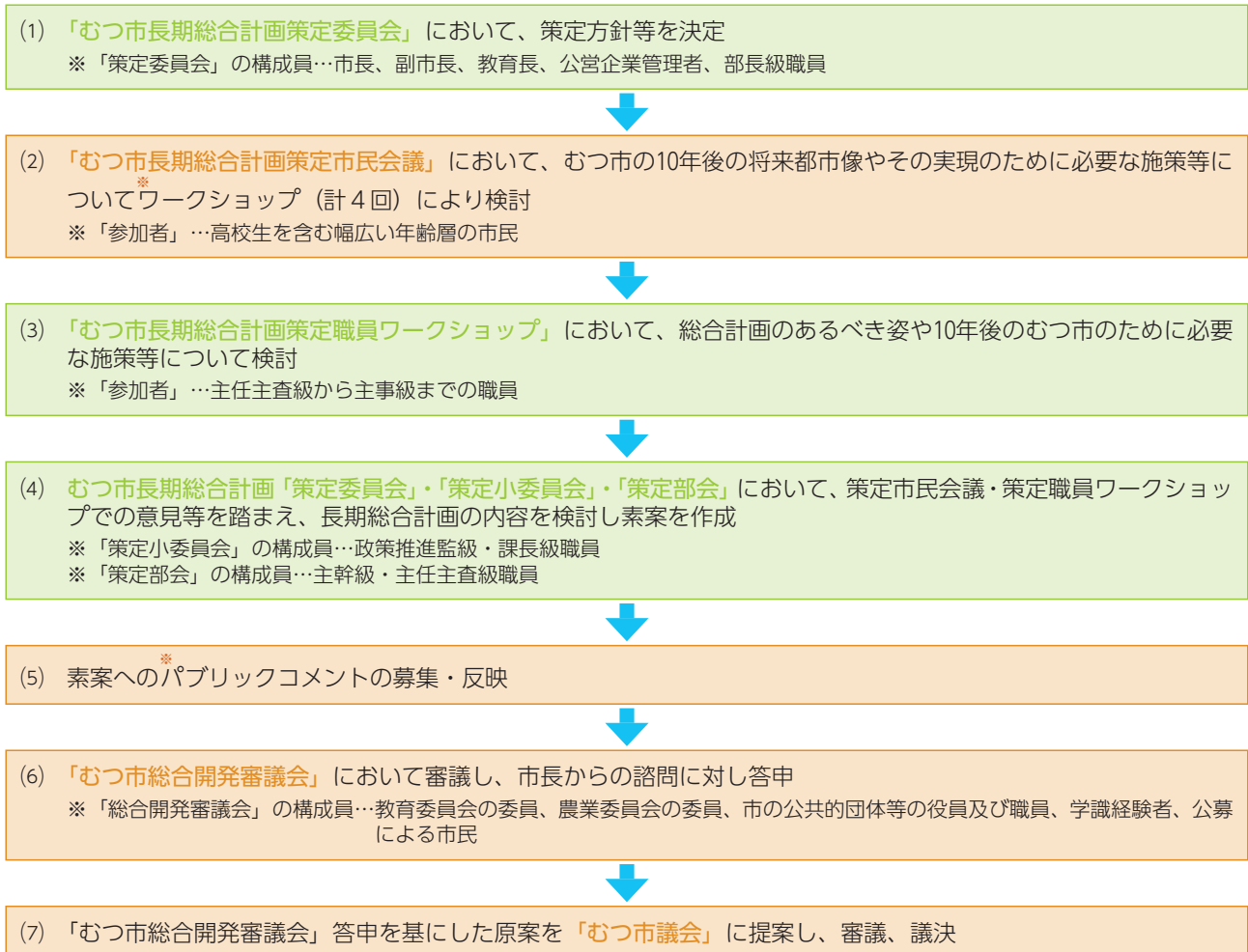
市民・事業者・行政などの異なる複数の主体が、同じ目的のために、対等の立場で協力し、助け合うこと。

3. 計画の策定プロセス

本計画は、次のようなプロセスを経て作成していますが、むつ市長期総合計画策定市民会議を開催するなど、市民意見が幅広く、かつ適切に計画へ反映されるよう取り組みました。

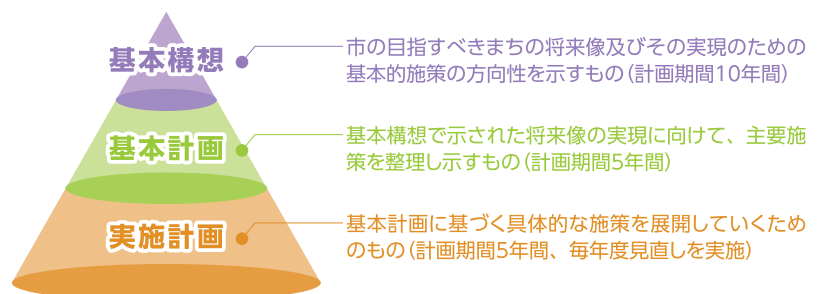
また、新採用職員を含む若手職員から経験豊富な幹部職員までのあらゆる階層の職員が計画策定に携わり、全庁一丸となった体制で取り組みました。

計画の策定プロセス



4. 計画の構成

本計画は、本市のまちづくりを推進していくための「基本構想」と、その目標達成に向けた主要施策を示した「基本計画」及びその計画に基づいて具体的な施策を展開していく「実施計画」で構成します。



※ワークショップ

参加者全員が共同で行う学習会や討論等を通して、問題の解決方法を探る手法。一般的にファシリテーターと呼ばれる進行役を中心に運営され、近年は企業研修や住民参加型の会議で取り入れられている。

※パブリックコメント

地方自治体など公的機関が規則や命令等を制定する際、広く公に意見や情報、改善案などを求める手続きのことで、行政手続法第6章の「意見公募手続き」と同意で用いられる。

5. 計画の期間

(1) 基本構想

計画の期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

(2) 基本計画

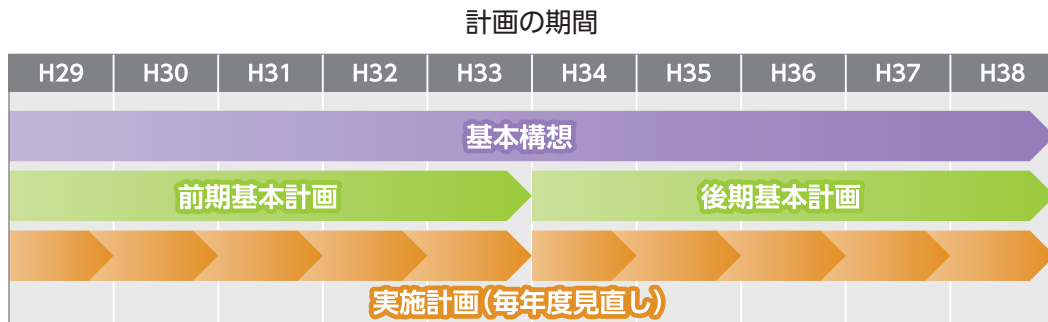
前期基本計画 計画の目標年度は平成29年度から平成33年度

後期基本計画 計画の目標年度は平成34年度から平成38年度

※前期と後期の各5年間に分けてまちづくりの指針を示します。

(3) 実施計画

計画の期間は、5年間とし、毎年度計画内容の見直しを行います。



6. 計画のマネジメントシステム

社会情勢の変化やますます多様化・複雑化する市民ニーズに適切に対応し、本計画を効果的かつ着実に推進するためには、行政と市民や関係者等が連携した計画のマネジメントシステムが重要です。

本計画では、施策の進捗状況や効果を検証するため、それぞれの施策に重要業績評価指標（KPI：Key Performance Indicator）を設定し、限られた行財政資源の配分と効果的・戦略的な取組の企画・立案や実効性の高い事業実施につなげるため、市民や関係者等と連携し、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）といったP D C Aサイクルを運用します。

むつ市総合経営計画のP D C Aサイクル



※重要業績評価指標（K P I）

組織や事業、業務の目標の達成度合いを計る定量的な指標。

※P D C Aサイクル

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するサイクルのこと。

第2章 計画の基盤と背景

1. 地理・自然的条件

本市は、青森県の最北部、本州最北端の下北半島の中央部に位置し、南北約35km、東西約55kmにわたっています。隣接する市町村は、東に東通村、南に横浜町、北西に大間町、風間浦村、佐井村となっています。

また、南から西にかけては、陸奥湾及び平舘海峡を挟んで青森市などの各市町村と面し、北は津軽海峡を挟んで北海道と面しています。

本市の面積は、青森県全体の約9.0%に当たる864.12km²と県内で最大となっており、そのうち森林の面積が約85%を占めています。本市の地形は、恐山山系の外輪山を形成する釜臥山を中心とし、東部は平野など比較的なだらかな地形が広がり、北部及び西部は自然にあふれ、緑豊かな山地や台地が海岸近くまで迫る山岳地形となっています。

本市は、四季のはっきりとした気候で、夏季は短く、温暖で湿度が少ない、比較的過ごしやすい季節ですが、冬季は降雪期間が長く、積雪が最大となる2月中旬には、恐山等の山間部で1m以上、平野部及び海岸部ではおおむね70cmの積雪となり、厳しい気象条件となります。

一方、下北半島国定公園の広範囲にわたる部分が市域に存在することから、各地に風光明媚な景色や温泉が点在するなど、豊かな自然の恵みを受けた地域となっています。

2. 沿革

明治22年の市町村制施行により、田名部村、大湊村、川内村、大畑村、脇野沢村が誕生しました。その後、田名部村は明治32年に、川内村は大正6年に、大湊村は昭和3年に、大畑村は昭和9年に町制を施行しました。

下北地方の政治、経済、流通の中心地として成長してきた田名部町と、海軍水雷団が設置され、戦後の軍解体を経て自衛隊の基地として発展を遂げた大湊町は、下北地方の中核都市として人口10万人の田園工業都市を目指し、昭和34年9月1日に「大湊田名部市」として合併、翌年の8月1日に全国初のひらがなの市「むつ市」に改称しました。

さらに、平成17年3月14日には、ホタテ養殖等の漁業を中心としたまちづくりを進めてきた川内町、室町時代から続いているヒバ材搬出等の林業及びイカを中心とした漁業等によりまちづくりを進めてきた大畑町、鱈をはじめとした漁業と北限のニホンザルや風光明媚な自然を活かした観光によりまちづくりを進めてきた脇野沢村が合併し、新「むつ市」としてスタートを切りました。

これまでに本市では、大湊港の重要港湾昇格（平成11年特定地域振興重要港湾に変更）をはじめ、むつはまなすライン（国道279号）や下北半島を一周する道路（国道338号）の国道への昇格、原子力船「むつ」（現在は、世界最大級の海洋地球研究船「みらい」）の関根浜新母港の完成、また、これに関連する科学技術研究機関の集積、アツギむつナイロン株式会社（現在は、アツギ東北株式会社むつ事業所）をはじめとする企業の誘致、漁港整備をはじめとした農林水産業の振興、市営住宅の建設や小中学校の耐震整備、消防庁舎の建設や市役所本庁舎の移転等、下北地方の中核として都市基盤の整備を進めてきました。

全国的に人口減少・少子高齢化が進行する中、本市は、自治体の枠組みを超えた地域課題や広域的な行政需要に対応するため、平成27年7月に下北5市町村による定住自立圏の形成に向けて中心市宣言を行い、同年10月には下北圏域定住自立圏を形成しました。

また、下北5市町村は、貴重な地域資源を保護・保全しながら、それを教育や地域活性化へ活用するといったジオパークの取組を進めており、その貴重な地域資源や積極的な住民活動が評価され、平成28年9月、「下北ジオパーク」が日本ジオパークに認定されました。

このように本市は、下北地域の中心的な役割を担いながら、その連携を深化させ、将来にわたって持続可能な魅力あふれる地域づくりを進めているところです。

3. 人口及び世帯数

(1) 人口の推移

平成27年国勢調査における総人口は、58,493人となっており、昭和60年（1985年）の71,857人をピークに減少傾向となっています。

世代別人口をみると、平成27年（2015年）では総人口に占める年少人口（0～14歳）の比率は11.98%、老年人口（65歳以上）の比率は29.62%となっており、今後も少子高齢化が見込まれます。また、世帯総数は24,475世帯で、1世帯当たりの人数は2.4人となり、核家族化や高齢者世帯など世帯の小規模化が進んでいます。

人口の推移

(単位：人)

区分	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
年少人口 (～14歳)	18,549 (25.92%)	17,379 (24.19%)	14,536 (21.18%)	12,166 (17.90%)	10,593 (15.81%)	9,408 (14.69%)	8,190 (13.41%)	7,007 (11.98%)
生産年齢人口 (15歳～64歳)	46,712 (65.27%)	46,974 (65.37%)	45,110 (65.72%)	45,058 (66.29%)	43,746 (65.27%)	40,373 (63.03%)	37,140 (60.82%)	33,885 (57.93%)
老年人口 (65歳～)	6,306 (8.81%)	7,504 (10.44%)	8,991 (13.10%)	10,745 (15.81%)	12,683 (18.92%)	14,271 (22.28%)	15,414 (25.24%)	17,326 (29.62%)
年齢不詳	-	-	-	-	-	-	322 (0.53%)	275 (0.47%)
総人口	71,567	71,857	68,637	67,969	67,022	64,052	61,066	58,493
世帯総数	20,859	21,882	22,325	23,261	24,404	24,476	24,775	24,475
一世帯当たりの 平均人員	3.4	3.3	3.1	2.9	2.7	2.6	2.5	2.4

※ 数値は「国勢調査」、括弧内は構成比

※ 昭和55年から平成12年までの数値は、市町村合併前の旧むつ市、旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村の人口の合計値

※定住自立圏

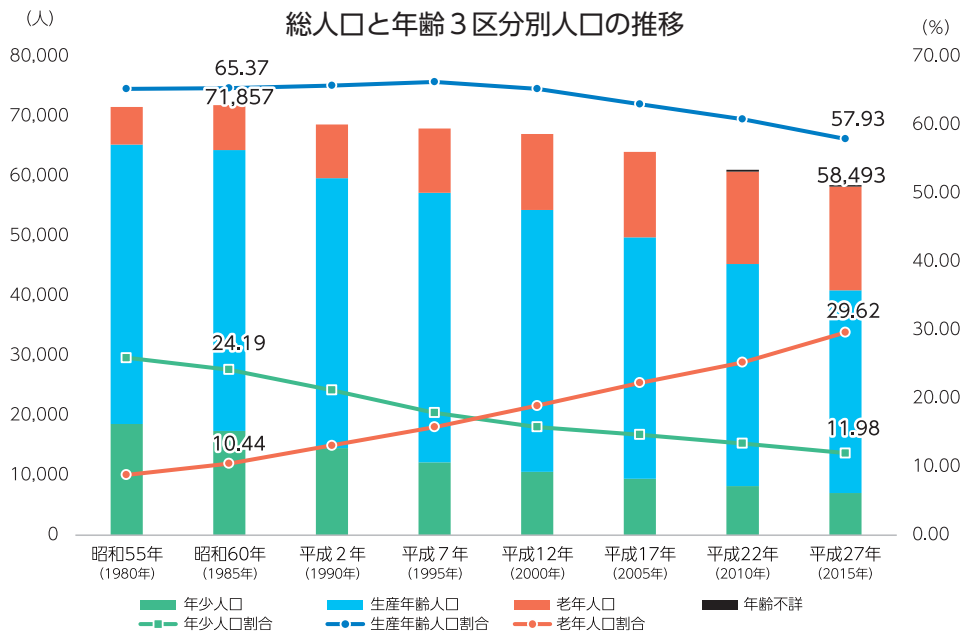
「中心市」と中心市と密接な関係を有する「近隣市町村」が、農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、相互に役割分担し、連携・協力することにより、暮らしに必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進させ、圏域の活性化を図るための新たな広域連携の取組。

※下北圏域定住自立圏

平成27年7月に中心市宣言を行ったむつ市が中心市となり、平成27年10月に大間町、東通村、風間浦村、佐井村との間で、それぞれ定住自立圏形成協定を締結。地域医療体制の強化、地域公共交通整備の強化、交流人口の拡大を三本の柱としている。

※ジオパーク

「地球・大地（ジオ：Geo）」と「公園（パーク：Park）」とを組み合わせた言葉で、「大地の公園」を意味し、地球（ジオ）を学び、丸ごと楽しむことができる場所のことをいう。大地（ジオ）の上に広がる、動植物や生態系（エコ）の中で、私たち人（ヒト）は生活し、文化や産業などを築き、歴史を育んでいることから、これら3つの要素のつながりを楽しく知ることができる活動を展開している。



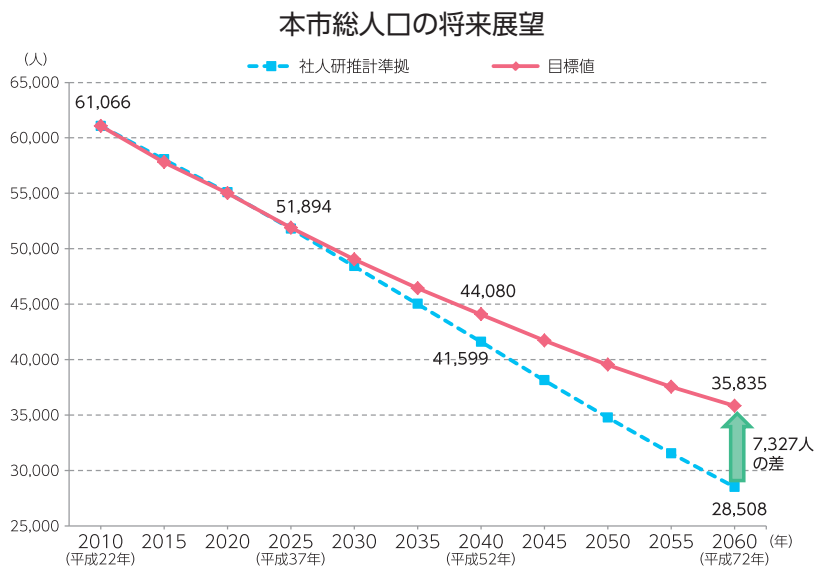
(2) 人口の将来展望

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の総人口は今後も減少を続け、平成52年（2040年）には41,599人まで減少するとされており、また、その推計にならい、更に将来の人口を試算すると、平成72年（2060年）には28,508人にまで減少することが予測されます。

人口減少は、医療・福祉・商業・公共交通等の生活機能の低下や、産業の衰退・雇用機会の喪失による地域経済規模の縮小へとつながり、また、空き家・空き地の増加や地域コミュニティの衰退による防災・防犯上の危険性が高まるなど、市民一人ひとりの生活に大きな影響を及ぼす可能性があります。

そのため、本市では、平成27年9月に「むつ市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある地域社会の維持・発展につながる取組を進めているところです。

本市の総人口については、このような取組を効果的に展開することで、平成37年（2025年）においても、地方自治法



※下北ジオパーク

むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村の5市町村をエリアとし、太平洋、津軽海峡、陸奥湾という特徴の異なる3つの海と、これらに囲まれた大地、そこに育まれた下北ならではの生態系や人々の営みを知ることができる。

※国勢調査

国内に居住する全ての人及び世帯について調査し、人口や世帯の実態を明らかにする統計データで、政治や行政などの公的な目的のほか、民間企業の経営判断や大学研究活動などに広く活用される。日本では10年ごとに大規模調査、その間5年ごとに簡易調査を行う。

※国立社会保障・人口問題研究所

人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行う、厚生労働省に所属する国立の研究機関。

により市制要件として規定されている「5万人以上」、また、平成72年（2060年）以降においても、市町村合併の特例等に関する法律により平成22年（2010年）まで市制要件として規定されていた「3万人以上」の維持を目指します。

4. 産業構造

本市の国勢調査における産業別就業人口を見ると、各産業分野とも就業者数は減少傾向にあり、特に第1次産業の減少が顕著となっています。

就業者総数に対する各分野の割合は、第1次産業の割合が著しく減少している一方、第3次産業の割合が増加しています。また、第2次産業の割合は平成12年までは一定程度で推移していたものの、平成17年では大きく減少しています。

就業者総数も平成17年から2万人台に減少していますが、人口の減少や少子高齢化の進行に伴い、更に減少することが予想されます。

産業別就業人口の推移

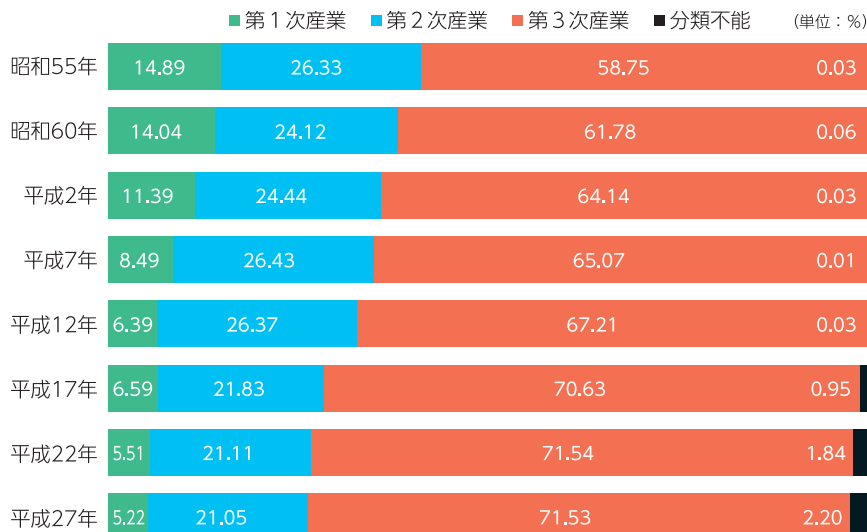
(単位：人)

区 分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
第1次産業	4,722 (14.89%)	4,428 (14.04%)	3,532 (11.39%)	2,771 (8.49%)	2,007 (6.39%)	1,900 (6.59%)	1,521 (5.51%)	1,386 (5.22%)
第2次産業	8,350 (26.33%)	7,610 (24.12%)	7,574 (24.44%)	8,623 (26.43%)	8,286 (26.37%)	6,293 (21.83%)	5,831 (21.11%)	5,591 (21.05%)
第3次産業	18,627 (58.75%)	19,489 (61.78%)	19,879 (64.14%)	21,233 (65.07%)	21,116 (67.21%)	20,365 (70.63%)	19,757 (71.54%)	19,002 (71.53%)
分類不能	8 (0.03%)	18 (0.06%)	9 (0.03%)	4 (0.01%)	9 (0.03%)	274 (0.95%)	509 (1.84%)	586 (2.20%)
就業者総数	31,707	31,545	30,994	32,631	31,418	28,832	27,618	26,565

※ 数値は「国勢調査」、括弧内は構成比

※ 昭和55年から平成12年までの数値は、市町村合併前の旧むつ市、旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村の人口の合計値

産業別割合の推移



5. 財政状況

(1) 財政の推移

① 歳入

平成27年度一般会計における歳入決算総額は345.1億円で、そのうち自主財源である市税は全体の16.8%に過ぎず、地方交付税や国庫支出金などに大きく依存した財政構造になっています。

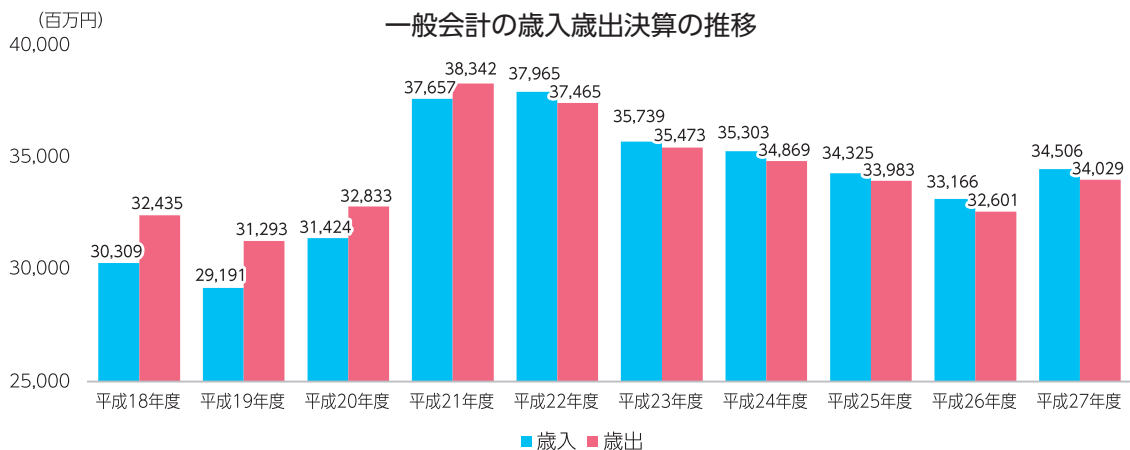
歳入は平成22年度の379.6億円をピークに減少しており、近年では340億円前後で推移しています。

今後は、長引く地域経済の低迷による市税収入の伸び悩みや、合併特例措置の段階的縮小に伴う普通交付税の減少、更には交付単価の縮減に伴う電源立地地域対策交付金の減少が見込まれており、財源の確保が課題となっています。

② 歳出

平成27年度一般会計における歳出決算総額は340.3億円で、扶助費（20.0%）、補助費等（19.9%）、人件費（16.8%）が大きな割合を占めています。

人件費については、市長をはじめとする全職員の給与カットや退職者一部不補充による職員数削減などの取組によって減少傾向にあるものの、扶助費は、生活保護や障害福祉サービスなどの社会保障関係費の増加により、平成18年度以降、増額を続けており、補助費等についても、一部事務組合下北医療センターや下北地域広域行政事務組合に対する負担金等により高止まりしています。この傾向は、少子高齢化の進行とともに今後も続いていくものと予想されることから、更に財政を圧迫する要因になるものと思われる。



※地方交付税

国税のうち所得税、法人税等の一定割合の額で、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行できるよう、一定の基準により国が交付する税。自治体間の税収格差を埋める財源調整機能と歳入不足を補う財源保障機能がある。

※合併特例措置

主に普通交付税算定の特例（合併算定替）や地方債措置等のこと。市町村合併を進めるため、一定期間措置されている。

※電源立地地域対策交付金

電源三法交付金の一つ。発電所（原子力、火力、水力など）や発電用ダムなどの発電用施設が所在する地方公共団体及びその周辺の地方公共団体の安全性確保及び環境保全や発電施設等立地に対する地域住民の理解増進のため当該地域で行われる公共用施設等の整備、住民福祉の向上に資する事業に活用される。

※扶助費

社会保障制度の一貫として、児童、高齢者、障がい者、生活困窮者に対し、国や地方公共団体が行う支援に要する経費（生活保護費、児童手当等）。

※一部事務組合

市町村等の事務の一部を共同で処理するために設立された組合。1市町村では対応できない、あるいは広域で取り組んだ方が効率的であるなどの理由で設立されるもので、ごみ処理、消防、火葬等様々な事務処理のために各地で設立される。

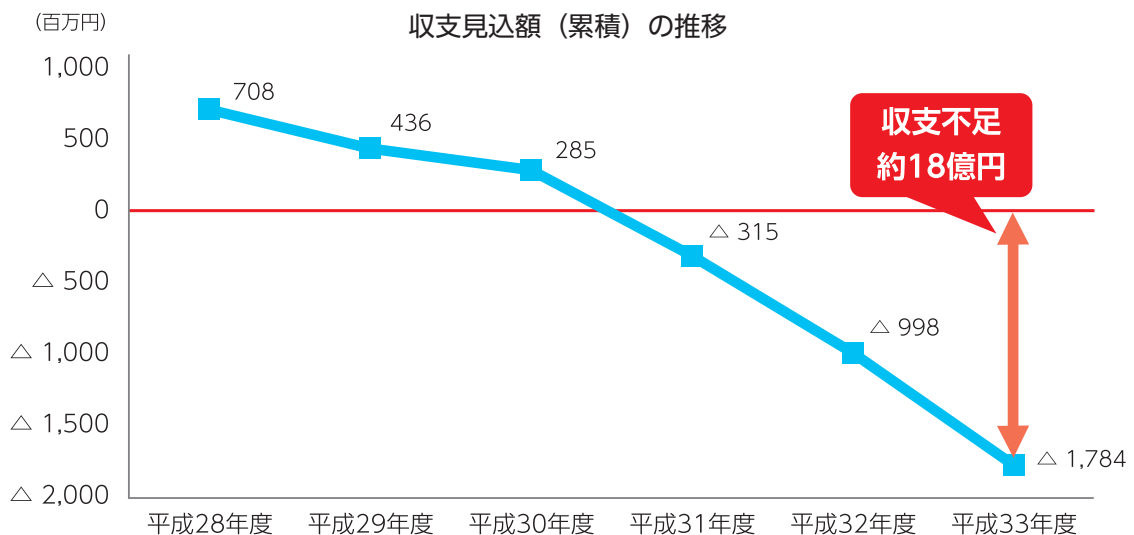
財政の推移

(単位：百万円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
歳入	市税	5,570	6,072	6,061	5,842	5,815	5,797	5,775	5,820	5,898	5,789
	地方交付税等	11,424	11,283	11,635	12,441	13,259	13,433	13,208	13,085	12,652	12,579
	普通交付税	8,886	8,953	9,341	9,622	9,888	9,944	10,275	10,336	9,965	9,900
	特別交付税	1,660	1,533	1,548	1,660	1,783	2,334	1,773	1,583	1,569	1,617
	臨時財政対策債	878	797	746	1,159	1,588	1,155	1,160	1,166	1,118	1,062
	国・県支出金	5,823	6,055	6,615	8,940	10,060	9,227	8,941	9,076	9,228	9,747
	市債（臨時財政対策債除く）	587	1,519	2,845	4,650	3,953	2,267	3,114	1,871	1,695	1,811
	その他	6,905	4,262	4,268	5,784	4,878	5,015	4,265	4,473	3,693	4,580
計	30,309	29,191	31,424	37,657	37,965	35,739	35,303	34,325	33,166	34,506	
歳出	人件費	5,441	5,352	4,955	4,873	4,723	4,623	4,410	4,239	4,281	3,939
	扶助費	4,261	4,581	4,698	4,816	5,496	5,870	5,888	5,936	6,340	6,796
	公債費	4,202	4,209	4,265	4,204	3,888	3,830	4,285	4,194	4,066	4,255
	物件費	2,689	2,771	2,733	3,046	3,194	3,300	3,236	3,400	3,480	3,289
	補助費等	5,218	5,703	6,589	7,714	6,950	7,121	7,018	6,768	6,840	6,762
	普通建設事業費	2,894	1,761	2,807	4,544	6,210	3,087	3,607	2,648	2,779	3,539
	その他	7,730	6,916	6,786	9,145	7,004	7,642	6,425	6,798	4,815	5,449
	計	32,435	31,293	32,833	38,342	37,465	35,473	34,869	33,983	32,601	34,029
歳入歳出差引額	▲ 2,126	▲ 2,102	▲ 1,409	▲ 685	500	266	434	342	565	477	
翌年度繰越財源	8	1	53	46	78	155	18	23	326	9	
実質収支	▲ 2,134	▲ 2,103	▲ 1,462	▲ 731	422	111	416	319	239	468	

(2) 財政の将来推計

平成28年度当初予算を基に、現時点で想定される変動要因を加味して平成33年度までの財政状況をシミュレーションしたところ、平成28年度決算見込みと平成33年度決算見込みとの比較で、市税、地方交付税等及び電源立地地域対策交付金を合わせると10億2,600万円の減収となり、平成29年度以降の収支不足により、累積の収支不足は17億8,400万円となる見込みです。そのため歳入に見合った財政規模への転換が急務となっています。



財政シミュレーション

(単位：百万円)

区 分		平成28年度 当初予算	平成28年度 見込	平成29年度 見込	平成30年度 見込	平成31年度 見込	平成32年度 見込	平成33年度 見込	
平成28年度当初予算・各年度決算見込	歳入	市税	5,713	5,713	5,713	5,613	5,603	5,583	5,568
		地方交付税等	11,780	12,200	12,020	12,000	11,680	11,518	11,519
		普通交付税	9,400	9,803	9,623	9,603	9,283	9,121	9,121
		特別交付税	1,500	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550
		臨時財政対策債	880	847	847	847	847	847	848
		国・県支出金	8,527	8,527	8,368	8,327	8,327	8,327	8,327
		うち電源立地地域対策交付金	1,922	1,922	1,763	1,722	1,722	1,722	1,722
		市債（臨時財政対策債を除く）	2,817	2,817	2,397	3,675	2,783	1,194	1,694
		その他	4,077	4,077	3,956	3,395	3,435	3,555	3,555
	計	32,914	33,334	32,454	33,010	31,828	30,177	30,663	
	歳出	人件費	4,178	4,178	4,318	4,318	4,318	4,318	4,318
		扶助費	7,017	7,017	7,067	7,117	7,167	7,217	7,267
		公債費	3,861	3,861	3,319	3,305	3,391	3,313	3,291
		物件費	3,511	3,511	3,511	3,511	3,511	3,511	3,511
補助費等		6,792	7,092	7,092	7,092	7,092	7,092	7,092	
普通建設事業費		2,583	2,583	2,713	3,844	3,483	1,823	2,383	
その他		4,972	5,302	5,156	4,424	3,916	4,036	4,036	
不用額		△450	△450	△450	△450	△450	△449		
計	32,914	33,094	32,726	33,161	32,428	30,860	31,449		
歳入歳出差引	0	240	△272	△151	△600	△683	△786		
収支見込（累積）		468	708	436	285	△315	△998	△1,784	

第3章 主要課題

1. 人口減少対策の推進

平成27年国勢調査における本市の総人口は58,493人となっており、昭和60年（1985年）の71,857人をピークに減少し続けています。世代別人口の推移をみると、生産年齢人口（15～64歳）は、総人口同様、昭和60年（1985年）をピークに減少し続けており、また、平成12年（2000年）を境に、一貫して老年人口（65歳以上）が年少人口（0～14歳）を上回っています。

このような状況から、今後も人口減少が進行していくことが予測されます。人口減少は高齢化の進行も相まって、医療・福祉・商業・公共交通等の生活機能の低下や、産業の衰退・雇用機会の喪失による地域経済規模の縮小へとつながります。また、空き家・空き地の増加や地域コミュニティの衰退による防災・防犯上の危険性が高まるなど、市民一人ひとりの生活に大きな影響を及ぼします。

「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラル（悪循環の連鎖）に陥らず、本市が、将来にわたって持続可能な魅力あふれる地域を形成し成長するためには、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、その好循環を支える「まち」に活力をもたらす取組を効果的かつ効率的に展開することが必要です。

2. 安心し住みよいまち・地域の創出

これからのまちづくりは、まちの活力向上、公共交通サービスの安定確保、健康まちづくり及び安全・安心なまちを目指して取組を進めるとともに、人口減少、超高齢社会の進行及び公共公益施設の老朽化への対応や、財政負担の低減に努めていくことが求められています。

また、生活利便性が高い「都市拠点」と、小学校区など複数の集落が集まる地域の拠点となる「^{*}小さな拠点」や、本市の代表的な産業の一つである1次産業を支える農山漁村などの「周辺集落」を交通ネットワークにより結び、住民、通学者及び通勤者等のアクセス性を確保することが重要です。また、市民の命と暮らしを守るため、他都市の高度医療施設への救急患者の搬送や、災害時の避難などに必要な地域間ネットワークの確保も重要です。

さらに、パリ協定に基づく地球温暖化対策を進めるためにも、市域の約85%を占める森林地域をCO₂の吸収源としてしっかりと守り、併せて、海岸を保全することにより1次産業の環境基盤の保全を進めることが必要です。

これらを実現していくためには、都市経営コストの適正化及びコスト増大につながる市街地拡大の抑制並びに森林保全のために計画的な土地利用を進め、経済活力の向上が図られる都市構造を官民連携のもと実現していくとした^{*}コンパクトシティ構想によるまちづくりをベースに進めることが必要です。

まちの維持管理の適正化を推進し、人口密度の維持を図りながら、^{*}生活利便施設が立地し経済活動が活性化し暮らしやすいまちをつくり、また、歩いて暮らせるまちにすることにより市民の健

※小さな拠点

小学校区など、複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している様々な生活サービスや地域活動の場などを「合わせ技」でつなぎ、人やモノ、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みをつくろうとする取組。

※コンパクトシティ

都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策。

康を増進し、更にはコミュニティの維持による共助によって災害対応を可能とする、コンパクト・プラス・ネットワークを通じた、安心して住みよいまち・地域づくりが重要です。

3. 産業の振興と雇用の創出

大学や就業の場に恵まれない本市は、高校卒業時に9割を超える若者が転出する一方で、大学卒業者をはじめとする若い世代の転入は、その半分にも及びません。自然減と相まって人口減少に拍車をかけており、このことが地域活力を衰退させる深刻な課題となっています。

また、地域経済を見ると、近年全国的に見られている消費者ニーズの変化により、インターネット等による通信販売型の消費が拡大していることから、この変化に対応できない事業所では売上高減少が続いています。加えて、後継者不足の問題が顕著になってきている商店街では、事業承継ができずに廃業するなど、中心市街地の空き店舗の増加がみられ、経済活力を維持することが難しい状況になっています。

このような現状を踏まえ、地域経済の牽引力となる事業所等に対してはITの活用や消費者ニーズの多様化に対応した新サービスの開発を支援するとともに、地域の特性を活かした新たな産業の創出への支援や人材育成を継続的に強化しつつ、優良企業の更なる誘致を図り、安定した経済成長へとつなげる必要があります。

一方、海に囲まれ地域色豊かな自然環境など地域性を活かして発展してきた農林水産業においては、食の安全や健康志向などの消費者ニーズと農山漁村の持つ多面的な機能への期待が高まる中、生産者の高齢化や後継者などの担い手不足による構造的な脆弱化、資材の高騰、環境変動などに起因する不漁、生産基盤施設の老朽化など多くの課題を抱えています。

これら1次産業における課題を解決する上で最も重要となるのが経営の安定化ですが、そのためには、6次産業化、高付加価値化、そして新たな販路開拓を一層進め、安定した経営と所得の向上を図り、若い世代にも選ばれる魅力ある産業へと育む必要があります。

市内の各種産業が成長し、新たな産業が振興することで、新たな雇用が生まれる好循環を築くことが求められています。

4. 観光・物産プロモーションの推進

全国的な人口減少や超高齢化に対応するため、日本各地において自立的で持続的な地域社会の維持、発展を目指し、地域活性化の鍵となる「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」を呼び込む活動が積極的に展開されています。

※生活利便施設

小中学校、保育園、病院、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、商店街など、住宅の周辺にある生活に必要な諸々の施設。

※コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確認し、高齢者などが安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携してコンパクトなまちづくりを進めること。

※IT

「Information Technology」（インフォメーション・テクノロジー）の略称で、日本語では情報通信技術と訳される。コンピュータとネットワークに関する技術とその応用のことで、インターネットがその代表例である。最近ではコミュニケーションという概念を含めた「ICT」を情報通信技術の意味で用いる。

※6次産業

農林水産物（1次産業）を加工（2次産業）し、販売（3次産業）までを一元的に行う産業。1と2と3を足す、あるいは掛けると答えが6になることから6次産業と呼ばれる。

※超高齢化

総人口に対して、65歳以上の高齢者人口の占める割合が21%を超えた状態。

都市対地方、地方対地方など様々な構図の中で、本市が元気であり続けるためには、国内外の個人や企業に認知され、「行くならむつ市」「買うならむつ市産」など常に選ばれるまちへと変貌していかなければなりません。

そのためには、既存の観光、特産品資源を徹底的に磨き上げるとともに、文化、歴史、風土、大地など下北ジオパークが持つ価値を付与しつつ、地域の新たな魅力を創出し、地域間競争を勝ち抜く地域ブランドを確立する必要があります。

併せて、訪日外国人観光客が大幅に増加している状況を踏まえて、これまで行ってきた国内向けの取組に加え、新たにインバウンド対策事業やむつ下北が誇る特産品の海外展開支援を講じ、交流人口の拡大、地域経済の活力向上に結び付けるため、魅力あふれる資源を全国、そして、海外へ発信するといった積極的なプロモーションを行っていく必要があります。

なお、本市は、ふるさと納税制度により、非常に多くの方々から寄附をいただいておりますが、本制度は、市の歳入確保のみならず、生産者の所得向上や、加工業など様々な業種への波及効果が見込まれ、地域全体の活性化に大きく貢献する取組です。ふるさと納税の更なる進展を図っていくため、付加価値を高めた特産品開発と、このことによる需要拡大に向けた生産量の確保など、市と生産者や事業者等が協働し、企画力と生産力の向上に取り組んでいく必要があります。

5. 市民協働による総合力の向上

平成26年度に実施した市民満足度調査における「むつ市の取組に対する総合満足度」は、3.34点（5点満点中）という結果となっており、市民生活向上に係る取組の充実が求められています。このような中、社会構造や財政状況の変化、市民ニーズや価値観の多様化といった複雑化している地域課題に柔軟に対応するためには、市民、各種団体、行政など、地域の多様な主体が関わり、それぞれがつながることで総合的にまちづくりを進めていくことが重要となっています。

そのためには、専門的で高度な行政サービスを提供することができる行財政基盤の強化充実を図る必要があります。

また、市民協働を進める上で、市民と行政が果たすべき役割を明確にするとともに、お互いが情報を双方向で共有することが、市民活動や非営利活動法人（NPO法人）の積極的な市政への参画を促進し、調和と活力のあふれる地域づくりへとつながっていくこととなります。

本市の特色ある自然、歴史、文化、産業、科学技術関連施設等の集積、そして、豊かな人材を総合的に活かし、地域の総合力を向上させ、個性あふれる地域づくりを推進することが課題となっています。

これまでの各地区の特色ある地域づくりを活かしつつ、地域住民と連携しながら、市としての総合力の向上を図っていくことが重要となります。

※インバウンド

外国人が訪れてくる旅行のことで、訪日外国人旅行または訪日旅行とも訳される。

※交流人口

地域外からその地域を訪れる人。

※ふるさと納税

応援したい都道府県・市町村へ寄附することで、個人住民税や所得税が一定限度まで控除される制度。

※非営利活動法人（NPO法人）

「Non-Profit Organization」（ノン・プロフィット・オーガニゼーション）の略語で「非営利組織」や「非営利団体」と訳され、住民が行う自由な組織的社会的貢献活動として、営利を目的としない民間組織。

6. 川内・大畑・脇野沢地区の活性化

川内・大畑・脇野沢地区はそれぞれ、豊かな自然環境や歴史文化など、他に誇れる地域資源に恵まれた魅力的な地域です。

しかし、全国的に人口減少が進行している中、川内・大畑・脇野沢地区の人口減少は顕著で、平成27年国勢調査によると、平成22年から平成27年までの5年間の人口減少率は、川内地区が13.33%、大畑地区が10.22%、脇野沢地区が16.32%となっています。

このような状況の中、人口減少に歯止めをかけるとともに、地域活性化を実現するためには、それぞれの地域資源を活かしながら、特色に合った地域づくりを進めることが重要です。

具体的には、川内・大畑・脇野沢地区の基幹産業である農林水産業について、担い手の育成・確保を含めた形でより一層の振興を図るとともに、新たな雇用創出の観点から、6次産業化など産業の創出や育成を推進する必要があります。

加えて、地域に活力をもたらす交流人口の拡大のため、下北ジオパークや、食、文化などの地域資源を一体的かつ効果的に活用した観光振興が求められています。

7. 医療機能の再編

本市及び下北郡内町村は、地域の医療を守るため、昭和46年に一部事務組合下北医療センターを設立し、下北地域保健医療圏内の病院及び診療所を運営していますが、経営健全化と医師不足解消が大きな課題となっています。

経営健全化については、地域医療を確保する上で不可欠なものであり、継続的な収益確保と経費削減対策による安定的な経営基盤の確立が重要です。

本市は、人口10万人当たりの医師数が162.1人と、全国平均244.9人、青森県平均203.0人を大きく下回り、深刻な医師不足の状況にあります。医師不足解消については、一人でも多くの医師がやりがいを持って長期的に働ける環境づくりが必要です。

また、下北地域の中核的な役割を担うむつ総合病院では、弘前大学を中心とする医師の招聘や、^{*}臨床研修指定病院として研修医採用等により医師確保に努めていますが、より一層の取組が必要となっています。

さらに、医師不足に限らず、看護師等の医療スタッフ不足も恒常化しており、看護師等修学資金貸与制度の活用等、医療スタッフの確保にも努めなければなりません。医師及び医療スタッフの不足は、医療サービスの低下を招くだけでなく、経営面に大きな悪影響等を及ぼすことから、計画的な人材確保や、地域の若者を将来の担い手として育成する取組が重要です。

2025年（平成37年）には、人口割合の最も多い^{*}団塊の世代が75歳を迎えることで、医療・介護需要が増大し、疾病構造が大きく変化するとされており、このような中、地域住民が安心して暮らすことができるまちづくりを進めるためには、医療の充実は不可欠であり、県が策定した地域医療構想を踏まえ、地域の実情に即した医療提供体制の構築を図り、更には医療・保健・福祉の連携による一体的なサービス提供体制の強化が重要です。

※臨床研修指定病院

医学部を卒業し、医師免許を取得した医師（研修医）が卒業後2年間、基本的な手技、知識（初期研修）を身につけるため籍を置き、経験や腕を磨く場を提供する病院。厚生労働省の審査を受け、指定を受けた病院のみ研修医と雇用契約を結び（研修医であると同時に勤務医でもある）受け入れることができる。

※団塊の世代

一般的に第2次世界大戦終戦後の1947年から1949年の第1次ベビーブームに生まれた世代を指す。

8. 子育て支援と健康長寿のまちづくり

全国的に人口減少が進行していますが、これは少子化によるところが大きく、本市の少子化は、若者の流出に加え、出産から子育てを取り巻く環境が厳しいこと、仕事と子育てを両立する体制の整備が必ずしも十分でないこと、雇用、収入面で将来に対する不安から子どもが欲しいという希望がかなえられないことなどが要因として挙げられます。

また、少子化と同時に高齢化も進行していますが、医療の高度化による医療費の増加や介護を必要とする高齢者が増加していることもあり、自治体財政に占める社会保障費の割合が年々大きくなっています。

一方、健康状況に着目すると、本市は全国1,898の市区町村の中で平均寿命が男性ワースト8位、女性ワースト16位と下位にあり、その要因として現役世代の死亡率の高いことが挙げられ、大きな課題となっています。

こうした少子高齢化や保健福祉に関する問題は、地域の大きな課題として、関連する分野と一体的に施策を展開する必要があります。特に子育て環境の充実と健康長寿のまちづくりは、地域の総合力を向上させることから、児童福祉と母子保健事業を一体として展開することや、健康づくりに関してはまちぐるみでの取組として健康づくり宣言をし、健康マイレージやすこやかサポート事業所認定制度などが端緒についていますが、今後、保健・医療・福祉の連携による^{*}地域包括ケアの推進や健康づくり関連施策の充実が、ますます重要となってきています。

9. 未来に向けた人づくり

情報通信技術の進展やグローバル化等に伴う変化の激しい時代において、多様化・複雑化する課題を克服し、未来を創造するために教育の果たす役割は大きいと考えており、一人ひとりが社会的に自立し、課題を克服して豊かな生活を送るため、学校教育では確かな学力、豊かな心及び健やかな体の育成といった「生きる力」を身につけることが求められています。

また、社会教育においては、各自が生涯にわたり、自己の能力と可能性を最大限に高めるため、多くの人々と協働しながら、自己実現と学習成果を社会に活かしていくことが期待されており、生涯を通じて、ふるさとに対する愛着や誇りを育むことにより、地元地域へ還元、貢献したいと思う気持ちを醸成し、まちづくりに大切な人づくりに努めていくことが求められています。

こうした中、地方教育行政制度改革を踏まえ、市長と教育委員会が地域の教育行政として重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場として、むつ市総合教育会議を設置し、全国トップクラスを目指した学力の向上、体育・健康教育の充実、夢を育む教育、地域とともにある学校を基軸に据えた「むつ市教育大綱」を平成28年11月に策定しました。

本計画とこの教育大綱をもとに、学校、家庭、地域が一体となり、新しい時代にふさわしい教育のあり方や子どもの成長を支える学校教育のあり方を、成果と課題の検証を踏まえながら具現化していく必要があります。

※地域包括ケア

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように地域がサポートし合う社会のこと。

※グローバル化

社会的あるいは経済的な関連が、旧来の国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象。

10. 消防・防災体制の整備及び充実

地震や津波、風水害など、多様化する災害から地域における安全・安心を確保するためには、消防・防災体制の整備及び充実が極めて重要です。

現在、本市は周辺町村とともに下北地域広域行政事務組合を設置し、広域消防体制を築いておりますが、消防・防災関連の既存の施設や設備の老朽化が進んでおり、消防費が約19億円で高止まりしている中、現状に即した消防・防災体制を構築しつつ、老朽化対策を進める必要があります。

また、広大な面積を持つ本市においては、消防団等の地域に密着した組織による災害時等の役割もますます重要となっています。しかし、消防団員数は定数の8割程度しかなく、また、年々減少傾向となっていることから、消防団員の確保が重要な課題となっています。行政による「公助」だけでなく、市民一人ひとりが防災意識を高める「自助」や、自主防災組織のように地域ぐるみで防災活動に取り組む「共助」の充実を図るとともに、常備消防と非常備消防の連携体制を構築することで、地域防災力の向上に努める必要があります。

さらには、災害時の避難経路となる陸上交通や海上交通の整備・充実のほか、震災に強いまちづくりを推進するため、住宅・建築施設の耐震化の向上に向けた取組が望まれています。

また、本市に建設中の使用済燃料中間貯蔵施設のほか、隣接する東通村には稼働停止中及び建設中の原子力発電所、大間町には建設中の原子力発電所、隣々接となる六ヶ所村には原子燃料サイクル施設等、下北半島地域に原子力関連施設が集積していることから、これらの施設に起因する原子力災害に対する広域的な防災体制の整備が重要な課題となっています。

11. 交通ネットワークの改善

本市は、青森県全体の約9.0%を占める県内最大の面積を有していることから、一体感、連帯感の醸成のためには、道路網の整備による距離感、隔絶感の解消が重要であり、周辺各地区からむつ地区へはもちろん、各地区間をつなぐ路線の整備も必要となっています。

道路状況については、骨格である国道279号及び338号に大きく依存しており、災害などで通行不能となった際には、地域の孤立化が懸念されています。このような状況の中で、高速交通体系を担う下北半島縦貫道路とそのエントランス施設としての道の駅や、両国道、地域間をつなぐ県道等の整備が大きな課題となっています。

また、本市やその周辺には、自衛隊基地や原子力関連施設が集積しており、昨今の世界情勢等を見れば、本地域がテロ行為の対象や自然災害に伴う原子力事故が発生する可能性もあることから、それら有事における避難手段として、また災害復旧のための緊急輸送手段としても下北半島縦貫道路をはじめとした高速交通体系の早期整備や空路、海路を含めた移動手段の整備が急がれます。と

※自助・共助・公助

「自助」＝自分で自分を助けること。「共助」＝家族、企業や地域コミュニティで共に助けあうこと。「公助」＝行政による救助・支援のこと。

※自主防災組織

地域住民が「自分たちのまちは自分たちで守る」という連帯感に基づき、地域ぐるみで防災活動に取り組むための組織。

※使用済燃料中間貯蔵施設

中間貯蔵施設は、原子力発電所で一度使い終わった使用済燃料を再処理工場で再処理するまでの間、一時的に貯蔵・管理する鉄筋コンクリートでつくられた施設。原子炉から取り出された使用済燃料は一定期間、発電所内の貯蔵プールで貯蔵された後、キャスクと呼ばれる容器に入れられ、中間貯蔵施設で、約50年間安全に貯蔵・管理することとなっている。

※原子燃料サイクル施設

原子力発電所から出た使用済燃料を再処理して再び燃料として使用する一連の流れを行う施設で、再処理工場、ウラン濃縮工場などを指す。使用済燃料中間貯蔵施設は、原子燃料サイクル全体の運営に柔軟性を持たせる重要な役割を担う施設。

りわけ、下北半島縦貫道路は、むつ市国土強靱化地域計画において「むつ市の孤立化」を回避するために最重要な道路として位置付けられていますが、本市においては奥内地区から中野沢地区までの約10kmの区間が事業化されておらず、全線供用開始の目途が立っていない状況です。そのため、公共事業用地連絡協議会の活動を推進するなど、青森県と連携しながら早期完成を目指す必要があります。

一方、公共交通においては、JR大湊線や路線バスの利便性向上及び利用者数の増加が課題となっています。特に路線バスは、お年寄りや子どもなどにとって欠かせない地域交通手段となっていますが、そのほとんどが赤字路線で、国・県・市からの補助金によって維持されている厳しい現状にあり、一部の路線では廃止される事態となっています。

このように、バス事業者の経営環境がますます厳しい状況に置かれている中、本市でも大畑地区において^{*}デマンド型タクシーの運行など、バスに代わる新たな交通手段を確保する取組が行われており、今後も持続可能な公共交通の仕組みづくりや地域の実情にあった交通手段について、地域住民とともに「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」の検討を進めていく必要があります。

さらに、下北半島地域から青森市へのアクセスである離島航路、北海道や津軽半島へのフェリー航路といった海上交通については赤字経営が続いており、その維持が地域の課題となっています。

12. 地域循環型社会の推進

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式は、化石資源を中心とした天然資源の枯渇への懸念や大規模な資源採取による自然破壊、更には^{*}温室効果ガスの排出による地球温暖化問題や自然界における適正な物質循環の阻害の原因となっており、それぞれの問題は重層的に、かつ、相互に影響を及ぼしながら地球規模で深刻化しています。

このため、従来の社会のあり方や市民の生活様式を見直し、社会における高度な物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会への転換を更に進めていく必要があります。

なお、本市のごみ処理費用は高止まりしており、平成27年度には年間約16.9億円となっています。また、人口1人当たりの処理経費については27,807円となっており、非常に高い水準となっています。

本地域には自然の恵みによりもたらされる持続的に再生可能な資源である^{*}バイオマス資源が豊富に存在していますが、ごみとして処分している状況にあります。これらのバイオマス資源は科学技術の発展に伴い再資源化が可能となっており、有効利用をより一層促進することが求められています。

こうした現状を踏まえ、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）に定められた基本原

※デマンド型タクシー

地元のタクシー会社や自治体などが運営する小型の乗合自動車で、電話等による予約により利用者を自宅などから目的地まで送迎する交通システムで、タクシーのような「ドアtoドア」の便利さと乗り合いによる合理性を併せ持つ。

※循環型社会

廃棄物発生抑制及び適正な処分、リサイクルを推進し、石油や森林等の天然資源をできるだけ使わない環境にやさしい社会を指す。

※化石資源

石油、石炭、天然ガスなどの化石由来の資源。

※温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。水蒸気、対流圏オゾン、二酸化炭素、メタンなどを指し、地球温暖化の主因となる。

※バイオマス

生物（Bio）と量（Mass）を合わせた用語で、稲わら、食品廃棄物など、生物由来の有機性資源（石油や石炭などの化石資源は除く。）。

則に則り、適正な処理の確保を前提としつつ、処理経費の削減のため廃棄物の発生抑制に努めるとともに、ごみの再使用、再生利用及び熱回収を総合的に推進し、循環型社会への移行を加速化する必要があります。

13. 電源立地に係る振興策

下北半島地域では、地域住民の理解・協力のもと、本市において平成30年後半の操業を目指して建設中の使用済燃料中間貯蔵施設、隣接の東通村には稼働停止中及び建設中の原子力発電所、大間町には建設中の全量MOX燃料を使用する原子力発電所、隣々接となる六ヶ所村には再処理工場をはじめとする原子燃料サイクル施設等、原子力関連施設の立地が進められています。

東日本大震災以降、国民の原子力に対する安全への不安や国のエネルギー政策の見直しなど、原子力を取り巻く環境に大きな変化が生じている中、今後も原子力施設と地域との共生を図るためには、安全性の確保はもちろんのこと、地元理解の促進など、より一層の取組への努力が求められています。また、操業の延期や稼働停止の長期化による地域経済への影響も懸念されています。このことから、本市をはじめ六ヶ所村、大間町及び東通村で構成され、国のエネルギー基本計画に基づく政策に協力するためのプラットフォームとして位置付けられる4市町村長懇談会等を通じて、相互に連携しながら、課題解決に向けた取組を強化していくことが重要です。

また、電源立地自治体及び周辺自治体に対しては、電源三法に基づく交付金制度があり、地域振興のための事業等に活用してきました。本市においては、平成23年度には約30.8億円交付されていたものが、平成27年度には約25.2億円まで減少し、今後も減額が見込まれています。このような状況を踏まえながらも、市全体の発展と魅力あふれる地域の形成を目指し、その有効な活用にも努める必要があります。

14. 持続可能な財政基盤の確立

本市の財政運営は、長引く地域経済の低迷による市税収入の伸び悩みや合併特例措置の段階的縮小に伴い普通交付税が減少する中で、少子高齢化に伴う義務的経費の増嵩や公共施設等の更新・耐震化に係る財政需要の増大に加え、地域医療を担う一部事務組合下北医療センター及び消防やごみ処理等を担う下北地域広域行政事務組合に対する負担が非常に高い水準で推移しているなど、極めて厳しい状況となっています。

財政シミュレーションでは、更なる財源対策を実行していかなければ赤字に転落し、その後も赤字が拡大していくことが見込まれ、平成33年度には累積の収支不足額が約18億円となる見通しです。

こうしたことから、中長期的な展望に立ち、事務事業の厳しい選択や市民ニーズを踏まえた真に

※MOX燃料

混合酸化物燃料の略称。使用済燃料中に含まれるプルトニウムを再処理により取り出し、プルトニウム酸化物とウラン酸化物とを混ぜたものを指す。

※プラットフォーム

動かすために必要な、土台となる環境。

※電源三法交付金

発電用施設の設置及び運転の円滑化を図るために創設された電源三法（電源開発促進税法、特別会計に関する法律、発電用施設周辺地域整備法の総称）のことで、これらの法に基づき交付される。

※義務的経費

地方自治体の経費のうち、支出が義務的で任意では削減できない経費。歳出のうち特に人件費、公債費、扶助費が狭義の義務的経費とされ、その割合が高くなると財政の硬直化が進む。

必要な施策への投資の重点化を図るとともに、自主財源の充実にも努め、将来世代への負担を残さない持続可能な財政基盤の確立を図ることが重要な課題となっています。

15. 公共施設等の適正管理

本市は、これまで市民生活の向上を目的として、多くの公共施設等を整備し、公共サービスの提供に努めてきましたが、現在は、市町村合併などを経て機能が類似する施設や相当数の道路、橋梁等を保有する状況となっています。これらの公共施設等の中には、老朽化対策や更新を必要とする施設も多数あることから、今後、日常の維持管理費に加え、老朽化に伴う改修費や更新費の増加が見込まれ、今ある公共施設の全てを維持するとした場合、年間30億円を超える財政負担が必要とされています。そして、人口減少や少子高齢化に伴う社会的必要性の変化、災害対策の強化及び環境への配慮などにも対応していかなければならず、市の財政運営にとって大きな負担となることが予想されています。

市の財政状況が非常に厳しい中ではありますが、対策を講じなければ、事故の発生や施設の廃止など公共サービスの低下につながる可能性も懸念されることから、公共施設等を貴重な経営資源と捉え、平成28年3月に策定した「むつ市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の利用環境の計画的な整備や管理を行うとともに、長寿命化対策、利活用の促進及び統廃合等、総合的かつ統括的に行う公共施設マネジメントを推進していく必要があります。

第 2 部

The Comprehensive Plan of Mutsu City

基本構想

第 1 章	基本構想策定の目的 (基本的な考え方)	22
第 2 章	目標年次	22
第 3 章	市の将来像及び実現に向けた基本方針 (施策の概要)	22
第 4 章	施策の大綱 (施策項目、施策内容)	24

第2部

基本構想

第1章 基本構想策定の目的（基本的な考え方）

この基本構想は、人口減少や少子高齢化の進行など社会情勢が大きく変化する中においても、本市のまちとしての持続性を確保するとともに、次世代に向けて更なる成長、発展を遂げ、誇りと夢や希望を抱いて暮らすことができる魅力あるまちをつくるため、目指すべきまちの姿やその実現のための方針を明確にするものです。

第2章 目標年次

この基本構想の目標年次は、平成38年度までとします。

第3章 市の将来像及び実現に向けた基本方針（施策の概要）

第1節 将来像（基本理念）

笑顔かがやく 希望のまち むつ



人口減少や少子高齢化の進行、市民のライフスタイルや価値観の多様化などにより、地域課題は複雑化してきています。

そのような中で、豊かな自然環境や各地域に伝承されている様々な伝統文化など、特色ある地域資源に恵まれた本市は、下北地域の中心市としての役割を担い、将来にわたって人と自然がともに輝く持続可能なまちづくりが求められています。

4回にわたって開催されたむつ市長期総合計画策定市民会議では、本市の誇りとして「食」「水」「空気」「温泉」「祭り」「歴史」「郷土芸能」「ジオパーク」などといった意見が多数挙げられました。また、「10年後どんなむつ市になりたいですか?」といった問いに対しては、多くの市民が「子どもがたくさんいて、楽しく、暮らしやすく、にぎやかで、活気のあるまち」などといった笑顔と希望にあふれるまちの姿をイメージしていました。

このような市民が思い描く10年後の理想像を実現するためには、誇れる地域資源を守り活かしながら、みんなが輝けるまちづくりを進めていく必要があります。

そのため、本市は、子どもから高齢者まで全ての市民が笑顔で輝き、未来に向かって輝く夢や希望が持てるようなまちの実現を目指し、「笑顔かがやく 希望のまち むつ」を将来像に掲げます。

第2節 基本方針（まちづくりの方針）

本市の将来像「笑顔かがやく 希望のまち むつ」の実現のため、「元気の向上」「暮らしの向上」「教育の向上」「安全の向上」「魅力の向上」を方針として、それぞれの分野において目標を定め、地域資源を活かしながら、行政だけではなく市民や事業者等と役割を分担し、市民協働のまちづくりを目指します。

1. 元気の向上



地域資源を活かした経済の持続的成長とともに、雇用の安定と確保に努めることで、人口減少に歯止めをかけ、活気あふれるまちづくりを推進します。

併せて、まちを元気にする市民協働の取組や市民の主体的な活動等を推進します。

2. 暮らしの向上



子どもから高齢者まで誰もが心身ともに健やかに、また、自然環境の保全や都市環境が整備され、快適に安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

また、時代に即した真に必要な事務事業を見極めながら、効果的で効率的な行政運営及び強固な財政基盤の確立を推進します。

3. 教育の向上



未来を担う子どもたちの夢や希望の実現に向けた成長を支援するとともに、全ての市民の生涯にわたる教育環境の充実を推進します。

4. 安全の向上



誰もが安全で安心して暮らせる毎日を実現するため、防災や消防に係る施設や設備等の整備を計画的に進めるとともに、市民一人ひとりの安全・安心に対する意識の醸成を図り、地域全体で守る仕組みや体制づくりを推進します。

5. 魅力の向上



下北ジオパークや特産品などの地域資源の魅力を磨き上げるとともに、積極的なシティプロモーションを展開することで、常に選ばれる魅力のあるまちを目指し、国内外からの交流人口と滞在人口の拡大など「稼げる地域」への成長を推進します。

※シティプロモーション

地域における経営資源のブランド化を目指し、地域の魅力を世間に広めることで、地域活性化を図る活動。

※滞在人口

特定の市町村に2時間以上滞在した人数。

第4章 施策の大綱（施策項目、施策内容）

1. 元気の向上



(1) 地方創生^{*}

全国的に人口減少が進行する中で、本市の創生を成し遂げるため、豊かな自然環境や特色ある歴史・文化など、独自の地域資源を活かしながら、地域経済の維持・成長へとつなげる取組を一体的かつ継続的に実施します。

① まち・ひと・しごと創生の推進

本市の特色ある地域特性を活かしながら、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻すための取組を総合的かつ戦略的に展開します。

(2) 産業・雇用

豊かな市民生活を実現するためには、多様な地域資源を活用した特色ある産業の育成が求められます。これまで発展してきた既存の地域産業の基盤強化と成長を図るとともに、時代のニーズや地域特性に合った新たな産業の育成を図り、地域経済の活性化及び雇用機会の拡大を目指します。

① 農林水産業の振興

これまで基幹産業として発展してきた農林水産業が更に魅力ある産業へと成長するため、販路拡大、PR戦略やブランド化による取引価格の向上、生産性の向上により、経営の安定化を図ります。

② 商工業の振興

地域経済圏を維持するため、ITを活用した新たな販路開拓や、消費者ニーズの多様化に応じた新商品・新サービスの開発などを支援し、産業競争力の強化を図ります。併せて、コンパクトシティの拠点となる中心市街地の活性化を図ります。

③ エネルギー関連産業の育成

地熱など地域の特性に合った再生可能エネルギー^{*}を利用した分散型エネルギーシステムの推進や、本市において操業が予定されている使用済燃料中間貯蔵施設をはじめ下北半島にエネルギー関連施設が集積しているという地域性を活かし、エネルギー関連産業の育成を図るとともに、地域産業の活性化や雇用機会の創出に努めます。

※地方創生（＝まち・ひと・しごと創生）

人口減少社会と東京一極集中という課題に対し、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼びこむ好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」へと活力を取り戻すため、各地域がそれぞれの特徴を活かして自律的で持続的な社会を実現すること。

※再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

④ 新たな産業の創出

時代のニーズに対応した、地域の特色や豊富な素材を活かした新産業の創出や、既存企業の新たな事業展開及び新分野への進出などを促進します。

⑤ 若者の地元就職の促進

市内における雇用の創出を図るとともに、大学生等と企業とのマッチングを支援し、地元就職、地元定着を促進します。

併せて、^{*}U・I・Jターンを促進するため、移住に関する情報を広く発信するとともに、相談体制の充実等を図ります。

(3) 市民協働・コミュニティ

まちづくりの主役は市民一人ひとりであり、市民の主体的な活動や交流等を支援するとともに、市民や各種団体等との協働による施策を展開し、新たなつながりを生み出す地域経営の仕組みを構築します。

併せて、市民主体のまちづくりの基礎となる地域コミュニティの機能の充実を図ります。

① 市民協働の施策展開

地域課題を共有し、課題解決に向けて多様な主体が連携しやすい仕組みの構築に取り組むとともに、協働の核となる人材の育成に努めます。

② 多様な市民活動の支援

市民や市民活動団体などの主体的な活動を支援するとともに、更なる協働による活動を促進するため、市民や団体間の新たなつながりの創出を支援します。

③ 広報広聴の充実

市民の行政に対する関心と理解を深め、まちづくりの状況等を正しく伝達するとともに、本市の売り込みや知名度向上のため、効果的な広報活動及び情報提供を推進します。

また、まちづくりに市民の声を積極的に反映させる仕組みの充実を推進します。

④ コミュニティ自治の実現

子どもからお年寄りまで、誰もが自由に楽しくいきいきとコミュニティ活動に参加できる住みよい地域社会を実現するため、町内会をはじめとするコミュニティ自治の仕組みづくりや活動を支援し、自治意識の高揚を図るとともに、地域社会の活性化につながる世代間交流の促進を図ります。

※U・I・Jターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。「Uターン」は出身地に戻る形態、「Iターン」は出身地以外の地方へ移住する形態、「Jターン」は出身地の近くの地方都市に移住する形態を指す。

(4) 男女共同参画・女性活躍

男女が社会の対等な構成員として、家庭、地域、職場、政策決定の場など、あらゆる分野に平等に参画し、共に社会の発展を支えていくような男女共同参画社会の形成を促進します。

- ① **男女共同参画社会づくりに向けた意識改革**
男女共同参画の視点に立った意識改革の普及・啓発を図ります。
- ② **市民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現**
個人のニーズに対応した多様な働き方が可能な環境づくりを推進するとともに、家庭内における育児等と社会での活躍の両立を実現するための支援体制の充実を図ります。

2. 暮らしの向上

(1) 健康・福祉

乳幼児から高齢者までの健康づくりを支え、また、質の高い保健・医療体制の充実をより一層推進することにより、市民の健康な心と体を守るとともに、少子高齢化が進行する中、誰もが安心して暮らすことのできるまちとするため、地域全体で支え合う福祉の充実を図ります。

- ① **子どもすこやか母子保健の充実**
医療機関や関係機関との連携により、安心して出産・育児ができるようサポート体制を整備し、きめ細かな母子保健の充実に努めます。
- ② **一人ひとりの健康づくりの推進**
市民の健康寿命延伸を目指し、心身の健康づくりを促進するとともに、各種健診や健康相談等の取組を推進します。
- ③ **健康まちづくりの推進**
健康づくりに取り組む仲間づくり、地域や職域の健康づくりのため、健康リーダーの育成及び地域のネットワークづくりを強化します。
- ④ **医療体制の充実**
広域医療の中核としての医療機関から市民に身近な医療機関まで、市民等の医療ニーズに

※男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。(男女共同参画社会基本法第2条)

※ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを目指す考えのこと。

※健康寿命

日常的・継続的な医療・介護に依存しないで、自分の心身で生命維持し、自立した生活ができる生存期間。

対応するための総合的な地域医療体制の整備充実を図ります。

また、将来の地域医療を確保するため、医師等の医療スタッフの確保や育成に努めるとともに、病院経営の健全化に向けた取組を推進します。

⑤ 児童福祉の充実

次代を担う子どもたちが、健やかに育っていくことができる地域づくりや、安心して子どもを産み、男女ともに子育てに喜びや幸せを感じることができるような社会づくりに向けた児童福祉の推進に努めます。

⑥ 高齢者福祉の充実

介護保険制度による介護サービスの充実やその他の高齢者福祉サービス等の充実を図り、高齢者やその家族が必要とする福祉サービスを適切に受け取ることができる環境づくりに努めます。また、介護予防を推進し、高齢者が生きがいを持って暮らすことのできる地域づくりに取り組みます。

⑦ 障害者福祉の充実

障がいのある方が、障がいの重さや心身の状態などに応じて受けられる障害福祉サービスを提供し、障がいのある方の自立と社会参加の機会を確保するとともに、教育や就労などを充実させ、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるまちの実現を目指します。

⑧ 地域福祉の充実

青少年の健全育成や高齢者の見守りなど、地域社会の安心な暮らしを確保するため、民生委員・児童委員や関係機関、民間事業者等と連携を図り、地域全体で地域福祉の充実に努めます。

⑨ 社会保障の充実

厳しい社会経済情勢や少子高齢化が進む中で、誰もが自立し安心して生活ができるよう社会保障制度の適正な運用に努めます。

(2) スポーツ

誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しみ、生涯にわたって心身ともに健康で、豊かな生活を実現していくため、市民のスポーツ環境の充実を図り、スポーツ・レクリエーション活動を推進します。

① スポーツ活動の充実

市民が健康を維持し、豊かなライフスタイルを実現するため、スポーツ教室やスポーツイベント等を通じて、スポーツ・レクリエーション活動を推進します。また、スポーツ施設の適正な整備と管理に努めるとともに、スポーツ指導者や団体の育成を図り、スポーツ環境の充実を図ります。

(3) 環境

本市は、特別天然記念物のニホンカモシカや天然記念物のニホンザルなどが生息し、豊かな自然環境に恵まれていることから、今後も環境の保全に努めていくとともに、恵まれた条件を積極的に活用しながら発展していくことが求められます。

① 循環型社会の推進

本市の豊かな自然環境を保全し、次代へ受け継いでいくために、循環型社会の形成を図り、環境に優しいまちづくりを推進します。

また、自然の恵みによりもたらされる持続的に再生可能なバイオマス資源を活用した新たな産業の創出及び雇用の拡大を図ります。

② 自然環境の保全

多様な生物や自然景観などを良好な状態で保全し、人と自然が共生可能な地域づくりを推進します。

③ 公害対策の充実

騒音、悪臭などの生活公害のほか、あらゆる形態の公害対策の充実を図り、快適で安全な環境づくりを推進します。

④ 環境衛生対策、廃棄物対策の充実

環境美化や環境衛生の向上に向けた環境衛生対策を推進します。また、ごみ、し尿の収集運搬及び処理体制の充実を図ります。

(4) コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少や少子高齢化が進行する中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者をはじめ誰もが安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携し、コンパクトなまちづくりを推進します。

① 暮らしやすいまちの構築

医療・福祉・商業施設等が集積した「都市拠点」と、小学校区など複数の集落が集まる地域の拠点となる「小さな拠点」や、1次産業を支える農山漁村などの「周辺集落」を交通ネットワークで結ぶことにより、居住や都市の生活を支える機能を維持するとともに、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を推進します。

② 計画的な土地の管理及び利用の促進

多様な地域資源の有効活用とコンパクトなまちづくりのため、それぞれの地域の市全体の中での位置付けや地域の独自性に配慮しつつ、市街地の拡大を抑制するなど、計画的な土地利用を推進します。

※天然記念物

国の文化財保護法によって指定された、学術上価値の高い動植物・地質鉱物など。また、地方公共団体の条例によって指定されたものも含み、広義には日本の自然を理解する上で欠くことのできない自然及び自然現象も指す。このうち、世界的にまた国家的に価値が特に高いとして、文化財保護法によって指定されたものを特別天然記念物という。

③ 道路基盤の整備

市内の各地域を結ぶ幹線道路や生活道路の整備、地域間の移動時間の短縮や安全な道路交通の確保を推進します。

④ 公共交通の確保

観光客を含め、高齢者や通学者などの移動手段を支える公共交通の利便性を確保するとともに、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする地域公共交通網形成計画の策定を目指します。

⑤ 広域交通ネットワークの形成

県内各地や北海道などへの広域的な交通の利便性を高めるため、関係機関との連携を図り、効果的かつ効率的な広域交通ネットワークの形成を図ります。

(5) 行財政基盤

目まぐるしく変化する社会情勢や市民ニーズの多様化と、厳しい財政状況に対応するため、行政改革を積極的に推進しながら、市民の満足度が高い効率的かつ効果的な行政運営に努めるとともに、財源の確保や効率的かつ計画的な財政運営に努めます。

① 効率的な行政運営

「スピード」「コスト」「成果」をキーワードに、真に市民が必要とする行政サービスの提供に努めます。また、社会の変化に柔軟かつ機敏に対応できる組織づくりを推進するとともに、職員一人ひとりの資質向上に努めます。

② 財政の健全化

全ての事業の効果検証を徹底し、選択と集中を図りながら行政需要を的確に捉えつつ、健全な財政運営の確保を目指します。

③ 広域行政の推進

人口減少・少子高齢化や多様な住民ニーズに対応するため、今まで以上に広域連携を推進し、恵まれた地域の資源・特性を最大限に活かしながら、地域活性化の取組を推進します。

④ 公共施設マネジメントの推進

公共施設等を貴重な経営資源と捉え、施設の利用環境の計画的な整備や管理を行うとともに、利活用の促進及び統廃合等を総合的かつ統括的に行う公共施設マネジメントを推進します。

⑤ 情報ネットワークの利活用の推進

地域の活性化、産業の情報化を推進するため、ICTサポートの充実や地域ICTリーダーの育成を行うとともに、必要な情報インフラの整備を図ります。

3. 教育の向上



(1) 教育

まちづくりを次の世代に引き継いでいくための人づくりと、地域における特色ある文化を大切に育てていくため、いきいきとした人々が地域にあふれ、様々な活動に取り組むことを支える教育の充実に取り組みます。

① 学力の向上

子どもたちの学力の向上のため、小中一貫教育の推進、教育環境の整備、教職員の資質向上、幼保小連携等に取り組むとともに、児童生徒の実態把握をもとに、全国トップクラスの学力を目指して、より一層きめ細かな指導に努めます。

② 体育・健康教育の充実

子どもたちが自ら健康で安全な生活を送れるよう、健康意識や安全・防災意識の高揚に向け、学校・家庭・地域が連携して組織的、計画的かつ継続的に施策を推進します。

③ 夢を育む教育

子どもたちの夢や希望の実現に向けて、一人ひとりの実態に応じた指導の充実に努めるとともに、確かな学力の定着、キャリア教育の充実、豊かな心の育成等に努めます。

④ 地域とともにある学校

地域とともにある学校を維持するため、コミュニティ・スクールへの移行を視野に入れつつ、学校・家庭・地域の連携強化に努めるとともに、多様な学習機会の提供、廃校校舎の活用、地域への愛着と誇りを育む教育活動に努めます。

※ICT

「Information and Communication Technology」（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略称で、情報・通信に関連する技術一般。ITとほぼ同義であるが、「コミュニケーション」（共同）性が具体的に表現されている点が特徴である。

※インフラ

「Infrastructure」（インフラストラクチャー）の略称で、一般的には、道路、港湾、学校、病院、上下水道施設など、産業活動や日常生活を支える基盤となる施設を指す。

※小中一貫教育

小学校から中学校への移行期における学習面の不安や人間関係づくりなどの心理的負担を軽減するだけでなく、より教育効果の高い学校の組織や運営のもと、小中学校9年間の連続性のある教育活動を通して児童生徒一人ひとりの成長を見守る仕組み。

※幼保小連携

幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校での教育活動との円滑な接続のため、発達段階の連続性を踏まえ、相互の育ちをつなぐための交流や情報交換等を行うこと。

※キャリア教育

一人ひとりの児童生徒が、自分の生き方を考え、社会的・職業的に自立できるよう、必要な資質・能力・態度を育成すること。

※コミュニティ・スクール

学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」に転換するための仕組み。地域ならではの創意や工夫を活かした特色ある学校づくりを進めていくことができる。

⑤ 社会教育の充実

市民一人ひとりが生涯にわたって自己の啓発と向上を目指し、より良い地域社会を創り出すための活動に取り組むことができる環境の充実に努めます。

⑥ 文化の充実・文化財の保存活用

市民の文化・芸術活動を支援するとともに、市内各地域の民俗芸能・伝統文化の継承を支援し、郷土愛が醸成される環境づくりに努めます。

⑦ ^{*}むつサテライトキャンパスの推進

大学との連携により、公開講座の充実や滞在型学習等への支援体制を強化し、市内における教育機会の充実を図るとともに、人材育成や地域活性化に向けた取組を推進します。

4. 安全の向上



(1) 安全・安心

広大な面積と豊かで厳しい自然環境を有する本市において、安全・安心な環境の下で市民生活や産業活動を行うことができるよう防災対策、消防・救急体制の充実などの総合的な取組を推進します。

① 防災対策の充実

自然災害や原子力災害について、地理的特性から甚大な被害を受ける可能性がある本市において、「自助」「共助」「公助」といった総合的な防災体制の充実を図るとともに、関係自治体や関係機関と協力しながら、海路や空路も含めた避難経路の確保など広域防災体制を整備します。

② 消防・救急体制の充実

市民の生命と財産を守るため、市内全域における消防・救急体制及び地域に密着した組織の強化・充実を図ります。

③ 水道の安全・安定供給の確保

安全で良質な水の安定供給の確保を図るため、水道施設の整備や危機管理体制の強化に向けた取組を推進します。

④ 交通安全の確保

交通ルールの遵守やモラルの向上を図るなど、交通安全の確保に向けた取組を推進します。

※むつサテライトキャンパス

高等教育機会の充実や滞在型学習の支援、産業振興などに関する事業実施の拠点とするため、むつ市、弘前大学及び青森中央学院大学の三者共同で設置したもの。地元企業等との協働により、むつ市が目指している「地方創生」や「地域の人材育成」等に取り組んでいる。

⑤ 防犯対策の充実

市民が安全で安心して暮らすことができる犯罪のない地域づくりを目指し、警察や学校、関係団体、地域住民等が連携し、防犯に向けた活動の取組を推進します。

5. 魅力の向上



(1) ジオパーク

豊かな地域資源をしっかりと未来に残しながら、その魅力を地域振興や教育等に活用し、地域経済の活性化や郷土愛の醸成へとつなげる、将来にわたって持続可能な魅力あふれる地域づくりへの取組を推進します。

① ジオツーリズムによる交流人口の拡大

下北ジオパークの魅力を効果的に伝えるコンテンツ^{*}や観光客等の受入体制を整備し、交流人口及び滞在人口の拡大を図ります。

② 資源価値の保全と教育

地域資源の保全や郷土愛の醸成へとつなげるため、地域住民に地域資源が持つ正しい価値を伝える取組を推進します。

(2) 観光・物産

稼げる地域へと成長するため、国内外から「行くならむつ市」「買うならむつ市産」と常には選ばれるまちになるよう、観光資源や特産品を徹底的に磨き上げるとともに、戦略的かつ効果的なプロモーションを推進します。

① 広域連携による観光プロモーション

下北地域の連携を深め、観光地経営の視点に立った観光地域づくりを推進し、魅力あふれる広域観光コンテンツの造成や効果的な情報発信等を通じて、国内外からの交流人口の拡大を図ります。

② 稼げる物産プロモーション

地域資源の高付加価値化と戦略的かつ効果的なプロモーションにより、地域ブランド力の向上へとつなげ、市産品の消費拡大及び生産者の所得向上を図ります。

(3) 景観

自然景観や歴史的景観を保全し、良好な景観を形成することで、街並みや観光地の魅力の向上を図ります。

① 景観の向上と保全

豊かな自然と歴史ある街並みや建造物からなる「自然」「歴史・文化」「街」が調和した個

^{*}コンテンツ

日本語では「中身・内容」の意味だが、ホームページをはじめとする様々な場面で提供される情報やサービスのことも指す。

性ある景観の向上と保全を図るため、景観計画を策定し、市民の郷土愛の醸成や観光客の増加を図ります。

（4）国際・都市間交流

地域の多様な文化や産業活動、教育に係る取組など、様々な場面を通じて国内外の諸地域との交流を促進します。

① 諸地域との親善・友好

国内外の諸地域と、教育、文化、科学、経済など多方面にわたる幅広い交流を行い、親善及び友好関係を深めるとともに、グローバル化社会に対応した地域づくり・人づくりに努めます。

（5）海洋科学研究拠点

海洋地球研究船「みらい」の母港があり、国立研究開発法人海洋研究開発機構むつ研究所等の海洋研究機関が立地する本市は、我が国における当該分野の研究に係る重要な拠点となっていることから、海洋科学に関する研究の拠点性を強化するとともに、新たな産業の育成を図ります。

① 研究活動環境の充実

海洋科学研究機関の集積を活かして関連産業の誘致を目指し、研究機関による研究成果を新たな産業の創出につなげるとともに、市内における海洋科学に関する学習体験機会の創出などに努めます。

第3部

The Comprehensive Plan of Mutsu City

基本計画

むつ市総合経営計画 体系図	36
1. 元気の向上	39
2. 暮らしの向上	67
3. 教育の向上	119
4. 安全の向上	135
5. 魅力の向上	147

むつ市総合経営計画 体系図

将来像

笑顔かがやく

基本方針

1. 元気の向上

2. 暮らし

施策項目

(1) 地方創生

(2) 産業・雇用

(3) 市民協働・コミュニティ

(4) 男女共同参画・女性活躍

(1) 健康・福祉

(2) スポーツ

(3) 環境

施策内容

① まち・ひと・しごと創生の推進

① 農林水産業の振興

② 商工業の振興

③ エネルギー関連産業の育成

④ 新たな産業の創出

⑤ 若者の地元就職の促進

① 市民協働の施策展開

② 多様な市民活動の支援

③ 広報広聴の充実

④ コミュニティ自治の実現

① 男女共同参画社会づくりに向けた意識改革

② 市民一人ひとりのワークライフバランスの実現

① 子どもすこやか母子保健の充実

② 一人ひとりの健康づくりの推進

③ 健康まちづくりの推進

④ 医療体制の充実

⑤ 児童福祉の充実

⑥ 高齢者福祉の充実

⑦ 障害者福祉の充実

⑧ 地域福祉の充実

⑨ 社会保障の充実

① スポーツ活動の充実

① 循環型社会の推進

② 自然環境の保全

③ 公害対策の充実

④ 環境衛生対策、廃棄物対策の充実

P 40

P 42

P 45

P 47

P 49

P 51

P 53

P 55

P 57

P 60

P 62

P 64

P 68

P 70

P 72

P 74

P 76

P 78

P 80

P 82

P 84

P 86

P 88

P 91

P 93

P 95

主 要

希望のまち むつ

の向上

(4) コンパクト・プラス・ネットワーク

- ① 暮らしやすいまちの構築
- ② 計画的な土地の管理及び利用の促進
- ③ 道路基盤の整備
- ④ 公共交通の確保
- ⑤ 広域交通ネットワークの形成

P 97
P 100
P 102
P 104
P 106

(5) 行財政基盤

- ① 効率的な行政運営
- ② 財政の健全化
- ③ 広域行政の推進
- ④ 公共施設マネジメントの推進
- ⑤ 情報ネットワークの利活用の推進

P 108
P 111
P 113
P 115
P 117

3. 教育の向上

(1) 教育

- ① 学力の向上
- ② 体育・健康教育の充実
- ③ 夢を育む教育
- ④ 地域とともにある学校
- ⑤ 社会教育の充実
- ⑥ 文化の充実・文化財の保存活用
- ⑦ むつサテライトキャンパスの推進

P 120
P 122
P 124
P 126
P 128
P 130
P 132

4. 安全の向上

(1) 安全・安心

- ① 防災対策の充実
- ② 消防・救急体制の充実
- ③ 水道の安全・安定供給の確保
- ④ 交通安全の確保
- ⑤ 防犯対策の充実

P 136
P 139
P 141
P 143
P 145

5. 魅力の向上

(1) ジオパーク

- ① ジオツーリズムによる交流人口の拡大
- ② 資源価値の保全と教育

P 148
P 150

(2) 観光・物産

- ① 広域連携による観光プロモーション
- ② 稼げる物産プロモーション

P 152
P 154

(3) 景観

- ① 景観の向上と保全

P 156

(4) 国際・都市間交流

- ① 諸地域との親善・友好

P 158

(5) 海洋科学研究拠点

- ① 研究活動環境の充実

P 160

計 画

基本方針

1 2 3 4 5

元気の向上



注目指標

指標名	基準値	目標値（H33年度）
人口減少の抑制	58,493人 (H27国勢調査（H27.10.1現在）) (参考指標：住民基本台帳人口 60,880人 (H27.9.30現在))	55,569人以上 (参考指標：57,836人以上)
人口一人当たり 市民所得	2,297千円（H27年度）	2,412千円





施策項目（1）地方創生

施策内容 ① まち・ひと・しごと創生の推進



現状と課題

全国的に人口減少が進行する中、本市においても人口減少や少子高齢化が顕著に見られ、今後更に進行していくと予測されています。

このことは生活機能の低下や地域経済の縮小をもたらすことから、人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある地域社会の維持・発展につながる施策を総合的かつ戦略的に展開する必要があります。



目指す姿

本市の人口減少が抑制されるとともに、地域経済が活性化している。



施策の方向性

「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻すための取組を効果的に推進します。



指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（H33年度）
人口減少の抑制	58,493人 (H27国勢調査（H27.10.1現在） （参考指標：住民基本台帳人口 60,880人 （H27.9.30現在）	55,569人以上 （参考指標：57,836人以上）



主要計画

1) 「しごと」の創生

地域資源を活かした高付加価値商品の開発や地域産業の活性化等に取り組み、将来に向けて安定的な「雇用」の確保・拡大を図ります。

2) 「ひと」の創生

地域資源を活かした観光振興による交流人口の増加や県内大学等との連携による地域の将来を担う「人材」の育成等を通じ、若い世代を中心とした定住・移住の促進を図ります。

また、安心して子どもを産み育てられるよう、結婚から妊娠・出産・子育てまで、切れ目のない支援を推進します。

3) 「まち」の創生

人口減少時代に対応したコンパクトシティ構想のもと、市民が安全で安心して暮らせる健康で

快適な生活環境の整備など、将来にわたって活力ある「まち」の維持・発展のための取組を推進します。

4) PDCAサイクルの確立

産業界・行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア等の関係者により構成される推進組織の協力のもと、PDCAサイクルの運用により、定期的に取り組内容の検証・改善を実施します。

役割分担

市民	「地域価値」の向上につながる自主的な活動の実施
事業者	「稼ぐ力」の向上につながる自主的な活動の実施
※産官学金労言関係者	施策の効果検証
行政	市民や事業者等の「地域価値」「稼ぐ力」の向上につながる自主的な活動の支援、市民や事業者のニーズに合った施策の展開

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
2. 暮らしの向上	(5) 行財政基盤	③広域行政の推進



下北ジオパーク誕生



地方創生に係る包括連携協力に関する協定締結

※産官学金労言

産（産業界）、官（行政機関）、学（教育機関）、金（金融機関）、労（労働団体）、言（メディア）のこと。



施策項目（2）産業・雇用

施策内容 ① 農林水産業の振興



現状と課題

本市は、三方を海に囲まれ、沿岸部では漁業が、内陸部では豊かな森林資源を活かした林業と、平地での農業が営まれてきました。近年、食の安全、健康志向など多様化する消費者ニーズや農山漁村が持つ多面的機能に期待が高まる中、生産者の高齢化や後継者等の担い手不足などにより、生産構造の脆弱化が進んでいます。

漁業では魚価安や資材価格の高騰、海洋環境の変動等に起因する不漁、後を絶たない密漁被害など漁業経営を取り巻く環境は厳しく、取引価格の向上や作業の省力化・効率化、経営の合理化などが求められています。また、生産・流通基盤施設の整備は進んでいますが、施設の老朽化に伴い増大が見込まれる維持管理コストの低減や機能の保全が課題になっています。

農林畜産業では、気象条件や地域性を活かした野菜の産地化、肉用子牛の産地化、乳製品やワインのブランド化、木材資源の利用促進等の生産強化や高付加価値化が求められています。



目指す姿

農林水産物の取引価格が向上し、生産者の経営が安定している。また、新たな担い手が就業しやすい魅力的な農林水産業となっている。



施策の方向性

魅力ある農林水産業創出のため、販路拡大、PR戦略やブランド化による取引価格の向上、生産性の向上により、経営の安定化を図ります。



指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（H33年度）
農業生産額	2,349百万円（H25年度）	2,584百万円
林業生産額	255百万円（H25年度）	280百万円
漁業生産額	1,949百万円（H25年度）	2,143百万円



主要計画

1) 「むつ市のうまいは日本一！」の推進

地域イベントへの出店や販促イベントの開催により、^{*}地産地消活動を推進するとともに、市産

※地産地消

地域で生産された市産品等を地域で消費又は利用すること。

品の認知度向上、販路開拓・拡大に総合的に取り組み、地域産業の活性化を促進します。

2) 稼げる農林水産業の展開

6次産業化や高付加価値化などに取り組む生産者を支援するとともに、新たな流通体系を活用した西日本や海外を視野に入れた販路の拡大に努め、取引価格の向上を図り、稼げる農林水産業の実現を目指します。

3) 戦略的農業の展開

地域農業の発展に向けて、指導・研究機関との連携強化により、既存の農作物の生産拡大や高付加価値化を促す取組を進めるとともに、新たな農作物導入のための調査や検討を行い、高品質で安全・安心な農作物の生産と販売を支援します。

4) 森林資源の利用促進

森林施業の集約化に向けた支援を行い、計画的な間伐及び主伐を促すことにより、木材加工施設やバイオマス燃料チップ生産工場への安定的な供給を目指します。また、順次伐期を迎える地産材の利用促進に努めます。

5) 漁業生産・流通基盤施設の整備と長寿命化

安全で効率的な漁業生産のため、漁業生産基盤及び漁村の総合的な整備を行い、豊かな漁村の維持・再生を図ります。また、機能保全計画に基づき漁港施設の計画的な管理に努め、更新コストの平準化や長寿命化を図ります。さらに、新大畑町魚市場の開設により衛生管理を高め、鮮度保持や流通機能の強化を図り、漁業者の所得向上、就労環境の改善、流通促進を目指します。

6) 生産性の向上

次世代の担い手を確保し、経営規模の拡大を進め、自給率の向上を図るとともに、持続可能な農林畜産業の推進に努めます。また、農地中間管理事業を活用した、担い手への農地集積・集約化を図り、担い手が作業しやすい農地環境づくりの推進に努めます。

漁業では、つくり育てる漁業や資源管理型漁業を推進するための漁場造成や種苗生産・放流事業、密漁防止を支援するとともに、経営の安定と生産性の向上に努め、漁場環境の保全にも取り組みます。また、協業化や機器・資材の共同利用などによる作業の省力化・効率化、経営の合理化を推進することにより、高齢化による労働力の低下を克服するとともに、新たな担い手が就業しやすい魅力ある漁業づくりを目指します。

7) 畜産業の振興

広大な草地を有する公共牧場を活用しつつ、国内トップクラスの優良繁殖雌牛を導入し、増頭を図り、肉用子牛の産地化を目指すとともに、地場産乳製品のブランド化に向けた普及活動を支援するなど、畜産農家の所得向上につなげていきます。

8) 野生動物による農水産物被害の軽減

ニホンザル、ニホンカモシカ、ツキノワグマ等の野生動物による農作物被害に対して、鳥獣被害対策実施隊の活動や^{*}モンキードッグの活用、電気柵の設置等の対策を講じ、農作物被害の軽減を図ります。漁業では、トドによる漁業施設被害防止のため威嚇等の対策を講じます。

※モンキードッグ

農林業被害及び生活被害を防止するため、サル、シカ、イノシシなどの野生鳥獣を追い払うことを目的として訓練された犬のこと。



役割分担

生産者	効率的な生産技術の研究、協業化や共同化の検討、6次産業化・高付加価値化への取組
漁協・農協・森林組合等	販促イベントの開催、漁場造成や種苗生産・放流事業の実施、農作物の生産技術指導の実施、販路拡大に向けた商談会等への参加、持続的な森林経営
行政	販路拡大に向けたイベントやP R活動の実施、生産・流通基盤の整備、生産者・漁協・農協・森林組合等の活動への支援



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 元気の向上	(2) 産業・雇用	②商工業の振興
2. 暮らしの向上	(3) 環境	②自然環境の保全
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
5. 魅力の向上	(2) 観光・物産	②稼げる物産プロモーション



一球入魂かぼちゃ



海峡サーモン祭り



施策項目 (2) 産業・雇用

施策内容 ② 商工業の振興



現状と課題

地域経済は人口減少やインターネット等による通信販売型の消費拡大の影響を受け、産業構造・消費者ニーズの変化に対応できない事業所では販売力の低下が続いており、売上高の減少が課題となっています。

更に中心市街地の商店街では、大型店の域外進出による集客力の低下、経営者の高齢化や後継者の見通しが立たないなどの様々な理由から廃業に至った空き店舗が増加し、経済活力が低下傾向にあります。

本市における工業については、大湊・大平地区をはじめとして、その他の地区でも誘致企業などが操業しているものの、全市的な工業の経済活力は低下傾向にあります。



目指す姿

既存の経済圏のみでは売上高の拡大が難しいことから、ITを活用した産業構造の変化に対応できる事業所が増加している。

中心市街地の商店街では、高齢化社会に対応できるコンパクトシティの拠点構築が行われ、中心市街地の経済活力が維持されている。

また、工業については、海上自衛隊やエネルギー関連産業に関わる企業などが操業している。



施策の方向性

地域経済圏を維持するため、ITをはじめとした新たな販路開拓方法を身に付けるとともに、消費者ニーズの多様化に応じた新商品・新サービスの開発など産業競争力強化に必要な支援を実施します。

持続可能な商店街を目指すためコンパクトシティの拠点構築を図ります。

また、新たな産業の創出や既存産業及び誘致企業の操業を支援します。



指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (H33年度)
田名部地区 2 商店街の路面店空き店舗数	14店舗 (H27年度)	9 店舗
*クラウドファンディング (アグリビジネス) 活用件数 (累計)	2 件 (H27年度)	7 件

※クラウドファンディング

「群衆 (Crowd)」と「資金調達 (Funding)」を組み合わせた造語で、アイデアを実現するために必要な経費を、アイデアに共感した多数の人々から集める資金調達手段。

※アグリビジネス

従来の農業の枠にとどまらず、農業を中心に農産物加工、貯蔵、流通販売、農機具・肥料製造などまで含めた産業分野の総称。



主要計画

1) 中心市街地の魅力向上

コンパクトシティ拠点の構築を目指して、中心市街地活性化法による各種支援策を活用した魅力向上を目指します。

2) 地域商業の活性化

^{*}まちゼミなど新たな顧客獲得を図る事業を中小企業者と連携して実施し、地域商業の活性化を図ります。また、空き店舗に関する情報の収集・発信に努め、空き店舗の活用を支援します。

3) 地場産業の振興

アグリビジネス等に対する金融支援等を活用し、地場産業の振興を図ります。

4) 産業競争力強化への支援

事業所訪問を通じ、新商品・新サービスの開発及び事業の拡大等に関する計画の把握に努め、活用可能な助成制度や融資制度を紹介し、計画の実現を支援します。



役割分担

事業者	新規顧客開拓に必要な経営手法の修得
金融機関等	事業性評価に基づく金融支援
行政	金融支援に必要な財源確保、事業熟度を高めるアドバイザーの招聘



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 元気の向上	(2) 産業・雇用	①農林水産業の振興
1. 元気の向上	(2) 産業・雇用	③エネルギー関連産業の育成
1. 元気の向上	(2) 産業・雇用	④新たな産業の創出
1. 元気の向上	(2) 産業・雇用	⑤若者の地元就職の促進
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
5. 魅力の向上	(4) 国際・都市間交流	①諸地域との親善・友好
5. 魅力の向上	(5) 海洋科学研究拠点	①研究活動環境の充実



まちゼミ



クラウドファンディングを活用したアグリビジネスへの支援

※まちゼミ

お店の人が講師となり、プロのコツや情報・専門知識を無料で教えてくれる少人数制のミニ講座。お店の存在や特徴を知り、お店とお客様のコミュニケーションの場として、信頼関係を築くことを目的としている。



施策項目 (2) 産業・雇用

施策内容 ③ エネルギー関連産業の育成



現状と課題

地域の特性を活かしながら、再生可能エネルギーを利用する関連産業の振興を図る必要があります。

また、関根地区において使用済燃料中間貯蔵施設の操業が予定されており、下北半島には多くのエネルギー関連施設が所在していることから、新たな雇用機会の拡大や地域産業全体を活性化するため、国のエネルギー政策への協力及び人材の育成を図る必要があります。



目指す姿

地域の特性に合った再生可能エネルギーの導入が推進され、新たな産業が創出されており、国のエネルギー政策への協力により地域産業が活性化している。



施策の方向性

様々な手法について幅広く検討するとともに、地域住民への理解の促進を図りながら企業誘致活動を推進します。



指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (H33年度)
関連誘致企業数	—	2社
*第2種放射線取扱主任者試験対策講習会高校生受講者数	15人 (H28年度)	20人



主要計画

1) 再生可能エネルギーの産業化

地熱の事業化など地域の特性を活かした再生可能エネルギー関連産業の振興を図ります。

2) エネルギー関連産業の育成

エネルギー関連産業の育成のほか、市民への原子力に関する知識の普及を図ります。



役割分担

市民	多様なエネルギーについての理解浸透
事業者	地域住民との合意形成、技術力の向上
行政	事業者及び市民と連携した多様なエネルギーの導入推進、理解促進

※第2種放射線取扱主任者

放射線障害防止法に基づき放射性同位元素あるいは放射線発生装置を取り扱う場合に、放射線障害の防止について監督を行う者。



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 元気の向上	(2) 産業・雇用	②商工業の振興
1. 元気の向上	(2) 産業・雇用	④新たな産業の創出
4. 安全の向上	(1) 安全・安心	①防災対策の充実



第2種放射線取扱主任者試験対策講習会



むつ市燧岳周辺地熱開発研究会



施策項目（2）産業・雇用

施策内容 ④ 新たな産業の創出



現状と課題

本市の産業別就業人口は、第3次産業の占める割合が最も高く、更に増加傾向にあります。

業種の偏りは産業振興の妨げとなり、経済の停滞、閉塞を招くことになりかねません。そのため、高付加価値型の先端産業や、社会ニーズの広がりに対応したサービスなど、地域に貢献する新たな産業群を創出し、持続性のある安定した経済成長を実現していく必要があります。



目指す姿

時代のニーズに対応し、地域の特色や豊富な素材を活かした新産業の創出や、既存企業の新事業展開、新分野への進出等が進んでいる。



施策の方向性

政府の戦略的政策や県の産業政策と連携することで効果的な事業推進を図り、新たな形態のビジネスやIT活用型産業の創業を支援するとともに、既存企業による従来の枠にとられない積極的な取組を促し、新事業、新産業の創出に結び付く人材の育成を推進します。また、継続的に国内外の優良企業の誘致に努めるほか、本社機能移転を支援する施策の推進を図ります。



指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（H33年度）
誘致企業数	8社	10社
創業件数	7件（H27年度）	18件



主要計画

1) IT活用型産業の導入

インターネットを活用したベンチャー企業を目指す人に対して、ハード・ソフト両面の企業環境を整え起業を後押しするほか、クラウドファンディングを活用した事業活動を支援します。

2) SOHO等の新形態業務の育成

自宅や空き店舗での起業を支援し、新たなビジネスチャンスの創出を推進します。

3) 新規事業展開への支援

企業の技術力向上の促進、時代に即した人材の育成を通じ、既存企業による新製品・新技術の

※SOHO

「Small Office Home Office」（スモールオフィス（個人事業）・ホームオフィス（在宅勤務））の略で、IT（情報通信技術）を活用して、自宅や小さなオフィスで事業活動を行っている小規模の事業者のこと。

開発や新分野への事業展開を支援します。

役割分担

市民	時代や地域のニーズの的確な把握、新規性・独自性を持った意欲的な起業活動
事業者	既存の枠組みにとらわれない新分野・新事業への展開を積極的に推進
行政	新たな産業の創出に結び付く企業誘致活動、創業支援、新規事業の展開に資する人材の育成

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 元気の向上	(2) 産業・雇用	②商工業の振興
1. 元気の向上	(2) 産業・雇用	③エネルギー関連産業の育成
1. 元気の向上	(4) 男女共同参画・女性活躍	②市民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現
2. 暮らしの向上	(3) 環境	①循環型社会の推進
2. 暮らしの向上	(3) 環境	④環境衛生対策、廃棄物対策の充実
5. 魅力の向上	(5) 海洋科学研究拠点	①研究活動環境の充実



ソフトウェア開発に係る業務連携協定締結



誘致企業との立地協定締結



施策項目 (2) 産業・雇用

施策内容 ⑤ 若者の地元就職の促進



現状と課題

大学や就職先等に恵まれない本市は、高校を卒業する世代の転出が顕著であり、これは大学等を卒業する世代の転入をはるかに上回り、社会減が深刻となっています。

このような中、本市は、県内での就職や起業支援、未来を担う人財の育成及び雇用創出を目的とした「青森COC⁺推進機構」に参画し、県内大学や県内企業等と連携・協力し、大学生等の地元就職率の向上と雇用創出に取り組んでいますが、本市への就職をどのように増やしていくかが課題となっています。



目指す姿

本市における若年層の雇用が確保され、多くの若者が就職を希望し、また、定着している。



施策の方向性

雇用創出に努めるとともに、大学生等に対し、市内企業の業務内容や魅力等を知る機会を提供し、地元就職、地元定着を促進します。

併せて、U・I・Jターンを促進するため、移住に関する情報を広く発信するとともに、相談体制の充実等を図ります。



指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (H33年度)
本施策を通じた市内への就職者数	—	10人



主要計画

1) 大学生等と市内企業とのマッチング支援

企業見学会や企業セミナー等を開催するほか、市内企業における^{*}インターンシップへの支援等を通じて、大学生等に対して市内企業の業務内容や魅力を紹介する機会を提供します。

※青森COC⁺推進機構

青森県内の大学・高等専門学校・青森県内の自治体（青森県・青森市・弘前市・八戸市・むつ市）が、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC⁺）に係る連携・協力に関する協定」を締結し、「青森COC⁺推進機構」が発足。人口減少克服のために連携・協力し、地域が求める人材の育成を進め、学生の地域就職率の向上、雇用創出を推進している。

※インターンシップ

学生が一定期間企業などの中で研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行う制度。



役割分担

大学	学生の育成、学生の各イベントへの参加の促進
事業者	企業見学、インターンシップ等での学生の受入、セミナー等による企業PR活動の展開
行政	企業見学会、企業セミナー等のイベントの開催、インターンシップの支援



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 元気の向上	(2) 産業・雇用	②商工業の振興
3. 教育の向上	(1) 教育	⑦むつサテライトキャンパスの推進



COC+事業 合同企業見学会inむつ



外科手術体験セミナー



施策項目 (3) 市民協働・コミュニティ

施策内容 ① 市民協働の施策展開



現状と課題

社会構造や財政状況の変化、市民ニーズや価値観の多様化に伴い、複雑化している地域課題に柔軟に対応するためには、市民・各種団体・行政などの多様な主体が公共・公益の視点から連携する市民協働のまちづくりが必要です。そのため、市民委員で構成する「むつ市市民協働まちづくり会議」での意見を踏まえ策定した、今後の市民協働の進め方を示す「市民協働指針」に基づき、各種取組を行っています。

更に市民協働の施策を展開していくためには、たくさんの市民が無理なく協働する機会を生み出せる仕組みを構築することが課題となっています。



目指す姿

立場の異なる主体が、それぞれの特性を活かしながら、知恵と力を合わせてまちづくりを行っている。



施策の方向性

「むつ市市民協働まちづくりコーディネーター」や、図書館に設置している「団体情報コーナー」を効果的に活用するとともに、「対話」により市民・各種団体・行政との多様な「つながり」を生み出し、市民協働を進めるための総合的な仕組みの構築に取り組みます。



指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (H33年度)
市民協働のプレイヤー数	30人 (H28年度)	60人
市民協働の取組の満足度 (5点満点) (第3回市民満足度調査より)	3.36点 (H26年度)	4点
市民協働の取組の重要度 (5点満点) (第3回市民満足度調査より)	3.71点 (H26年度)	4点



主要計画

1) 市民協働を推進する仕組みづくり

地域課題を共有し、課題解決に向けて多様な主体が連携しやすい仕組みの構築を目指します。

2) 市民協働のプレイヤーの育成

市民協働を推進していくためには、まちづくりの関連知識や手法を身に付けた市民・行政双方

の人材の育成が必要なため、セミナーやワークショップを開催し、実践を通じて市民協働のプレイヤーの育成を目指します。

役割分担

市民 (各種団体)	地域の活動に参加するなど様々な主体との連携・協力、地域の課題解決に向けた主体的な取組、市の協働事業に参加するほか公益活動や社会貢献への取組
行政	市民活動に関する情報提供などを通じた協働意識向上の促進、多様な主体との協働の促進、協働に必要な環境づくりの推進、町内会等の地域コミュニティ活動を支援、市民活動団体やNPO等の活動を支援、市民や各種団体と連携した協働まちづくりの推進

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 元気の向上	(3) 市民協働・コミュニティ	③広報広聴の充実
1. 元気の向上	(3) 市民協働・コミュニティ	④コミュニティ自治の実現
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	⑥高齢者福祉の充実
2. 暮らしの向上	(5) 行財政基盤	①効率的な行政運営
5. 魅力の向上	(3) 景観	①景観の向上と保全



総合計画策定市民会議



ご近所知恵だし会議



施策項目 (3) 市民協働・コミュニティ

施策内容 ② 多様な市民活動の支援



現状と課題

市民が地域の課題を見出し、主体的に取り組む市民活動は、市民協働のまちづくりにおいて重要な取組です。

市民活動団体や特定非営利活動法人（NPO法人）等による社会貢献意欲が高まっている中、それぞれの特性を活かしつつ、より質の高い市民活動を促進するため、市民及び市民活動団体同士のつながりを生み出すなど、スキルアップするための支援のあり方が求められています。



目指す姿

市民活動団体や市民が、地域課題の解決や思い描く夢の実現に向けて、積極的にチャレンジしている。



施策の方向性

積極的に関連情報を提供しつつ、「むつ市市民協働まちづくりコーディネーター」や、図書館に設置している「団体情報コーナー」を効果的に活用し、市民活動団体や市民と「対話」を重ね、主体的で質の高い市民活動を促進するための支援を実施します。



指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（H33年度）
* F AAVOLしもきたチャレンジ件数	5 件（H28年度）	10 件



主要計画

1) 市民活動に係る情報発信の充実

市民活動団体等のつながりを生み出し、市民協働を促進するため、図書館に設置している「団体情報コーナー」や各種媒体を効果的に活用し、積極的な情報発信に努めます。

2) 市民協働活動事業の支援

主体的な市民活動を支援するため、「FAAVOLしもきた」の運営などのほか、「むつ市市民協働まちづくりコーディネーター」制度を活用し、新たなつながりを生み出せるような支援を実施します。

※FAAVOLしもきた

『出身地と出身者をつなげ、地域活性化を支援する』という地域振興・活性化に特化したクラウドファンディング。むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村の下北5市町村がFAAVOLのエリアオーナーとして運営する。

3) 市民協働の情報交換の仕組みづくり

市民の主体的な活動を促進するため、市民活動の情報交換や新たなつながりを生み出す仕組みの構築を目指します。

役割分担

市民(各種団体)	地域の活動に参加するなど様々な主体との連携・協力、地域の課題を認識し、解決に向けた主体的な取組、市の協働事業に参加するほか公益活動や社会貢献への取組
行政	市民活動に関する情報提供などを通じた協働意識向上の促進、多様な主体との協働の促進、協働に必要な環境づくりの推進、町内会等の地域コミュニティ活動を支援、市民活動団体やNPO等の活動を支援、市民や各種団体と連携した協働まちづくりの推進

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 元気の上	(3) 市民協働・コミュニティ	③広報広聴の充実
1. 元気の上	(3) 市民協働・コミュニティ	④コミュニティ自治の実現
2. 暮らしの上	(5) 行財政基盤	③広域行政の推進
3. 教育の上	(1) 教育	⑤社会教育の充実
3. 教育の上	(1) 教育	⑥文化の充実・文化財の保存活用
5. 魅力の上	(4) 国際・都市間交流	①諸地域との親善・友好



チャレンジ成功プロジェクト
「下北のスグリ」をたくさんの人に届けるために新しいキッチンを作りたい！



施策項目 (3) 市民協働・コミュニティ

施策内容 ③ 広報広聴の充実



現状と課題

市民協働参画を推進していくためには、市民と行政が双方向で情報を共有することが前提となります。そのため、広報広聴活動には、市政情報の発信はもとより、市民の意見や意向を市政に反映することが求められています。

本市では、開かれた市政の実現のために、平成26年10月には広報紙をリニューアルし、「みんながつながるむつ市の総合情報誌」としてスタートしました。平成27年2月には公式ホームページもリニューアルし、利用者の利便性の向上を図りました。このほか、FMアジュール放送やフェイスブック、ツイッター等を活用し、市内外へ情報の提供を行っています。また、手紙や電子メール等による市民からの意見、提案、要望等を集約し、対応状況等を一元管理して職員間の情報の共有化を図るとともに、その要望等への対応経過を市民に公開して、行政情報の公開度を高める取組を行っています。

しかしながら、情報通信技術は日進月歩で開発が進んでおり、情報発信の新たな手法、新しいSNSへの対応等を全職員が学習していく必要があります。また、市民にとって、よりわかりやすい表現の仕方、見せ方の工夫について、引き続き研究していく必要があります。

また、報道機関には、市長定例記者会見やプレスリリースにより、むつ市政記者会を通して、市政の運営方針や施策の考え方、イベント等の情報を提供していますが、これからは、より効果的な本市の売り込みや知名度の向上のため、広報・広聴機能と報道機関との綿密な連携を図り、情報発信機能の強化、組織や体制の見直しなど、新聞、テレビ、ラジオ等の各メディアを意識した戦略が必要となります。



目指す姿

市民へ最新の行政情報が的確に行き届き、市民からの意見等についても、情報の集約及び全庁的な共有がなされ、市民と行政間での情報の共有が十分に行われており、市民協働参画の基盤が整備されている。



施策の方向性

広報紙、ホームページ等の各種広報媒体の連携を図り、広報のより一層の充実に努めます。また、市民の意見を市政へ反映させる仕組みの充実に推進します。

※ SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、「人同士のつながり」を電子化するサービスで、フェイスブックやツイッターも SNS の一種。

※ プレスリリース

官庁・企業・団体などが広報のために、報道関係者に向けてする発表。また、そのために配布する印刷物。



指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (H33年度)
むつ市公式ホームページの閲覧者数	210万アクセス (H27年度)	310万アクセス
むつ市公式フェイスブックの『いいね!』の数	1,700 (H28年3月末)	4,000



主要計画

1) 迅速で的確な広報活動の推進

市民へ最新の行政情報を的確に発信していくため、広報紙、ホームページ等の広報媒体の連携を図り、広報のより一層の充実に努めます。そのため、紙面作成やホームページ運営に係る職員研修を定期的実施し、職員相互の共通の認識を深め、スキルアップを図ります。

2) 市民と行政の情報共有の推進

様々な媒体により寄せられた市民からの意見、提案、要望等を一元管理するシステムにより全庁的な情報の共有を図り、市政に反映しやすくするとともに、出前講座等を活用し、行政情報を積極的に公開することにより、市民協働参画の基幹である市民との情報共有に努めます。

3) 情報交流の仕組みづくり

市民の行政に対する関心と理解を深め、市民協働を進めるための施策として、ホームページのほか、手紙や電子メール等を利用した市民からの意見、提案、要望等の情報を一元管理し、全庁的に情報共有を図る仕組みにより、市民と行政間での情報の共有化を推進します。また、ICTを活用した情報提供方法として、メール配信サービスの機能を利用したモニター制度^{*}の仕組みを活用し、市民の意見を市政に反映します。

4) 個人情報保護の推進

個人の権利利益を保護することを目的とする「むつ市個人情報保護条例」に基づき、個人情報の適正な取扱いを確保し、公正で信頼ある市政の推進を図ります。

5) 市民参画システムの充実

まちづくりの計画、実施、評価などの各段階において、市民のニーズを市政に反映させるため、ワークショップの開催や、各種審議会委員の公募の拡大など、幅広い年齢層の市政への参画を推進し、まちづくりに市民の声を反映させる仕組みの充実に努めます。また、市としての統一的基準を備えたパブリックコメント制度の活用を推進します。



役割分担

市民 (各種団体)	行政に対する関心及び理解の向上
行政	各種広報媒体の連携による広報の充実、市民意見を市政へ反映させる仕組みの充実

※いいね!

フェイスブックにおいて、「良い!」「共感した!」という意思表示をするボタン。そのボタンを押したユーザの個人ページにボタンを押したページの情報が掲載される。更にその掲載情報はボタンを押したユーザの友人にも拡散するため、一人が『いいね!』を押すことでより多くの人に情報が広がる。

※モニター制度

あらかじめ登録した者にアンケートメールを配信し、その回答により市民の評価又は意向を把握するための制度。



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 元気の向上	(3) 市民協働・コミュニティ	①市民協働の施策展開
1. 元気の向上	(3) 市民協働・コミュニティ	②多様な市民活動の支援
1. 元気の向上	(4) 男女共同参画・女性活躍	①男女共同参画社会づくりに向けた意識改革
2. 暮らしの向上	(5) 行財政基盤	①効率的な行政運営
2. 暮らしの向上	(5) 行財政基盤	②財政の健全化
3. 教育の向上	(1) 教育	⑤社会教育の充実



広報紙リニューアル



施策項目 (3) 市民協働・コミュニティ

施策内容 ④ コミュニティ自治の実現



現状と課題

日常生活の中に多種多様な情報があふれ、恵まれた物質社会の恩恵に浸り、日々の生活が豊かになるとともに、ライフスタイルや趣味、趣向が多様化する一方、核家族化や少子高齢化が進み、近隣関係、人と人、世代と世代の交流の絆が年々希薄になってきています。また、防災、防犯等の観点から、「自助」「公助」とともに地域コミュニティの「共助」の大切さがクローズアップされています。今後、子どもからお年寄りまで、誰もが自由楽しくいきいきとコミュニティ活動に参加できる住みよい地域社会づくりを推進するため、市民自らが積極的に参加できるコミュニティ自治の実現を図ることが課題となっています。



目指す姿

誰もが自由楽しくいきいきとコミュニティ活動に参加できる住みよい地域社会を実現し、市民自らが積極的にコミュニティ活動に参加する中で、地域の絆を取り戻し、コミュニティが「人」を育て、地域のリーダーや次代を担う後継者が育成されている。



施策の方向性

町内会等、既存の組織の活動を支援するとともに、NPOやまちおこし団体等の新たなコミュニティの生み出す「地域の力」を発掘する仕組みを検討していきます。



指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (H33年度)
町内会加入率	65.1% (H27年度)	66.8%
市民満足度調査における地域コミュニティ活動の満足度 (5点満点)	3.31点 (H26年度)	4点
市民満足度調査における地域コミュニティ活動の重要度 (5点満点)	3.77点 (H26年度)	4点



主要計画

1) コミュニティ自治の仕組みづくり

市民一人ひとりの地域社会に対する関心を喚起し、地域の共通課題をみんなの力で解決していくとする自主活動を推進する機運を高めていくため、市民にとって最も身近な自治組織である町内会を中心としたコミュニティ活動の担い手を育成します。併せてコミュニティ拠点の計画

的な保全を図り、コミュニティ自治の仕組みづくりの実現を目指します。

2) まちおこし等の新たなコミュニティ活動の支援

町内会、子ども会、婦人会、老人クラブ等による地域における市民活動の支援をはじめ、文化、スポーツ・レクリエーション、環境美化ボランティアなど、各種サークル活動の活性化を支援し、まちおこし等の新たなコミュニティ活動の実現を目指します。また、NPO等の新たなコミュニティと、既存の地域コミュニティとの連携を図ることで、「新しい公共」の実現を目指します。

3) 自治意識の高揚

各種地域コミュニティ団体による地域イベントの活動を支援し、世代や活動領域を超えた地域住民の相互交流を図り、近隣地域内における人と人との絆等、相互扶助を再構築するとともに、コミュニティ拠点の施設管理をできるだけ町内会等に委ねるなど、自治意識高揚の実現を目指します。



役割分担

市民	地域の共通課題に対する自主的な取組
行政	市民活動が円滑に進むための後押し



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 元気の向上	(3) 市民協働・コミュニティ	①市民協働の施策展開
1. 元気の向上	(3) 市民協働・コミュニティ	②多様な市民活動の支援
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	③健康まちづくりの推進
2. 暮らしの向上	(3) 環境	③公害対策の充実
4. 安全の向上	(1) 安全・安心	①防災体制の充実



町内会ラジオ体操



大湊ネブタ運行

※新しい公共

従来、行政が担ってきた公共サービスを、「官」だけではなく、市民の参加と選択のもとで、NPOや企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動などのこと。



施策項目（4）男女共同参画・女性活躍

施策内容 ① 男女共同参画社会づくりに向けた意識改革



現状と課題

我が国では、平成11年制定の「男女共同参画社会基本法」を基盤に、社会環境や個々人の生活様式の変化を鑑みながら、現在、平成27年12月に策定された「第4次男女共同参画基本計画」に沿って、その実現に向けた取組がなされています。

本市においては、平成15年度から10か年計画「むつ市男女共同参画推進基本計画（通称：むつみあいプラン）」を経て、平成25年度からは新たに「気付いて 感じて 変わって まず前進」をキャッチフレーズに「第2次男女共同参画推進基本計画（通称：新むつみあいプラン）」のもと、なお一層の推進を図っています。

個人の考え方や価値観に「気付き」をもたらすことや、そのためのアクションは非常にデリケートであり、様々な取組の中に男女共同参画の視点を取り入れながら、粘り強く地道に継続していく必要があります。



目指す姿

市民一人ひとりが性別にかかわらず、お互いを尊重し、多様な価値観を認め合いながら、自らの意思と選択に基づいて、心豊かに生きていくことができる男女共同参画社会が実現されている。



施策の方向性

男女共同参画に関する広報を充実させるとともに、県と協力し、学びの機会を提供することで、市民一人ひとりが男女共同参画を身近な課題と捉え、自らのあり方を考察する機会を増やし、意識の改革を図ります。



指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（H33年度）
市の女性管理職の割合	13.9%（H27年度）	15.0%
審議会・各種委員会女性委員の割合	21.9%（H27年度）	30.0%



主要計画

1) 男女共同参画に関する意識の醸成

広報紙、ホームページやFMアジュール等、様々な媒体を活用し、きめ細かな広報活動を展開するとともに、他の施策においても、常に「男女共同参画」に向けた視点を取り入れ事業を実施することで、市民一人ひとりの意識の醸成を促進します。

2) 男女共同参画推進委員会の運営

「むつ市男女共同参画推進委員会」を適切に運営し、男女共同参画に向けた事業の効果や課題を検証しながら、時代や社会環境に即した施策を推進します。

役割分担

市民	社会制度、慣行や日常的な場面での意識改革、学習機会への積極的な参加
行政	男女共同参画に関する広報の充実、他機関との連携による学習機会の提供

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 元気の向上	(3) 市民協働・コミュニティ	③広報広聴の充実
3. 教育の向上	(1) 教育	⑤社会教育の充実



ウィメンズアカデミー



新むつみあいプラン



施策項目（4）男女共同参画・女性活躍

施策内容 ② 市民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現



現状と課題

昨今の少子高齢化に伴い女性活躍の推進が求められる中、平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる社会を実現するためには、女性のみならず男性の働き方等も含めて、個人の意識や社会の体制を変革し、一人ひとりのワーク・ライフ・バランスを実現することが不可欠です。

性別にかかわらず、互いを尊重し支え合う意識を持つとともに、個人のニーズに対応した多様な生き方の選択・実現を可能にする環境の整備が必要となっています。



目指す姿

市民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて育児や介護等と両立を図りながら、多様な生き方が選択・実現できている。



施策の方向性

個人のニーズに対応した多様な働き方が可能な環境づくりを推進するとともに、家庭内における育児・介護等と社会や地域での活躍の両立を実現するための支援体制の充実を図ります。



指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（H33年度）
男性職員の育児休業取得率	0%（H27年度）	5%
男性職員の妻の出産に伴う特別休暇の取得率	53.8%（H27年度）	75.0%
職員の年間時間外勤務時間	111.9時間／人 （H27年度）	100時間／人
女性活躍推進事業所の認定数	—	5件
女性活躍推進法特定事業主行動計画における数値目標達成率	—	100%



主要計画

1) ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進に関する意識の醸成

広報紙、ホームページやFMアジュール等、様々な媒体を活用し、きめ細かな広報活動を展開するとともに、他の施策においても、常に「ワーク・ライフ・バランス」や「女性活躍推進」に向

けた視点を取り入れ事業を実施することで、市民一人ひとりの意識の醸成を促進します。

2) 女性活躍推進企業認定制度の確立及び推進

女性の活躍やワーク・ライフ・バランス実現のための支援体制が整備されている企業等を女性活躍推進事業所として認定する制度を確立し、金融機関等と連携して各種助成を実施します。

役割分担

市民	性別にかかわらず、ワーク・ライフ・バランスを意識し、互いを尊重して支え合う生き方の実践
企業	ワーク・ライフ・バランス実現に向けた働き方改革の啓発及び環境づくり、仕事と子育て・介護の両立を実現するための支援体制の充実
行政	ワーク・ライフ・バランス実現に向けた働き方改革の啓発及び環境づくり、仕事と子育て・介護の両立を実現するための支援体制の充実

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 元気の向上	(2) 産業・雇用	④新たな産業の創出
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	⑤児童福祉の充実

基本方針

1 2 3 4 5

暮らしの向上



注目指標

指標名	基準値	目標値（H33年度）
*合計特殊出生率	1.67 (H22市区町村別生命表)	1.80
平均寿命	男 76.7歳 女 84.8歳 (H22市区町村別生命表)	男 77.7歳 女 85.8歳

※合計特殊出生率

15歳から49歳の女性における年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子供を産むかを表す。





施策項目（1）健康・福祉

施策内容 ① 子どもすこやか母子保健の充実



現状と課題

核家族化や地域のつながりの希薄化により、妊産婦やその家族を支える力が弱くなり、母親が子育てに対して不安を抱いている傾向があります。母親が子育て不安を感じることで、子どもの心身の成長・発達に大きな影響を与えることとなり、更に育児困難につながります。そのため、妊娠初期から適切なサポートが受けられ、安心して出産・育児ができるよう一貫したサービスを体系的に提供し、きめ細かな母子保健の充実に努める必要があります。



目指す姿

身近に育児不安を気軽に相談できる相手や場所があり、親が楽しく、自信を持った育児ができることで、子どもが健やかに成長・発達できている。また、親も育児で成長することにより、次世代の子育てに関わることができるようになっている。



施策の方向性

子どもの健やかな成長・発達を支えるサポート体制を整備します。医療機関や関係機関との連携により、相談窓口の充実を図り、情報提供する機会を充実します。



指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（H33年度）
育児について相談相手のいる母親の割合（1歳6か月児）	96.4%（H24年度）	100%
子育てに自信が持てない母親の割合（1歳6か月児）	21.5%（H24年度）	18%
乳幼児健康診査受診率（1歳6か月児）	96.9%（H26年度）	100%



主要計画

1) 安心して妊娠・出産できる環境づくり

妊娠生活や産後を安心して過ごせるよう医療機関との情報共有により、相談体制を整備します。

2) 親子すこやか子育て支援

乳幼児健康診査や教室での相談対応の機会を、育児不安の解消のための窓口につなげる場として充実します。

3) 子育てに係る負担の軽減

乳幼児等医療費給付事業や未熟児養育医療給付事業の実施により、育児負担の軽減を図ります。



役割分担

子育て支援ボランティア	地域の各ボランティア活動による子育て支援
行政	子育て不安を解消できる相談窓口の整備



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	②一人ひとりの健康づくりの推進
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	④医療体制の充実
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	⑤児童福祉の充実
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	⑦障害者福祉の充実
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	⑧地域福祉の充実
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	⑨社会保障の充実
3. 教育の向上	(1) 教育	①学力の向上



母子保健ハローベビー教室



こんにちは赤ちゃん号



施策項目（1）健康・福祉

施策内容 ② 一人ひとりの健康づくりの推進



現状と課題

平成22年市区町村別生命表によると、本市の平均寿命は、全国で男性ワースト8位、女性ワースト16位と非常に低い水準となっており、^{*}生活習慣病発症リスクの高い喫煙・肥満・運動不足等の数値が全国に比べ高い傾向にあります。これを改善するためには、市民一人ひとりが主体的に心身の健康づくりや疾病予防に取り組むことが必要です。また、こころの健康についても、気軽に相談することができ、行政のみならず地域での助け合いの体制づくりが必要です。



目指す姿

どの年代も、健康に関心を持ち、健（検）診を受け、自分の健康状態を知り、健康づくりに取り組む市民が増えている。



施策の方向性

少子高齢化や生活環境の変化が急速に進んでいく中で、市民の健康寿命延伸を目指し、肥満・喫煙・がん予防やこころの健康づくりを促進するとともに、各種健（検）診や健康相談・健康教育・予防対策等の取組を推進します。



指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（H33年度）
肥満者の割合（壮年期）	男38.7% 女29.7%（H23年度）	男25% 女20%
[*] 特定健診受診率	25.2%（H26年度）	37.5%



主要計画

1) 健（検）診の推進

健康への自己管理意識の啓発、生活習慣病及び重症化予防、がん予防のための対策を推進します。

2) 健康教育・相談の充実

運動の習慣化や適切な食習慣の形成、また、歯・口腔内の適切なケアができるよう様々な機会を提供し、健康づくりに対する意識の向上を図れるように内容を充実します。

※生活習慣病

糖尿病・脂質異常症・高血圧・高尿酸血症など、生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称。

※特定健診

特定健康診査のことで、内臓型肥満に着目し、生活習慣病を予防することを目的に行われる健康診査。

3) 感染症予防対策の推進

各種予防接種についての啓発をし、医師会の協力を得て実施します。また、未接種者には接種勧奨をします。また、海外で発生している感染症については、情報提供、注意喚起を迅速に行います。

4) こころの健康についての情報発信及び相談窓口の充実

こころの健康についての正しい知識及び対処方法等について普及啓発を図ります。また、こころの悩みや不安等の相談窓口の周知を図るとともに、相談しやすい窓口になるよう体制を整備します。



役割分担

市民	自分自身の健康に目を向けた健康的な生活、身近な人の心身の健康状態への配慮
事業所	従業員の健康管理、積極的な健（検）診の奨励
医療機関	市民や行政に対する情報提供への協力
行政	市民への健康に関する情報発信、心身の健康づくりをサポートする事業の実施



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	①子どもすこやか母子保健の充実
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	④医療体制の充実
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	⑧地域福祉の充実
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	⑨社会保障の充実
2. 暮らしの向上	(2) スポーツ	①スポーツ活動の充実
3. 教育の向上	(1) 教育	②体育・健康教育の充実
3. 教育の向上	(1) 教育	⑤社会教育の充実
3. 教育の向上	(1) 教育	⑦むつサテライトキャンパスの推進



特定健康診査



イベント時の健康チェックーズ



施策項目（1）健康・福祉

施策内容 ③ 健康まちづくりの推進



現状と課題

平成22年市区町村別生命表によると、本市の平均寿命は、全国で男性ワースト8位、女性ワースト16位と非常に低い水準となっており、生活習慣病発症リスクの高い喫煙・肥満・運動不足等の数値が全国に比べ高い傾向にあります。健康の保持増進は、個人の健康意識への働きかけも大事ですが、社会全体で取り組む必要もあります。そのため、町内会、地区組織団体や保健福祉医療関係者との協働により、地域全体の健康意識の向上と健康なまちづくりを一体的に推進していく体制づくりの強化が望まれています。



目指す姿

市民一人ひとりの健康意識が向上し、健康づくり活動の輪が若い世代にも広がり、まち全体が活気づく、元気で長寿なまちとなっている。



施策の方向性

健康づくりに取り組む仲間づくり、地域や職域の健康づくりのため、健康リーダーの育成及び地域のネットワークづくりを強化します。



指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（H33年度）
生活習慣の改善に意欲がある人の割合	54.8% (H27年度国保データベース)	69%
すこやかサポート事業所認定数	12事業所 (H28.10月現在)	40事業所



主要計画

1) 地域の健康づくりの推進

健康マイレージ事業を推進し、個人の健康意識の向上はもとより、地域・経済団体と一体となり健康まちづくりを図ります。

また、保健協力員及び食生活改善推進員の活動を通じて、健康づくりの輪を広げていきます。

2) 職域での健康づくりの推進

職域での健康づくりに積極的に取り組むことができるよう支援します。

3) 健康づくり関係団体との連携

各関係団体と連携し市民の健康づくりに関する事業等を推進します。

4) 保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築

全ての市民が必要な時に必要なサービスが受けられるよう、広域的な支援体制の強化を図ります。

役割分担

市民	町内会活動、イベント等を通じた健康づくりへの取組
事業所	従業員一人ひとりの健康意識の向上、積極的な健康づくりへの取組
行政	健康づくりの情報の発信、市民・事業所及び各種団体などの主体的な健康づくりへの取組に対する支援

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 元気の向上	(3) 市民協働・コミュニティ	④コミュニティ自治の実現
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	④医療体制の充実
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	⑥高齢者福祉の充実
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	⑨社会保障の充実
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
2. 暮らしの向上	(5) 行財政基盤	⑤情報ネットワークの利活用の推進



すこやかサポート事業所



健康ウォーキング大会



施策項目（1）健康・福祉

施策内容 ④ 医療体制の充実



現状と課題

医療を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進行、市民の医療ニーズの多様化、医療技術の高度化・専門化及び医療に携わる人材の不足等により大きく変化しています。

本市においても高齢化等に伴い、医療機能の適正化が求められる中、医師等の医療スタッフの不足が慢性化しており、限られた医療資源の有効的な活用が課題となっています。専門的な医療を提供する中核病院が本来担う役割に支障を来さぬよう、患者の生活に密着した「かかりつけ医」の利用を推進する必要があります。また、将来の地域医療を確保するため、地元から医師を目指す人材の育成が重要です。



目指す姿

市民が医療を必要とした時、本市において、適切で過不足のない医療を受けることができ、安心して生活できる医療体制が構築されている。



施策の方向性

関係町村と連携して、むつ総合病院の機能を高め、専門的で高度な医療を提供するとともに、周辺の医療機関や関係機関との連携により、地域の医療体制の強化を図ります。また、医師等の医療スタッフの確保及び育成に努めます。



指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（H33年度）
市内高等学校からの医学部医学科入学者数	—	3人



主要計画

1) 地域医療構想を踏まえた医療提供体制の構築

県が策定した地域医療構想を踏まえた医療提供体制の構築を目指し、関係町村と連携して、中核病院としてのむつ総合病院の機能を高め、専門的で高度な医療を受けられるようにします。また、周辺の医療機関や関係機関との連携を図ることによって、地域の医療体制の強化及び保健・医療・福祉の充実、安定化を図ります。

2) むつ総合病院の医療機能の充実強化

関係町村と連携して、下北地域保健医療圏の中核病院として高度・専門医療の充実強化を図るとともに、地域がん診療連携拠点病院として専門的ながん医療を提供し、地域のがん診療の連携

協力体制の構築を推進します。また、地域医療構想を踏まえた病床機能の適正化を図り、地域の医療需要に即した医療提供体制の構築に努めます。

3) 医療機関の役割分担と地域医療連携の強化

関係町村と連携して、地域の医療資源を有効かつ効率的に活用し安心して医療を受けられるよう、医療機関の機能分化を明確にし、適切な役割分担と連携による切れ目のない医療の提供体制を構築します。また、医療と介護が連続したサービスを提供する体制の構築に努めます。

4) 病院経営の健全化

関係町村と連携して、病院経営の健全化を図るため、経営効率化の取組や安定的な経営基盤の確立を支援します。

5) 在宅医療の充実

退院支援による在宅への早期移行や在宅医療の充実を目指すため、地域における保健・医療・福祉の連携強化を図ります。また、居宅介護支援事業所等との連携体制の強化に努めます。

6) 救急医療体制の整備

夜間休日を問わず発生する救急傷病に対して、迅速な医療サービスが受けられるよう、むつ下北医師会等関係機関の協力を得ながら、下北医療センターが実施する救急医療体制の整備・充実に支援します。

7) 地元から医師を目指す人材の育成

医師を目指す高校生の教育環境の充実について、県に働きかけるとともに、国等の制度を活用し、医師を目指す意欲のある若者への支援に努めます。



役割分担

市民	疾病に対する予防意識向上、かかりつけ医の利用
医療機関	高度で専門的な医療の提供、かかりつけ医として患者の生活に密着した医療の提供
行政	医療体制の確保、市民の健康意識の醸成



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	①子どもすこやか母子保健の充実
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	②一人ひとりの健康づくりの推進
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	③健康まちづくりの推進
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	⑥高齢者福祉の充実
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	⑦障害者福祉の充実
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	⑨社会保障の充実
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
2. 暮らしの向上	(5) 行財政基盤	③広域行政の推進

※地域がん診療連携拠点病院

全国どこでも、質の高いがん診療を受けることができるように、各地域におけるがん診療の連携・支援を推進するため厚生労働大臣より指定された病院。



施策項目（1）健康・福祉

施策内容 ⑤ 児童福祉の充実



現状と課題

人口減少と少子化の原因として、晩婚化の進行や出生率の低下が挙げられますが、経済的なことによる共働きの増加により、子育てと仕事の両立に対する心理的負担感や拘束感の増大、さらには、育児に親族や近隣の支援が受けにくくなっていることも要因と考えられます。

育児に対する不安を解消するためには、子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進し、全ての子育て家庭を支援していくことが必要です。

そのためには、放課後対策も含め、多様な保育サービスの充実や子育てに伴う経済的な負担の軽減、家庭における子育ての心理的な負担の軽減など、子育て環境の整備・充実を図っていくことが必要です。



目指す姿

家庭、学校、地域、職域、その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、協働して役割を果たすとともに、そうした取組を通じて、家庭を築き子どもを産み育てるという希望をかなえ、全ての子どもが健やかに成長している。



施策の方向性

子育て家庭のニーズを踏まえた子育てサービスの提供や、子どもの居場所や健全な育成活動の場づくりに努めながら、子育て・子育てを地域で支え、子育てに対する心身の不安や負担の軽減を図り、本市におけるワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。



指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（H33年度）
※ 保育所等利用待機児童数	49人（H27年度）	0人
生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業	訪問率99%（H27年度）	訪問率100%



主要計画

1) 子育て環境の整備

子育て家庭の育児不安を解消するため、生後4か月までの乳児家庭全戸訪問や、地域子育て支援センター及びキッズパークの有効活用、子育てサークルの育成支援など子育て家庭のニーズを

※待機児童

子育て中の保護者が保育所または学童保育施設に入所申請をしているにもかかわらず、入所できない状態にある児童のこと。

踏まえた支援に努めます。

また、子育てと仕事の両立を支援するため、乳児保育、障がい児保育、病後児保育[※]、開所時間の延長等、多様な保育サービスの充実を図ります。

2) 子どもの健全育成の推進

全ての子どもたちのために、安全で健やかな居場所づくりを推進し、地域の大人たちによる放課後等の見守り体制を構築するため、放課後子どもプランの充実を図ります。

3) 各種給付による子育て支援

児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費などの給付により、子育てに係る経済負担の軽減を図ります。

役割分担

子育て家庭	地域の支えや市の支援を理解し、必要に応じて利用
事業者	子育て家庭への多様な保育サービスや子育て支援サービスを提供
行政	地域に必要なサービスや支援を検討し、子育て全体を支援

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 元気の向上	(4) 男女共同参画・女性活躍	②市民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	①子どもすこやか母子保健の充実
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	⑧地域福祉の充実
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	⑨社会保障の充実
2. 暮らしの向上	(2) スポーツ	①スポーツ活動の充実
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
4. 安全の向上	(1) 安全・安心	⑤防犯対策の充実



キッズパークオープン式典



キッズパーク

※病後児保育

乳幼児や児童が病気の回復期にあって、集団での生活が困難な期間、保育所や医療機関等に付設された専用のスペース等で保育や看護ケアを行う保育サービス。



施策項目（1）健康・福祉

施策内容 ⑥ 高齢者福祉の充実



現状と課題

本市の65歳以上の高齢者人口は年々増え続け、平成28年4月1日現在では、17,734人となり、^{*}高齢化率は29.5%となっています。今後、一人暮らしや高齢者夫婦世帯、認知症高齢者の増加とともに、介護を必要とする高齢者が増える中、高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して生活することができる地域社会を築くことが課題となっています。介護保険制度の円滑な運営や、在宅での生活が困難な高齢者のための施設サービスの充実、そして、在宅高齢者が自立し、住み慣れた地域で自分らしい生活を確立するために必要な生活支援などに努めていく必要があります。



目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる、ふれあいと支え合いの地域となっている。



施策の方向性

自助、公助、共助のバランスのとれた地域づくりと、施設、在宅介護の充実と介護予防に重点を置いた施策を展開します。



指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（H33年度）
[*] 要介護認定率	県平均値	県平均値を下回る



主要計画

1) 地域包括ケアシステムの構築

予防、介護、医療、生活支援、住まいを一体的、継続的に提供し、地域の中で包括的な支援、サービスの提供体制を実現する地域包括ケアシステムの構築に努めます。

2) 介護予防・生活支援サービスの充実

高齢者の生活環境や健康状態及び支援の状況から総合的に判断し、必要とされる介護予防サー

※高齢化率

65歳以上の人口が総人口に占める割合のこと。一般的に、高齢化率が7%以上14%未満の状態を「高齢化社会」、14%以上21%未満を「高齢社会」、21%以上を「超高齢社会」という。

※要介護認定

介護保険制度に基づき、軽い方から要支援1～2と要介護1～5の7段階に分けられるもの。市区町村へ介護認定申請後、認定調査員による、訪問調査の状況や主治医の意見書を元に、市区町村ごとの介護認定審査会が判定する。認定されると必要度や費用に応じてホームヘルパーなどの介護サービスや、介護予防サービスが受けられる。

ビスや生活支援サービスを調整し提供します。

3) 認知症対策と尊厳のある暮らしの形成

認知症高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活できるよう、見守り、支援する体制づくりに努めます。また、高齢者一人ひとりの権利を擁護し、虐待防止施策を推進します。

4) 地域の安全・安心と福祉のまちづくりの推進

高齢者が地域で安心して暮らしていくことができるよう、地域で支え合う仕組みや生活環境を整備し、安全・安心な地域づくりに努めます。

5) 生きがいづくりの推進

高齢者の積極的な社会参加を促進するために、老人クラブの活動を支援するとともに、生涯学習環境等の充実を図り、心身ともに健康でいきいきとした生活が送れるような施策を展開します。



役割分担

市民	健康長寿へ向けた体力増進や生きがいづくりなどの取組
事業者	適正なサービスの提供
行政	介護保険の円滑な運営、的確なニーズ把握及びサービスの提供



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 元気の向上	(3) 市民協働・コミュニティ	④コミュニティ自治の実現
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	③健康まちづくりの推進
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	④医療体制の充実
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	⑦障害者福祉の充実
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	⑧地域福祉の充実
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	⑨社会保障の充実
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
3. 教育の向上	(1) 教育	⑤社会教育の充実
4. 安全の向上	(1) 安全・安心	①防災体制の充実
4. 安全の向上	(1) 安全・安心	②消防・救急体制の充実



認知症サポート事業所認定制度に関する協定締結



認知症サポート事業所



施策項目（1）健康・福祉

施策内容 ⑦ 障害者福祉の充実



現状と課題

障がいのある方が、障がいの重さや心身の状態などに応じて受けられる障害福祉サービスを提供し、障がいのある方の自立と社会参加の機会を確保するとともに、教育や就労などを充実させ、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるまちの実現を目指しています。その中で、どのように地域生活の支援拠点を整備及び確保していくのかが今後の大きな課題です。



目指す姿

障がい者が気軽に相談でき、助言を受けることができる相談支援体制が充実し、障がいに対する理解促進と福祉環境の整備がなされ、障がいのある人もない人も共に暮らせる社会になっている。



施策の方向性

今後、施設を退所する障がい者の社会参加と就労促進、更に自宅での生活が困難な障がい者が安心して住み慣れた地域で暮らすことができるようにするため、必要な支援を受けながら少人数で暮らせるグループホームの確保に努めます。

また、障がい児に関して関係機関との連絡・相談体制を充実するなど切れ目のない支援を図ります。



指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（H33年度）
委託相談事業所数	3事業所（H27年度）	4事業所
グループホーム利用者数	66人（H27年度）	76人



主要計画

1) 障害福祉サービスの提供

心身に障がいを持ち、日常生活や社会生活において支援を要する方に、必要な福祉サービスを提供します。

2) 相談支援体制の強化

気軽に相談でき、助言を受けることができる相談支援体制を整備し、行政と連携を図りながら、日常生活の具体的な改善につなげます。

3) 障がいに対する理解の促進

パンフレットの提供や相談会、障がい福祉サービス説明会を通じて、障害者福祉についての理

解の浸透に努めます。

4) 障害児通所支援の提供

支援を要する障がいを持つ児童に対し、保護者の申請に応じて必要なサービスを提供します。



役割分担

市民	相談事業所及び適切なサービスを利用、社会活動への参加
事業所	適切なサービスを活用した日常生活の改善につなげるため、相談、助言、利用状況のモニタリング [*] を実施
行政	適切なサービス利用や障がい者が抱える課題の解決に向けて、必要な相談、助言、支援を実施



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	①子どもすこやか母子保健の充実
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	④医療体制の充実
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	⑥高齢者福祉の充実
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	⑧地域福祉の充実
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	⑨社会保障の充実
2. 暮らしの向上	(2) スポーツ	①スポーツ活動の充実
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築



障がい者交流イベント

※モニタリング

訪問や面談により、利用者の状況確認を行うこと。



施策項目（1）健康・福祉

施策内容 ⑧ 地域福祉の充実



現状と課題

青少年による非行、犯罪、児童虐待等が社会問題化しており、防犯関係団体等による街頭指導や校外指導を行っているほか、幼児虐待に係る対応として、^{*}要保護児童等対策連絡協議会において支援に当たっています。

また、民生委員・児童委員は、高齢者の見守りや子どもたちへの声かけの実施、福祉に関する相談に応じて地域福祉の向上に努めています。

子どもや家族に係る問題は複雑化・多様化しており、深刻化する前の早期の発見や対応、そして、きめ細かな指導や支援が求められています。

また、地域社会の安心な暮らしを確保するため、見守り強化など民生委員・児童委員活動の充実を図っていくことが必要です。



目指す姿

様々な問題を抱える人たちが、相談したり助けを求めることができるよう、社会全体で見守り、寄り添い支援する体制が充実し、将来を担う青少年が心身ともに健全に育っている。

また、民生委員・児童委員が地域住民の福祉相談に応じて、行政機関や施設との橋渡し役となり、各種福祉サービスの利用につながっている。



施策の方向性

関係機関・団体等との連携を図りながら、街頭指導やキャンペーン事業を実施し、青少年の非行防止に努めます。

また、児童養育に関する相談に対する指導・援助の充実、虐待の早期発見・早期対応に向け、関係機関による相談支援体制の充実・強化に努めます。

さらに、民生委員児童委員協議会の活動を支援し、研修や情報交換を通じて資質向上を図ることにより、家庭訪問や見守り活動の強化につなげていきます。



指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（H33年度）
少年指導員巡回回数	120回（H27年度）	120回
民生委員・児童委員活動件数	40,149回（H27年度）	43,884回

※要保護児童

児童福祉法で、保護者がいない児童、又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童をいう。

主要計画

1) 非行防止活動の充実

少年指導員による街頭指導活動や健全育成及び非行防止等についての広報啓発活動を推進するとともに、青少年健全育成地域研修会を開催し、関係機関、団体及び民間有志者等との連携を強化します。

2) 児童虐待等の早期発見・防止

地域の子ども虐待の早期発見窓口として、地域ネットワークの構築や組織化への取組を推進し、子ども虐待予防に努めます。また、施設を退所した子どもやその家族に対する自立支援を児童相談所と協力して行います。

3) 民生委員・児童委員活動の充実

民生委員・児童委員は、市民が安心して暮らしていくため、地域社会における見守り活動や福祉相談など、行政や施設との橋渡し役を担っています。そのため、民生委員・児童委員に対する研修や協議会の活動を充実させ、地域の福祉向上に努めます。

役割分担

市民	地域の見守り役としての非行防止活動への積極的な参加
行政	支援体制の整備、情報提供、啓発の推進

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	①子どもすこやか母子保健の充実
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	②一人ひとりの健康づくりの推進
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	⑤児童福祉の充実
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	⑥高齢者福祉の充実
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	⑦障害者福祉の充実
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	⑨社会保障の充実
4. 安全の向上	(1) 安全・安心	⑤防犯対策の充実



施策項目（1）健康・福祉

施策内容 ⑨ 社会保障の充実



現状と課題

少子高齢化や稼働年齢層の所得の減少などにより、親族の相互扶助が難しくなっているため、生活困窮に関する相談が増加しています。

このような中、要保護世帯に対しては、経済的援助や自立支援のため生活困窮者自立支援事業をはじめとする他法他施策の有効活用を図る必要があります。

また、高齢者人口の増加とそれに伴う要介護・要支援認定者の増加により、介護給付費が増加する中、介護保険制度を持続可能なものとするため、介護認定及び介護給付の適正化を図る必要があります。

さらに、高齢化や医療の高度化による医療費の増加、長引く不況による低所得者層の増加に伴う税収の減少等の構造的問題により、国民健康保険の運営は厳しさを増しており、国民健康保険の都道府県単位化に伴う環境整備のため、国民健康保険財政の早期健全化を図る必要があります。

加えて、国民年金に対する制度的不安から、保険料の未納などの問題が生じており、日本年金機構と連携し、保険料納付の大切さを周知する必要があります。



目指す姿

適正な事業計画の策定及び推進により、各種社会保障制度が適正に運用されている。



施策の方向性

一人ひとりの抱える問題を把握し、生活保護を受給していない低所得者層に対しては、社会福祉協議会を通じて生活福祉資金やたすけあい資金の活用を図るほか、ハローワーク等との連携を図り、就労につながる自立支援対策を推進します。

また、介護給付適正化事業により、介護給付費や介護保険料の増加を抑制し、持続可能な介護保険制度の構築を図ります。

さらに、保健事業の推進等を通して医療費の適正化を図るとともに、国民健康保険税の口座振替等の推進により納付環境を充実し、国民健康保険財政の健全化を図ります。

加えて、市民が公的年金制度について理解し、自分の将来の生活のために行動することができるよう支援します。



指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (H33年度)
ケアプランチェック数	12件 (H28年度)	24件
特定健診受診率	25.2% (H26年度)	37.5%
*メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合	28.0% (H27年度)	25.5%
国民健康保険税の現年収納率	91.5% (H27年度)	92.7%



主要計画

1) 生活の安定と自立に向けた支援

生活保護の適正な実施と生活困窮者自立支援事業による対策を講じます。

2) 介護保険制度の円滑な運営

むつ市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、事業を推進します。

3) 国民健康保険の安定的運営

保健事業の推進等を通して医療費の適正化を図るとともに、国民健康保険税の口座振替等の推進により納付環境を充実し、国民健康保険財政の健全化を図ります。

4) 国民年金制度の周知

市民が公的年金制度について理解し、自分の将来の生活のために行動できるよう支援します。



役割分担

市民	社会保障制度の必要性を認識、適正なサービスの利用及び負担
事業者	適正で質の高いサービスの提供
行政	適正な事業計画の策定及び推進



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	①子どもすこやか母子保健の充実
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	②一人ひとりの健康づくりの推進
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	③健康まちづくりの推進
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	④医療体制の充実
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	⑤児童福祉の充実
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	⑥高齢者福祉の充実
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	⑦障害者福祉の充実
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	⑧地域福祉の充実

※メタボリックシンドローム

内臓脂肪症候群とも呼ばれ、基準を上回る内臓脂肪の蓄積に加え、血清脂質・血圧・血糖の3項目のうち、2項目が診断基準を上回っている場合に該当する。



施策項目（2）スポーツ

施策内容 ① スポーツ活動の充実



現状と課題

平成26年度に「むつ市スポーツ推進計画」及び「むつ市スポーツ施設整備計画」を策定し、誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しみ、生涯にわたって心身ともに健康で、豊かな生活を実現できるよう努めています。一方、新体育館の整備や老朽化したスポーツ施設の改修及び類似スポーツ施設が複数存在していることから、統廃合も含めた活用を検討していく必要があります。



目指す姿

市民一人ひとりが日常生活の中にスポーツを取り入れ、健康で豊かなライフスタイルを送っている。また、スポーツ施設の公共施設マネジメントが推進されている。



施策の方向性

健康で豊かなライフスタイルを目指すため、健康マイレージ事業とタイアップし、ポイント対象イベントにすることで付加価値をつけ、参加者の増加を図ります。また、「むつ市スポーツ施設整備計画」及び「むつ市公共施設等総合管理計画」に基づき、スポーツ施設のあり方について検討します。



指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（H33年度）
週1回以上のスポーツ実施率	38.1%（H23年度）	65.0%
年間利用人数（新体育館）	29,541人（H24年度）	80,000人



主要計画

1) スポーツ・レクリエーション活動の推進

市民の健康で豊かなライフスタイルの実現のため、スポーツ・レクリエーション活動の推進に努めます。

2) スポーツ指導者の育成

気軽にできるスポーツから競技スポーツまで幅広く指導できる指導者の育成に努めます。また、スポーツ指導者・団体等のデータバンクを整備します。

3) スポーツ・レクリエーション施設の整備

新体育館の建設を進めるとともにスポーツ施設の長寿命化を図る中で、その必要性、緊急性等を総合的に判断し、公共施設マネジメントを推進します。



役割分担

市民	健康志向の高まりによる運動機会の向上
施設利用者	安全・安心に施設を利用するために不具合箇所の報告
スポーツ少年団	認定員養成講習会への参加
体育協会	スポーツ普及のための教室や大会の開催、各協会で指導者の育成
商工会議所	イベント、シンポジウムや店舗等の誘致
行政	指導者データベースの整備、代替施設や用途廃止も含めた施設利活用の検討



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	②一人ひとりの健康づくりの推進
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	⑤児童福祉の充実
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	⑦障害者福祉の充実
2. 暮らしの向上	(5) 行財政基盤	④公共施設マネジメントの推進
3. 教育の向上	(1) 教育	②体育・健康教育の充実
4. 安全の向上	(1) 安全・安心	①防災対策の充実



全国大会出場「むつ陸上クラブ」



第43回東北総合体育大会



施策項目（3）環境

施策内容 ① 循環型社会の推進



現状と課題

本市では、循環型社会の実現と環境に優しいまちづくりを図るために、市民はもとより町内会、事業者の協力を得ながら、ごみの分別と減量化及び再資源化を推進しています。

また、小型家電や衣服等の回収ボックスを設置、雑紙等の古紙類の回収に取り組み始め、ごみの資源化に向けた体制の構築を進めています。

しかし、ごみの減量化は全国水準に達しておらず、分別やリサイクル等を併せた推進が今後の課題となっています。

更に地域におけるバイオマス資源が多く存在していますが、いまだ有効活用されている状況がありません。

地域には、農業、水産業、畜産業、林業などのほかにも、下水処理、し尿処理で発生するバイオマス資源が豊富に存在しており、家庭や事業所から排出される食品系廃棄物も合わせて、エネルギーへの変換、堆肥化するなどの有効活用により地球環境への影響を抑えることが可能です。

今後、バイオマス資源を利用した新たな産業の創出、雇用の拡大、二酸化炭素削減に努め、地球温暖化防止への取組を強化する必要があります。



目指す姿

ごみの分別はもとより、^{*}3R（リデュース・リユース・リサイクル）が普及されるとともに、ごみを可能な限り資源化し、有効かつ円滑に循環され、ごみの減量及びリサイクルシステムが構築されている。

また、バイオマス資源の活用については、資源循環の確保の取組の一つとしてその可能性を探り、地域にあるバイオマス資源を利用し、環境に優しい地域づくりと新たな産業の発掘が推進されている。



施策の方向性

小型家電、リユース可能な衣服等の回収場所拡充や広報等による更なる意識の啓発を図りながら、継続した取組を進めるとともに、バイオマス資源の活用については、新しいごみ処理施設の整備計画と一体的に検討を進めます。

また、地域で排出されるホタテガイ養殖残渣、畜産糞尿、林業残渣、食品残渣、植栽残渣等を利用し堆肥化、発電などを行い、売電、有機肥料販売及び排出される温熱等を利用した施設栽培が可能かどうか調査・研究していきます。

※3R（リデュース・リユース・リサイクル）

「Reduce」（リデュース：減らす）、「Reuse」（リユース：再び使う）、「Recycle」（リサイクル：再資源化）の頭文字をとった言葉。



指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (H33年度)
二酸化炭素排出量	11,406 t-CO ₂ (H24年度)	10,608 t-CO ₂
リサイクル率	25.0% (H26年度)	30.0%
もえるごみ、もえないごみへの資源ごみ混入率	生活系 可燃11%・不燃31% 事業系 可燃17%・不燃10% (H27年度)	各比率50%削減



主要計画

1) バイオマス資源の有効利用

ホタテガイ養殖残渣や家畜糞尿を資源化し、農業やエネルギー分野での有効利用を推進します。

2) 生ごみの堆肥化

小型生ごみ処理機等の導入により生ごみを堆肥化し、家庭菜園等での活用を推進します。

3) 下水・し尿汚泥の有効利用

消化の過程で発生するメタンガスの有効利用を図ります。

4) 公共施設におけるバイオマス資源の利用

公共施設の暖房等については、木質バイオマスを利用した設備への転換を目指します。

5) 回収ボックス設置場所の拡充

公共施設のみを設置している小型家電等の回収ボックスを多くの市民が集まり開設時間も長い大規模小売店舗などに拡充していきます。

6) 資源ごみ回収ステーションの設置

むつ地区のみの設置にとどまっている資源ごみの集団回収場所を町内会等地域団体や回収業者の協力を得ながら、他地区への拡充を図ります。

7) 新しいごみ処理施設の検討

平成35年度操業を目指し現在計画中の新しいごみ処理施設において、未利用資源の活用も検討項目として取り込みます。

8) リサイクルシステムの構築

ごみの分別はもとより、3R (リデュース・リユース・リサイクル) の普及を推進するとともに、発生した一般廃棄物を可能な限り資源化し、有効かつ円滑に循環されるように、ごみの減量及びリサイクルシステムを構築します。

9) 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化は、自然環境や生活に重大な影響を及ぼす世界的な課題であるため、平成20年度に策定した「むつ市地球温暖化対策推進実行計画」に基づき、温室効果ガスである二酸化炭素の排出削減を図ります。



役割分担

市民	市が実施するリサイクル施策への協力、フリーマーケットなどリユース活動への積極的な参加、安全・安心な地域野菜等の購入、循環型社会への参画
事業者	事業系ごみに含まれる資源化可能物のリサイクルの実施、二酸化炭素削減への取組、新規事業への進出、雇用の確保、社会貢献
行政	各種リサイクル対象品の受入体制の構築、効果的な普及啓発の実施、回収団体等への支援、各種事業者への働きかけ及びコーディネート



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 元気の向上	(2) 産業・雇用	④新たな産業の創出
2. 暮らしの向上	(3) 環境	④環境衛生対策、廃棄物対策の充実
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築



出前講座「ごみの減量について」



赤川海岸清掃活動



施策項目（3）環境

施策内容 ② 自然環境の保全



現状と課題

本市は、下北半島国定公園に指定された豊かな自然を有し、学術的にも貴重な動植物が多数生息する地域であり、森林や水質の保全に努めるとともに、ウォーキングなどの市民が憩う親水性の水辺空間の創出が必要となっています。

また、海岸では、静穏な海流域は海水浴場として利用されていますが、局地的に波浪による護岸の浸食や砂浜の流出により家屋への浸水被害が懸念されており、防災、環境、利用の面からバランスのとれた総合的な海岸の保全が求められています。

このような環境を保全するためには、森林の役割が非常に重要となっていますが、近年、林業採算性の悪化や森林所有者の高齢化、不在村化等を背景として、森林施業意欲が衰退し、荒廃する森林が増えつつあり、このままでは土砂災害の防止や水源の涵養、地球温暖化の防止等、自然環境の保全に支障を来しかねない状況が生じています。



目指す姿

人と自然が共生できる美しく、安全で、いきいきした自然環境が保全されている。



施策の方向性

森林がもたらす多機能を持続的に発揮させるため、間伐等の森林整備の推進を図るとともに、ウォーキングコース、まさかりレガッタ等の市民が憩う親水性の水辺空間の環境整備に努めます。

また、海岸については、^{*}海岸保全施設の整備を行うとともに、地域団体やボランティアの参加による清掃活動を推進し美しく快適な海岸づくりを進めます。



指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（H33年度）
[*] 親水護岸の整備延長	0m（H27年度）	1,000m
下水道整備普及率	16.8%（H27年度）	23.4%
海岸保全施設の整備延長	524m（H27年度）	750m
海岸清掃の実施回数	年4回（H27年度）	年5回

※海岸保全施設

高潮や波浪、津波などによる被害を防止するためのもで、堤防・突堤・護岸・消波ブロック堤等が挙げられる。

※親水護岸

流下機能、治水機能をもちながら、人びとが水に親しみ楽しめるようにした護岸。



主要計画

1) 森林の育成

森林の持つ国土保全、水源涵養、保健文化機能など、公益的な機能の充実を図るとともに、計画的な保育・間伐事業を実施し、効率的な森林施業を進めます。

2) 下水道の整備

下水道の整備により、川や海の良い水質の保全に努めます。

3) 親水護岸の整備

県とともに親水護岸の整備を図り、憩いと潤いの水辺空間の創出に努めます。

4) 海岸保全施設の整備

県とともに海岸の防護や砂浜の流出を抑制するための保全施設の整備を図ります。

5) 清掃活動の実施

きれいな自然環境を保全するため清掃活動を推進し、利用者のマナーやモラルの醸成を図ります。



役割分担

市民	植樹祭のイベントの参加や清掃活動等の実施
行政	森林情報の収集や合意形成活動、既存路網の容易な改良に対する支援、自然環境保全施設の整備



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 元気の向上	(2) 産業・雇用	①農林水産業の振興
2. 暮らしの向上	(3) 環境	④環境衛生対策、廃棄物対策の充実
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
5. 魅力の向上	(1) ジオパーク	②資源価値の保全と教育



施策項目 (3) 環境

施策内容 ③ 公害対策の充実



現状と課題

本市における公害の発生は少ないものの、騒音、悪臭等の生活に係る苦情については多様化しています。

また、住宅密集地区の生活排水による河川の水質汚濁も懸念されるため、あらゆる形態に対しての公害対策の充実を図り、快適な環境づくりのための監視指導体制の強化に取り組む必要があります。



目指す姿

典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に関する悩みがなく、安全で快適なまちで明るく生活している。



施策の方向性

近隣住民同士で解決できる場合は助け合いながら解決し、被害が広範囲に及ぶ可能性がある場合は、関係機関と連携しながら迅速に対応し、公害の未然防止を図ります。



指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (H33年度)
典型7公害に係る相談件数	28件 (H27年度)	0件



主要計画

1) 自動車騒音の監視

市内の主要道路における自動車騒音について、調査・監視に努めます。

2) 河川等の水質の監視

市内の主要河川の水質や底質及び陸奥湾内の水質について、調査・監視に努めます。



役割分担

市民	近隣間の問題発生の抑制及び自主解決
事業者	法令に基づく届出等の実施
行政	自主解決困難案件の仲介、公害の未然防止



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 元気の向上	(3) 市民協働・コミュニティ	④コミュニティ自治の実現
2. 暮らしの向上	(3) 環境	④環境衛生対策、廃棄物対策の充実
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築

**施策項目（3）環境****施策内容 ④ 環境衛生対策、廃棄物対策の充実****現状と課題**

快適な生活環境の確保のため、地域ぐるみでの環境衛生の推進に取り組む必要があります。

市民の家庭生活から排出されるごみは、資源ごみの集団回収場所や各種リサイクル品回収ボックスなどへの自主的な持ち込みによるほか、市内約1,600箇所に設けられたごみ集積所から市が委託した収集運搬業者により回収された後、全て下北地域広域行政事務組合が運営する一般廃棄物等処理施設「アックス・グリーン」に搬入し溶融処分しています。

同施設は、極めて環境負荷の少ない施設として、平成15年度から稼働していますが、経年劣化と維持管理経費が構成市町村の大きな負担となっていることから、平成34年度をもって廃止とすることが決定し、現在、新しいごみ処理施設整備の計画が進められています。

新しいごみ処理施設については、人口減少に伴うごみ排出量の減少に合わせ、また維持管理経費の削減を目指し、効率的かつコンパクトな身の丈に合った処理施設としなければなりません。一方でごみを資源として活用することが時代の要請となっていることを踏まえ、各種リサイクルに対応した施設整備と収集体制の構築を検討していかなければなりません。

また、市内で発生した不法投棄については、地権者や町内会、関係各所の協力を得ながら撤去と防止啓発に努めていますが、いまだに散見され、看過できない課題となっています。

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、下北地域広域行政事務組合で運営している汚泥再生処理施設「むつ衛生センター」により安定的に処理が行われています。

**目指す姿**

ごみの分別、減量化及び再資源化の促進による、下北地域広域行政事務組合で運営している「アックス・グリーン」の適正な管理運営への協力を通じて、ごみ処理体制が一層充実している。

関係機関との連携による監視体制の強化と防止の啓発など、不法投棄対策が推進されている。

下北地域広域行政事務組合で運営している「むつ衛生センター」による広域処理システムの下、公共下水道事業と共存しつつ、し尿処理体制が一層充実している。

**施策の方向性**

新しいごみ処理施設の整備に合わせて、これまで以上のごみの減量化とリサイクル促進を図りつつ、より低コストで効率的なごみ処理体制となるよう、分別・排出、収集・運搬、処理・処分の各段階全ての見直しを検討します。



指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (H33年度)
1人1日当たりのごみ排出量	1,180 g (H26年度)	1,000 g 以下



主要計画

1) 環境衛生の推進

市民一人ひとりの快適で衛生的な生活環境を保つため、地域ぐるみでの町内清掃、害虫の駆除、野犬対策等を推進します。また、井戸水等の使用における自主検査体制の指導強化と水質管理意識の普及啓発に努めます。市民等のニーズや周辺環境の調和を図りながら、公衆便所の維持管理に努めます。

2) ごみ処理体制の充実

新しいごみ処理施設の整備に合わせ、低コスト・高効率化を基本に、ごみ分別排出から処理処分までの一連の体制の見直しを検討します。

3) 不法投棄対策の充実

県、警察等関係機関と連携した不法投棄抑制の実施と、適正排出に向けたわかりやすい広報・啓発に努めます。

4) し尿処理体制の充実

下水道施設及び合併処理浄化槽^{*}の整備を図るとともに、し尿処理施設を所管する下北地域広域行政事務組合と連携し、効率的なし尿処理体制の構築を図ります。



役割分担

市民	環境美化・リサイクル・ごみ減量の取組、分別・ごみ捨てルールの徹底
事業者	事業系ごみ減量化の取組の実施、資源化可能物のリサイクルの実施
行政	環境問題における自主解決が困難な案件への介入、各種リサイクル対象品の受入体制の構築、効果的な普及啓発の実施、回収団体等への支援



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 元気の向上	(2) 産業・雇用	④新たな産業の創出
2. 暮らしの向上	(3) 環境	①循環型社会の推進
2. 暮らしの向上	(3) 環境	②自然環境の保全
2. 暮らしの向上	(3) 環境	③公害対策の充実
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
2. 暮らしの向上	(5) 行財政基盤	③広域行政の推進

※合併処理浄化槽

トイレ、台所、洗濯、風呂などの生活排水を一括して処理する浄化槽。平成13年4月1日より、浄化槽法が改正され、新たに浄化槽を設置する場合は、原則として合併処理浄化槽を設置するよう義務付けられた。



施策項目 (4) コンパクト・プラス・ネットワーク

施策内容 ① 暮らしやすいまちの構築



現状と課題

人口減少及び高齢化社会が進行する中、持続可能な都市経営、生活環境や子育て環境の維持向上、地球環境保全、地域コミュニティによる防災対策、安全・安心なまちづくりに対応していくことが必要です。そのため、人口密度を保ち、都市施設が集約され、経済活動の活性化が図られる都市構造の実現を官民連携により進めていくとしたコンパクトシティ構想によるまちづくりが重要となっています。

こうした中、生活基盤となる住宅供給については、コンパクトなまちと連動して市営住宅の配置を効果的に進める必要があります。さらに、居住環境に潤いを与える都市公園や緑地施設、都市基盤である都市計画道路や下水道などの都市施設については、財政制約や施設の老朽化などに配慮した計画的な整備が必要となっています。

また、雪国である本市での冬季における暮らしやすさの確保のため、快適な道路環境の維持・向上を図る必要があります。



目指す姿

病院、福祉、商業施設等が集積した「都市拠点」と、小学校区など複数の集落が集まる地域の拠点となる「小さな拠点」や、1次産業を支える農山漁村などの「周辺集落」がネットワークによって結ばれた都市構造により、利便施設が維持され、都市基盤が安定し、民間事業が活発化した暮らしやすいまちが実現している。



施策の方向性

コンパクト・プラス・ネットワークにより、都市拠点の構築を図り、暮らしやすいまちの構築を目指すと同時に市街地の拡大を抑制し、まちの維持管理の適正化を図ります。



指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (H33年度)
立地適正化計画居住誘導区域人口密度	43.9人/ha (H22年度)	43.9人/ha
公園利用者数 (金谷・水源池)	35,000人 (H27年度)	42,000人
* 汚水処理人口普及率	41.2% (H27年度)	49.9%

※汚水処理人口普及率

下水道及び集落排水施設により汚水を処理している人口と合併処理浄化槽を利用している人口の合算値を総人口で除して算出した値で、汚水処理施設の普及状況を表す指標となる。



主要計画

1) 都市政策の展開

土地利用を活発化するために都市計画を積極的に活用したまちづくりを推進するとともに、民間事業者を支援し、官民連携した都市政策を展開します。

2) 暮らしやすいまちの拠点の創出

民間事業者との連携、都市公園の魅力の向上、都市再生の推進、中心市街地活性化基本計画に基づく取組などにより、暮らしやすいまちの拠点創出を図ります。

3) 都市基盤施設の整備

都市基盤施設や道路インフラ、公営住宅については、社会資本総合整備計画などにより計画的に進めます。

4) 立地適正化計画の推進

立地適正化計画によりコンパクトなまちの構築と市街地拡大の抑制を図ります。

5) 緑の基本計画の推進

人口減少社会における持続可能性を踏まえた公園づくり、良好な都市緑地環境の創出を図ります。

6) 公園施設長寿命化計画の推進

公園施設の適正な維持管理を目指します。

7) 旧田名部駅跡地の市営住宅の集約建替えの推進

田名部まちなか地区都市再生整備計画に基づき、民間事業者と連携した市営住宅の集約建替えを推進します。

8) 公営住宅長寿命化計画の推進

既存市営住宅の長寿命化に向けた修繕計画を定め、^{*}既存ストックの改善を図り、入居者の居住環境の向上に努めます。

9) 合併処理浄化槽整備の促進

未水洗化世帯及び^{*}単独処理浄化槽設置世帯への啓発活動により、合併処理浄化槽への転換を促進します。

10) 下水道接続の促進

供用区域内の未接続世帯への啓発活動により、接続率の向上を図ります。

11) 除排雪の適正化

適正な除排雪により、冬期間の安全な道路環境の確保に努めます。



役割分担

市民	良好な住環境の形成への協力
事業所	良好な住環境の形成への協力、事業の活性化
行政	持続可能な財政運営を基にした都市基盤整備、事業者を支援する都市計画や都市政策等の展開

※既存ストック

形成・蓄積された公共施設や住宅等の基盤を指す。市町村合併により、統廃合や再編等により生じた旧庁舎等の余剰な空き空間を、まちづくり・地域づくりの拠点として利活用することが望まれている。

※単独処理浄化槽

トイレの排水のみを処理する浄化槽。台所や洗濯、風呂からの排水は処理できず、河川等を汚染するおそれがあるため、現在は単独処理浄化槽の設置は禁止されている。



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 元気の向上	(2) 産業・雇用	①農林水産業の振興
1. 元気の向上	(2) 産業・雇用	②商工業の振興
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	③健康まちづくりの推進
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	④医療体制の充実
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	⑤児童福祉の充実
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	⑥高齢者福祉の充実
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	⑦障害者福祉の充実
2. 暮らしの向上	(3) 環境	①循環型社会の推進
2. 暮らしの向上	(3) 環境	②自然環境の保全
2. 暮らしの向上	(3) 環境	③公害対策の充実
2. 暮らしの向上	(3) 環境	④環境衛生対策、廃棄物対策の充実
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	②計画的な土地の管理及び利用の促進
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	③道路基盤の整備
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	④公共交通の確保
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	⑤広域交通ネットワークの形成
2. 暮らしの向上	(5) 行財政基盤	①効率的な行政運営
2. 暮らしの向上	(5) 行財政基盤	②財政の健全化
2. 暮らしの向上	(5) 行財政基盤	④公共施設マネジメントの推進
3. 教育の向上	(1) 教育	④地域とともにある学校
4. 安全の向上	(1) 安全・安心	①防災対策の充実
4. 安全の向上	(1) 安全・安心	③水道の安全・安定供給の確保
4. 安全の向上	(1) 安全・安心	④交通安全の確保
5. 魅力の向上	(3) 景観	①景観の向上と保全
5. 魅力の向上	(5) 海洋科学研究拠点	①研究活動環境の充実



アゲハチヨウの夜景



金谷公園



施策項目（4）コンパクト・プラス・ネットワーク

施策内容 ② 計画的な土地の管理及び利用の促進



現状と課題

市土は、将来にわたって市民のための限られた資源であるとともに、生活や生産などの基盤となります。

人口減少が進行していく中で、郊外への宅地造成による市街地の拡大や、中心市街地の空洞化による商業や医療機能等の低下が懸念されており、公共性を優先しながらも、地域の独自性に配慮した総合的かつ計画的な土地の利用が求められます。



目指す姿

それぞれの地域の特性を保ちつつ、市全域が一体化し均衡ある発展が達成され、人口密度を維持したコンパクトシティを形成することで、市民生活の利便性が向上している。



施策の方向性

居住、病院、福祉、商業施設などが集積された拠点区域を定め、複数の拠点が公共交通網で結ばれた、コンパクト・プラス・ネットワークによる都市の形成を目指します。また、計画的な地籍の測量を実施するとともに、国土利用計画法などの関係法令に沿った調査を推進し、土地利用の適正化を図ります。



指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（H33年度）
立地適正化計画居住誘導区域人口密度	43.9人/ha（H22年度）	43.9人/ha



主要計画

1) 地域の特性に応じた土地利用の推進

土地の現況などを考慮しながら、市全域について地域の特性、機能及び資源を活かし、さらに、調和のある一体的な圏域を形成していくための効果的かつ効率的な土地利用を推進します。

2) 土地利用計画による適正な管理

国土利用に関する法令、計画により適正な土地の管理を図り、また、利便性の高い生活拠点地域を形成するために、各行政機関との調整の下で住民参加型のまちづくりを促進します。

3) 土地利用に関する監視体制の構築

国土利用計画法に基づく土地売買等届出及び遊休土地実態調査を通じ、土地の取引及び利用に対する監視体制の構築を図ります。

4) 地籍調査事業の推進

地籍の明確化を図り、土地資源の有効かつ効果的な利用の基礎とするとともに、^{*}公租公課の適正化のために地籍調査を推進します。



役割分担

市民	関係法令や計画に則した土地の取引、利用
事業者	関係法令や計画に則した土地の取引、利用
行政	国土利用計画や都市計画に則した施策の展開、土地利用の監視



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	④公共交通の確保
5. 魅力の向上	(3) 景観	①景観の向上と保全

※公租公課

租税公課ともいい、国又は地方公共団体によって公の目的のために賦課される金銭負担の総称。公租は国税、地方税などの租税を指し、公課は租税以外の国又は地方公共団体から課せられる負担金、賦課金、罰金などを指す。



施策項目（4）コンパクト・プラス・ネットワーク

施策内容 ③ 道路基盤の整備



現状と課題

広大な行政区域を持つ本市は、各地域間の距離が長く、一体感及び連帯感の醸成のため、道路整備による距離感及び隔絶感の解消が重要です。

しかし、市内の各拠点を結ぶ主要幹線道路である国道279号、338号は、急カーブや狭隘箇所が多く、通行の安全性が危惧されるほか、土砂崩れにより通行不能になった場合には、地域の孤立化が懸念されることから、国土強靱化地域計画に位置付けられた都市計画道路でもある「下北半島縦貫道路」をはじめとする国・県道のより一層の整備促進が求められています。

また、市道については、路線数も多いことから、幹線はもとより一般生活道路に至るまで未整備路線が多く、市民生活の利便性及び道路上の安全を確保するため、計画的な整備が求められています。



目指す姿

道路の社会基盤の整備・充実を図ることにより、市内全体が一体的な地域として機能し、発展するための基盤が形成されている。



施策の方向性

事業主体である国、青森県の関係機関と連携強化を図り、下北半島縦貫道路の早期完成に向けた要望活動に努めつつ、一般生活道路においては、優先順位を付けて特定の地区に偏ることのないよう整備箇所を分散し、公平性を確保しながら効率的な整備を図ります。



指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（H33年度）
下北半島縦貫道路整備率	29%（H27年度）	42%
横迎町中央2号線整備事業進捗率	11.8%（H27年度）	100%
市道舗装率	71.8%（H27年度）	75%



主要計画

1) 国土強靱化地域計画の推進

国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

2) 幹線道路（国道・県道）の整備促進

早期完成に向けた要望活動を実施していきます。

3) 横迎町中央 2 号線の整備推進

未整備区間の幹線道路の整備により、交通の利便性の向上を図ります。

4) 市道未整備路線の整備推進

優先順位をつけ、経済的で効果的な整備を図ります。

5) 橋梁長寿命化計画の推進

橋梁施設の効率的な管理により維持修繕費の縮減を図るとともに、安全・安心な交通の確保に努めます。



役割分担

行政

幹線道路（国道・県道）の整備促進、優先順位に基づく市道の計画的な整備



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	⑤広域交通ネットワークの形成
4. 安全の向上	(1) 安全・安心	①防災対策の充実
4. 安全の向上	(1) 安全・安心	④交通安全の確保
5. 魅力の向上	(2) 観光・物産	①広域連携による観光プロモーション
5. 魅力の向上	(5) 海洋科学研究拠点	①研究活動環境の充実



下北未来塾



下北半島縦貫道路「吹越バイパス」開通式典



施策項目（4）コンパクト・プラス・ネットワーク

施策内容 ④ 公共交通の確保



現状と課題

公共交通の利用者は、人口減少及びモータリゼーション^{*}の進展により減少の一途をたどっています。それにより、交通事業者の収支状況は厳しさを増し、路線の維持が困難なものになっています。

公共交通の維持確保については、行政や交通事業者はもちろんのこと、地域全体が力を合わせて取り組む必要があります。



目指す姿

「都市拠点」と「小さな拠点」や農山漁村等の「周辺集落」を結ぶ生活交通が維持・向上され、観光客も利用している。



施策の方向性

地域公共交通網形成計画の策定を目指すとともに、利用促進対策のほか、様々な手法について幅広い視野で検討を進めます。



指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（H33年度）
大畑地区デマンド型乗合タクシー年間輸送者数	235人（H27年度）	235人
廃止路線代替バス年間輸送者数（湯野川線）	2,221人（H27補助対象期間）	2,221人
廃止路線代替バス年間輸送者数（九艘泊線）	2,219人（H27補助対象期間）	2,219人
廃止路線代替バス年間輸送者数（源藤城線）	1,999人（H27補助対象期間）	1,999人



主要計画

1) 生活バス路線の維持

生活交通を支えるバス路線については、既存路線の維持に努めるとともに、利便性向上について継続的に研究・検討します。

2) 新たな形態の公共交通の導入に向けた検討推進

各関係機関と連携を図り、実際の利用者や利用実態を把握し、地域の実情に即した運行形態及び輸送システムについて検討します。

^{*}モータリゼーション

自動車が大衆に広く普及し、生活必需品化すること。

3) 市民意識の構築

公共交通について、シンポジウムや出前講座等を開催し、市民意識の向上に努めます。

役割分担

市民	公共交通について考え、積極的に利用
交通事業者	利用者ニーズを把握し、公共交通のあり方について検討・提案
行政	関係者と連携し、中心となって公共交通のあり方を検討

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	②計画的な土地の管理及び利用の促進
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	⑤広域交通ネットワークの形成
5. 魅力の向上	(2) 観光・物産	①広域連携による観光プロモーション



施策項目（４）コンパクト・プラス・ネットワーク

施策内容 ⑤ 広域交通ネットワークの形成



現状と課題

道路交通網は、国道279号と国道338号に大きく依存していますが、この国道2路線は単路線であるため代替機能を有していません。このことから、「下北半島縦貫道路」の一日も早い完成と国道2路線の改良・整備が望まれています。

J R大湊線については、風規制の緩和及び安全対策工事がなされ、強風による運休は大幅に減少しましたが、一層の利便性向上及び利用者数の増加が課題となっています。

海上交通輸送については、人口減少や少子化等により航路利用者は減少しており、そのあり方が課題となっています。



目指す姿

広域交通ネットワークが形成され、市民の暮らしや地域の産業振興、観光振興などに貢献している。



施策の方向性

関係機関との連携を図り、効果的かつ効率的な広域交通ネットワークの形成を図ります。



指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（H33年度）
下北半島縦貫道路整備率	29%（H27年度）	42%
「快速しもきた」一日あたりの往復便数（八戸）	4便（H28年3月）	4便
「快速しもきた」一日あたりの往復便数（青森）	1便（H28年3月）	2便



主要計画

1) 下北半島縦貫道路の整備促進

「下北半島縦貫道路」は補助国道であるため、国及び県に早期の全線開通を働きかけます。

2) 港湾整備の推進

大型船舶が入港・停泊が可能な水深までの拡充整備について働きかけます。

3) J R大湊線の利便性向上に向けた取組

八戸・大湊間及び青森・大湊間を直通運転する「快速しもきた」の確保について働きかけます。

4) 海上交通航路の確保

地域住民の意識調査を行い、航路のあり方について検討します。



役割分担

市民	広域交通について考え積極的に利用
事業者	利用者ニーズを把握し広域交通のあり方について検討・提案
行政	広域交通の利用促進、広域交通の充実に関する要望

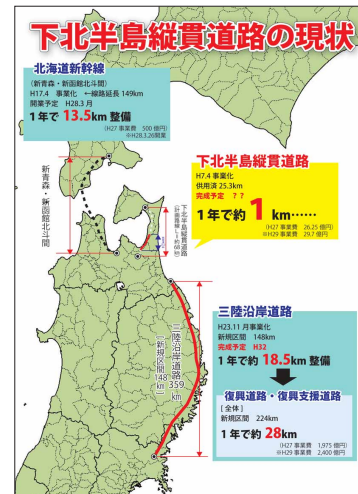


連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	③道路基盤の整備
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	④公共交通の確保
2. 暮らしの向上	(5) 行財政基盤	③広域行政の推進
4. 安全の向上	(1) 安全・安心	①防災対策の充実
5. 魅力の向上	(2) 観光・物産	①広域連携による観光プロモーション
5. 魅力の向上	(5) 海洋科学研究拠点	①研究活動環境の充実



下北半島縦貫道路「吹越バイパス」開通記念ウォーキング大会



下北半島縦貫道路の現状



施策項目（5）行財政基盤

施策内容 ① 効率的な行政運営



現状と課題

目まぐるしく変化する社会情勢や市民ニーズの多様化により、行政サービスの変革が求められている中で、本市においては、市内各地域の均衡のとれたサービスの向上など、多くの課題が山積しており、最適な行政サービスを見出すため、市民ニーズを的確に把握する必要があります。

一方、行政運営においては、厳しい財政状況を踏まえたより効率的かつ効果的な施策の展開が必要となり、市民とともにまちづくりを行うための組織機構の構築と、それを担う職員の意識改革や人材育成により、この難局に立ち向かうための士気をますます高めていくことが重要となります。



目指す姿

職員一人ひとりが高いモチベーションを持ち、創意工夫により事務の効率化を図った上で、職員同士の対話と連携、市民目線の意識により事務事業を見直し、真に市民が必要とする行政サービスを行うなど、職員、市民ともに満足度の高い行政運営が実現している。



施策の方向性

行政サービスの向上の基礎となる、職員の資質向上、職員同士の連携、庁舎環境の改革等を図ります。

また、広報広聴の充実を図り、市民ニーズの把握に努めます。



指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（H33年度）
職員の年間時間外勤務時間	111.9時間／人（H27年度）	100.0時間／人
職員数（普通会計ベース）	451人（H27年度）	443人
窓口アンケートにおける満足・やや満足の割合	80.4%（H27年度）	90.0%
職員提案の提案件数	10件（H28年度）	15件



主要計画

1) 行政改革の推進

ますます厳しくなると予想される行財政環境にあっても、「スピード」「コスト」「成果」をキーワードに、市民本位であるべきことを第一義として、市民のニーズや意識の変化を的確に把握し、市民目線での行政活動やコストはどうあるべきかを考え、指定管理者制度の導入や民間企業の活用も視野に入れ、事務事業の見直しを徹底し、市民満足度の高い効率的な行政運営に努めます。

また、施策やサービスの目的・目標を明確にし、それらの検証、改善に努め、P D C Aサイクルの実現を目指します。

さらに、市民協働参画によるまちづくりを推進できるよう、行政活動の透明性を図るため、情報を公開し、市民に開かれた分かりやすい行財政運営を推進します。

2) 組織の見直し

簡素で効率的な組織、社会環境の変化に柔軟かつ機敏に対応できる組織づくりを推進し、職員数の適正化を図ります。

また、行政サービスの水準を向上させるため、職員の能力や適性を考慮した計画的な人事配置を行いつつ、必要な組織の増強や整理統合を図ります。

3) 職員の資質向上

むつ市人材育成基本方針を掲げ、職員一人ひとりのキャリア形成や専門性の向上及び幅広い知識の習得に留意した計画的な人事異動を行うとともに、研修内容の充実、派遣研修、職員評価制度、メンター制度、職員提案制度の活用などにより、職員に求められる意識と能力の向上に取り組み、職員が目的意識を持ち、個々の能力が最大限に発揮できる職場環境づくりに努めます。

また、目指すべき職員像を具体化し、職員に求められる意識と能力を身に付けていくため、むつ市職員行動指針を定め、市民から信頼され、共に協働できる職員の育成に努めます。

4) 庁舎環境の改革

庁舎の適正な維持管理を行った上で、社会情勢の変化や市民ニーズに対応し、行政サービスの充実・高度化を図るため、窓口機能の利便性向上や防災機能の強化に努めます。

また、事務執行の効率性や機能強化を図るため、情報化への対応を推進するとともに、庁舎環境の総点検を行い、防災拠点機能等の他の機能を持ち合わせた施設としても運用できるようにするなど、庁舎環境の改革に取り組みます。

5) 社会保障・税番号制度への対応

平成28年1月から開始された社会保障・税番号制度について、個人情報の取扱いなどに細心の注意を払いつつ、制度の趣旨及びメリットを最大限に活かせるよう適切に運用し、市民の利便性の向上を図ります。



役割分担

市民	現状と課題への理解、施策への意見及び協力
行政	職員の資質向上、職員同士の連携、庁舎環境の改革、市民目線に沿った行政運営

※指定管理者制度

地方自治体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業会社を含む法人やその他の団体に、委託することができる制度。公の施設の管理、運営に民間等のノウハウを導入することで、効率化を目指すことが期待される。

※キャリア形成

個人が必要な実務経験を積み重ね、実践的な職業能力を形成していくこと。

※メンター制度

直接の上司とは別に所属の異なる先輩職員が新採用職員等の業務の指導・育成を担当することで、新採用職員等の不安や悩みの解消及び職場への早期順応を図るとともに、指導・育成にあたる先輩職員のマネジメント能力を高める制度。



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 元気の向上	(3) 市民協働・コミュニティ	①市民協働の施策展開
1. 元気の向上	(3) 市民協働・コミュニティ	③広報広聴の充実
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
2. 暮らしの向上	(5) 行財政基盤	②財政の健全化
2. 暮らしの向上	(5) 行財政基盤	④公共施設マネジメントの推進



接遇マナー研修



総合案内窓口



施策項目（5）行財政基盤

施策内容 ② 財政の健全化



現状と課題

本市の財政状況については、平成22年度以降、一般会計は黒字を維持しているものの、「むつ市財政中期見通し2016 ～緊急健全化対策～」でも示しているとおり、税収の減少・市町村合併特例措置の終了に伴う普通交付税の段階的減少など、財源確保が困難な見通しです。その中で、少子高齢化等に伴う義務的経費の増大や公共施設の更新等に係る財政需要に加え、下北医療センター大畑診療所の資金不足解消等にも対応していかなければならないなど、依然として厳しい状況にあります。

このような状況においても、福祉の向上や地域経済の振興等を図り、活力ある地域社会を実現していくためには、「最少の経費で最大の効果を挙げる」という地方公共団体の財政運営の基本に立ち返り、一切の無駄を排除し、全ての事業の効果について恒常的な見直しを行うことが課題となっています。行政改革を積極的に推進しながら、新たな財源の確保や効率的かつ計画的な財政運営に努めるとともに、財政状況を市民にわかりやすく公表し、透明性を高めながら財政の健全化を図ることが強く求められています。



目指す姿

財政収支の悪化、又は財政構造の硬直化が懸念されている現状から脱却し、臨時の財政需要に対しても、余裕を持って対応できる弾力性のある財政構造が実現している。



施策の方向性

全ての事務事業について、事業効果の検証を徹底し、選択と集中を図りながら行政需要を的確に捉えつつ、^{*}市債の繰上償還や公共施設等の廃止・縮小・統合などを推進して経常経費の縮減を図ります。



指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（H33年度）
[*] 経常収支比率	96.6%（H27決算）	94.9%
[*] 財政調整基金年度末残高	2.1億円（H27年度）	10億円

※市債

主に道路整備や学校建築など、一時的に多額の費用がかかる事業を実施するために、市が長期にわたり借入する資金。

※経常収支比率

公債費や人件費、扶助費等の義務的性格の経常経費に、市税、普通交付税等の経常一般財源収入がどの程度充てられているかを見る指標。数値が高いほど財政が硬直化し、弾力的な財政運営が困難な状況を表す。

※財政調整基金

自治体が財源に余裕がある年度に積み立て、不足する年度に取り崩すことで、年度間の財源の不均衡を調整し、計画的な財政運営を行うための基金。



主要計画

1) 持続可能な財政運営

積極的な繰上償還により公債費^{*}を圧縮するとともに、前例にとられない柔軟な発想やコスト意識の徹底により事業の「選択と集中」を図ることで、財源の効率的な配分を実現し、持続可能な財政運営に努めます。

2) 財源の確保

負担の公平性の観点から収入未済額^{*}の圧縮に努め、収納率の向上に向けた取組を強化します。また、遊休資産の有効活用や補助金等の掘り起こしなどによる新たな財源の確保に努めます。

3) 財政状況等の公表

予算や決算、行財政改革に係る取組等について、「広報むつ」やホームページなどを活用し、わかりやすい公表に努めます。



役割分担

市民・事業者	行政との協働、財政状況や施策に対する理解と意見
行政	財源の確保及び効率的な配分、適正な事業評価によるスクラップ・アンド・ビルド [*] の徹底、将来に負担を残さない施策展開、財政状況等をわかりやすく公表



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 元気の向上	(3) 市民協働・コミュニティ	③広報広聴の充実
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
2. 暮らしの向上	(5) 行財政基盤	①効率的な行政運営
2. 暮らしの向上	(5) 行財政基盤	④公共施設マネジメントの推進

※公債費

自治体が借り入れた地方債等に対する返済に充てる経費。

※収入未済額

当該年度の歳入（収入）として見込まれた金額のうち、会計年度終了までに納入されなかった額。

※スクラップ・アンド・ビルド

老朽化した建物などを一旦取り壊した後、最新鋭の技術などを活かした新しい建物などを造ったりすること。行政の分野では、新たな組織・機構を設置する場合に、既存の部・課等を改廃し、全体として組織の肥大化を防ぎ、限られた財源を有効に活用するために、事務事業の改廃等の見直しを行う方式を指す。



施策項目（5）行財政基盤

施策内容 ③ 広域行政の推進



現状と課題

下北地域は、半島部という地理的ハンディキャップを抱えながらも、下北半島縦貫道路の整備促進やむつ総合病院を中核病院とした医療連携のほか、複合文化施設、障害児入所施設、一般廃棄物及びし尿処理施設の管理運営や消防本部の設置・運営等に取り組んでいます。また、人口減少や少子高齢化が進行する中、圏域の生活機能の確保と地域活性化の取組を進めるため、平成27年に本市が中心市となり下北圏域定住自立圏を形成しました。

今後更なる進行が見込まれる人口減少・少子高齢化や、厳しい財政状況、そして、多様化・高度化する住民ニーズに対応するため、今まで以上に広域連携を推進し、それぞれの市町村の特性を活かした、効率的で質の高い行政運営が求められています。



目指す姿

住民が安全で安心して暮らすことができ、一人ひとりが輝き続ける魅力あふれる地域となっている。



施策の方向性

国等の支援を活用し、定住のために必要な生活機能を圏域全体で確保するとともに、恵まれた地域の資源・特性を最大限に活かしながら地域経済の活性化を推進します。



指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（H33年度）
下北圏域定住自立圏連携事業数	24事業（H28年度）	29事業



主要計画

1) 下北圏域定住自立圏による魅力あふれる地域の形成

下北圏域の一体的発展のため、下北圏域定住自立圏共生ビジョンに基づく取組を推進します。

2) 広域連携の推進

生活機能の充実や地域の魅力向上に向けて、下北地域における連携を強化するとともに、県内他地域はもとより、北海道道南地域等との連携・交流を推進します。



役割分担

市民・事業者	魅力あふれる地域形成のための取組の活用
住民代表・有識者	住民や民間事業者等の意見を下北圏域定住自立圏共生ビジョンに幅広く反映
行政	他自治体や関係機関との連携推進、市民等の取組を支援



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 元気の向上	(1) 地方創生	①まち・ひと・しごと創生の推進
1. 元気の向上	(3) 市民協働・コミュニティ	②多様な市民活動の支援
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	④医療体制の充実
2. 暮らしの向上	(3) 環境	④環境衛生対策、廃棄物対策の充実
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	⑤広域交通ネットワークの形成
4. 安全の向上	(1) 安全・安心	②消防・救急体制の充実



中心市宣言



下北圏域定住自立圏形成協定締結



施策項目（5）行財政基盤

施策内容 ④ 公共施設マネジメントの推進



現状と課題

本市は、市町村合併などを経て機能が類似する施設や相当数の道路や橋梁等の公共施設等を保有しており、施設の総量が類似団体に比べ過剰な状況にあります。また、これらの公共施設等の中には、老朽化が著しい施設も多数あることから、維持管理費及び改修費等がかさみ財政運営の負担となっています。

更には、人口減少や少子高齢化に伴う社会的な必要性の変化や災害対策、環境への配慮などにも対応していく必要があることから、適切な公共施設等の規模や配置及びサービスの内容、維持管理費用及び更新等費用の縮減、財政負担の平準化や品質の保持・向上が課題となっています。



目指す姿

安全・安心で快適な公共施設等の提供をするために社会的な必要性の変化や市民の需要動向に対応した整備を行い「次世代に負担を残さない最適な公共サービス」が実現している。



施策の方向性

公共施設等を貴重な経営資源と捉え、平成28年3月に策定した「むつ市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の利用環境の計画的な整備や管理を行うとともに、長寿命化対策、利活用の促進及び統廃合等、総合的かつ統括的に行う公共施設マネジメントを推進します。



指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（H33年度）
公共施設の総量縮減	総量329,971.56㎡（H26年度末）	総量305,100㎡



主要計画

1) 「量」の最適化

公共施設等の総量を市の人口や財政規模に合わせます。

2) 「省」の最適化

公共施設等の管理運営面において、改善の視点から再点検や見直しを図ります。

3) 「質」の最適化

公共施設等の品質を保持し、新たな時代の要求に対応するなど豊かな市民生活を創造します。



役割分担

市民	現状と課題への理解、施策に対する意見及び協力
行政	施設情報を基に分析、評価及び仕分けによる事業実施



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
2. 暮らしの向上	(2) スポーツ	①スポーツ活動の充実
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
2. 暮らしの向上	(5) 行財政基盤	①効率的な行政運営
2. 暮らしの向上	(5) 行財政基盤	②財政の健全化
3. 教育の向上	(1) 教育	④地域とともにある学校
4. 安全の向上	(1) 安全・安心	③水道の安全・安定供給の確保



まんがでわかるむつ市公共施設等
総合管理計画



施策項目（5）行財政基盤

施策内容 ⑤ 情報ネットワークの利活用の推進



現状と課題

ICT基盤整備が進み地域間の情報格差は是正が図られていますが、一方で世代間の情報格差が潜在的にあることから、地域の活性化、産業の情報化を推進するためにICTサポートの充実や地域ICTリーダーの育成等きめ細かな対応による格差解消を進めることが必要です。

また、情報通信ネットワークの進展に伴い、情報システムの利用が進んでいることから、セキュリティ基盤の強化、個人情報^{*}の管理、アプリケーション^{*}の提供方法等、新たな仕組みづくりに対応し、市民の権利、利益を守り、行政の安定的、継続的な運営のための対策を講じる必要があります。



目指す姿

ICTのスキルアップを図り、世代間の情報格差を解消することにより、いつでも、どこでもスマートフォンやタブレットPCなどのマルチメディア機器を利用し、情報の発信及び収集を行うことができている。



施策の方向性

ICTサポートの充実や地域ICTリーダーの育成を行うとともに、必要な情報インフラの整備を図ります。



指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（H33年度）
[*] Wi-Fi整備施設数	5施設（H28年度）	85施設



主要計画

1) 市民サービスのあり方の検討

市民サービスの一環として実施している窓口時間の延長に加え、更なる利便性向上を図るため、サービスセンターの設置やオンライン手続きなど、情報化の進展に併せたサービスの提供について検討します。

^{*}アプリケーション

ワープロ・ソフト、表計算・ソフト、画像編集・ソフトなど、作業の目的に応じて使用するソフトウェア。

^{*}Wi-Fi

無線LANを利用したインターネット接続サービス規格の一つ。

2) 情報提供等の拡充

これまでの広報むつやホームページ、^{*}ポータルサイトを利用した情報提供に加え、情報を素早く伝達するツールとしてソーシャルメディア（ツイッターやユーチューブ、フェイスブックなど）の利用を推進し、情報提供手段の拡充に取り組みます。

3) まちづくりを支える情報化

地域情報化基盤を活用し、実質的な情報格差の解消に努めます。また、教育・観光・防災環境について、Wi-Fi環境の整備を図り、情報化推進に努めます。

4) 行政事務の効率化と情報化

行政サービスの向上と行政事務の効率化は、電子自治体を推進する上で重要な要素となっていることから、既存事務の見直しやトータルコストの削減を行うため、^{*}クラウドコンピューティングを活用しながらICTマネジメントを確立し、市民サービスの向上に努めます。

5) 情報セキュリティと危機管理

情報ネットワークは生活、経済、社会などあらゆる面で進展・拡大しており、情報資産の管理は、これまで以上に重要な要素となっています。住民情報等の重要なデータを守り、安定的な行政サービスを提供するため、自治体業務の継続性の確保に努めます。



役割分担

市民	ICTスキルの習得、マルチメディア機器の利用
事業者	導入支援、ICTサポート
行政	情報インフラなどの環境整備や運用の管理



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	③健康まちづくりの推進
3. 教育の向上	(1) 教育	①学力の向上
4. 安全の向上	(1) 安全・安心	①防災対策の充実
5. 魅力の向上	(2) 観光・物産	①広域連携による観光プロモーション

※ポータルサイト

元々ポータルとは、港（port）から派生した言葉で、門や入口を表し、インターネットを利用する際の玄関口になるウェブサイト。様々な情報への入り口が集められており、利用者はここを経由すれば目当ての情報へ進みやすくなる。

※クラウドコンピューティング

企業や個人（サービス利用者）が利用するソフトウェアやデータの管理等をデータセンター（サービス提供者）に委ね、インターネットなどのネットワークを通じて利用する形態のこと。

基本方針

1 2 3 4 5

教育の向上



注目指標

指標名	基準値	目標値（H33年度）
夢や目標の肯定的回答率 （全国学力・学習状況調査）	全国平均値	全国平均値を5割上回る
教科に関する調査 （全国学力・学習状況調査）	全国平均値	全ての教科において全国平均値を3割上回る





施策項目（1）教育

施策内容 ① 学力の向上



現状と課題

全国学力・学習状況調査や青森県学習状況調査の結果によると、本市の児童生徒は基礎的・基本的知識・技能は全国や県の平均正答率を上回りますが、その活用に関しては全国平均に届いていません。思考力・判断力・表現力の育成、学習意欲や学習習慣など主体的に学ぶ力の育成に向けた取組が課題となっています。



目指す姿

一人ひとりの児童生徒が目的をもって主体的に学び、自分の夢や希望の実現に向けて努力している。



施策の方向性

むつ市教育プランを柱に、学力向上に向け、小中一貫教育の推進、教育環境の整備、教職員の資質向上、幼保小連携等に取り組むとともに、児童生徒の実態把握をもとに、全国トップクラスの学力を目指して、より一層きめ細かな指導に努めます。



指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（H33年度）
教科に関する調査 （全国学力・学習状況調査）	全国平均値	全ての教科において全国平均値を3割上回る
青森県学習状況調査	県平均値	県平均値を3割上回る



主要計画

1) 学力の向上に向けた取組の推進

学力検査等による児童生徒の学力状況を分析し、課題解決のための授業改善のポイントと手立てを明確に示し、各学校における指導への支援を積極的に行います。

2) 小中一貫教育の充実

9年間の一貫した目標と計画のもと、移行期における児童生徒の心理的不安を軽減し、それぞれの資質や能力を十分に伸ばすことができるようにします。

3) 教育環境の整備

児童生徒にとって快適な学習環境の整備に努め、最新のICT機器の積極的な導入を進めます。また、児童生徒の心身両面での健やかな成長を第一義に、地域の理解を得ながら、学校規模

の適正化に努めます。

4) 教職員の資質向上

個々のキャリアステージに応じた研修と、新たな課題にも対応できる資質・能力を向上させるため、むつ市教育研修センターの研修体制を充実させ、各学校の校内研修への積極的な支援を行います。

5) 幼保小連携の充実

幼児教育と義務教育の相互理解を深めるとともに、それぞれが抱える課題や悩みを共に理解するために、幼稚園・保育園（所）等と小学校との連携研修講座を開催するなど、幼保小連携の充実に努めます。

6) 情報教育の充実

総合的な学習の時間等を通じて、コンピュータ等のICT機器を活用し、情報活用能力を高め高度情報化社会に対応する力を育成します。



役割分担

市民	主体的に学ぶ意識の向上
児童生徒	主体的な学びの実践
教職員	教育課題解決のための資質向上
行政	教育環境の整備・充実



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	①子どもすこやか母子保健の充実
2. 暮らしの向上	(5) 行財政基盤	⑤情報ネットワークの利活用の推進
3. 教育の向上	(1) 教育	③夢を育む教育



学校教育



県外小学校との交流学習



施策項目（1）教育

施策内容 ② 体育・健康教育の充実



現状と課題

学校保健統計調査によれば、本市の児童生徒の肥満傾向児の出現率が全国や県平均を上回る状況が続いています。また、体力テストの結果を見ても、県平均より低い種目が少なくありません。各種健康課題への対応だけでなく、安全・防災教育についても、学校・保護者・地域が連携した取組が課題となっています。



目指す姿

児童生徒が生涯にわたって運動に親しむとともに、自ら健康で安全な生活を送るよう努めている。



施策の方向性

児童生徒が自ら健康で安全な生活を送れるよう、健康意識や安全・防災意識の高揚に向け、学校・家庭・地域が連携して組織的、計画的かつ継続的に施策を推進します。



指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（H33年度）
肥満傾向児の出現率	県平均値	県平均値を下回る
体力テストの結果	県平均値	県平均値を上回る



主要計画

1) 健康な体を育む学校づくり

児童生徒が生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、健康についての正しい知識を身に付けるための健康教育を実施し、自ら健康な生活を実践する態度を育てます。

また、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせる指導を充実させ、児童生徒が日常生活で実践していけるよう、学校、家庭、地域社会と連携した取組を推進します。

2) 安全・防災教育の推進

各学校の安全計画や危機管理マニュアルの不断の見直しを推進するとともに、むつ市教育委員会発行の「学校危機管理マニュアル」の改訂版を作成します。



役割分担

市民	運動習慣や生活習慣の意識の向上
児童生徒	運動習慣や生活習慣の改善
教職員	運動習慣や生活習慣に関する指導の改善
行政	健康・安全な環境及び体制の整備



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	②一人ひとりの健康づくりの推進
2. 暮らしの向上	(2) スポーツ	①スポーツ活動の充実
4. 安全の向上	(1) 安全・安心	①防災対策の充実



学校体育



食育教室



施策項目（1）教育

施策内容 ③ 夢を育む教育



現状と課題

全国学力・学習状況調査によると、将来の夢や目標を持っていると回答している児童は全国とほぼ同じ約70%、生徒は全国よりやや高い約77%となっています。しかし、夢や希望の実現のための基盤となる、学力、キャリア教育、多様な学習機会の提供等が課題となっています。



目指す姿

児童生徒が郷土を愛し、夢の実現に向けて主体的に未来を切り拓いていけるよう努力している。



施策の方向性

夢や希望の実現に向けて、児童生徒一人ひとりの実態に応じた指導の充実に努めるとともに、確かな学力の定着、キャリア教育の充実、豊かな心の育成等に努めます。



指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（H33年度）
夢や目標の肯定的回答率 （全国学力・学習状況調査）	全国平均値	全国平均値を5%上回る
教科に関する調査 （全国学力・学習状況調査）	全国平均値	全ての教科において全国平均値を3%上回る



主要計画

1) キャリア教育の充実

児童生徒が主体的に自己実現を図り、かつ、社会の変化に適切に対応できるよう、各学校での体験活動を支援し、社会的・職業的自立に向けて基盤となる能力や態度を育みます。

2) 豊かな心の育成

道徳の授業を要とした全教育活動を通じて、命の大切さ、思いやる心、望ましい規範意識・倫理観を備えた豊かな心の育成に努めます。

3) 生徒指導の充実

不登校の減少、いじめの未然防止に向け、学校と連携して児童生徒、家庭及び教員をサポートし、より良い生徒指導体制の構築に努めます。

4) 教育相談活動の充実

むつ市教育研修センターにおいて、不登校等の悩みを抱えた児童生徒やその保護者が気軽に相談できるように、教育相談室の運営体制の工夫改善に努めます。また、同センターにおける^{*}適応指導教室を通じて、不登校児童生徒の自立支援を推進します。

5) 特別支援教育の充実

特別な配慮を要する児童生徒を支援する[※]スクールサポーターの配置に努めます。また、指導や支援が進学先等に適切に引き継がれるように、個別の教育支援計画の作成・活用に努めます。

6) 教育支援体制の整備

一人ひとりの教育的ニーズを把握し、自立や社会参加を促すための支援の充実を図るために、特別支援教育推進委員会による総合診断及び早期からの継続的な相談・支援体制の充実に努めます。

7) 国際理解教育の充実

[※]外国語指導助手派遣事業、ジュニア大使派遣事業、陽明国民中学との友好交流事業等を通し、我が国と諸外国の文化や伝統についての関心と理解を深めます。

8) 高校教育との連携

義務教育段階における、基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力、多様な人々と協働して学ぶ態度等を身に付けさせます。

9) 奨学金制度の充実

人材の育成を図るため、高等教育機関への進学者に対する奨学金制度の充実を図ります。

10) 子ども夢育成基金制度の充実

児童生徒の夢をはぐくみ、未来の可能性を支援するため、子ども夢育成基金制度の充実を図ります。



役割分担

市民	様々な学習機会への参加
児童生徒	キャリア教育への取組
教職員	学力の向上とキャリア教育の充実
行政	体制整備への支援



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
3. 教育の向上	(1) 教育	①学力の向上
3. 教育の向上	(1) 教育	⑥文化の充実・文化財の保存活用
5. 魅力の向上	(4) 国際・都市間交流	①諸地域との親善・友好
5. 魅力の向上	(5) 海洋科学研究拠点	①研究活動環境の充実

※適応指導教室

不登校傾向の児童生徒を対象として、学習支援や、より良い人間関係づくりのための活動等を行いながら、学校復帰や将来的な自立支援を目的として教育委員会が開設する教室。

※特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた取組を支援するといった視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために適切な指導や支援を行うこと。

※スクールサポーター

多動傾向や介助を必要とするなど、特別な配慮を必要とする児童生徒の学校生活の支援（学習支援、安全確保、生活指導、教育相談等）のために任用される非常勤特別職。

※外国語指導助手

小・中・高等学校で外国語担当教員等の助手として外国語授業の補助を行うほか、諸外国に関連する情報提供やスピーチコンテストへの協力など、児童生徒等への語学指導を目的に配置される専門職員のこと。ALT（Assistant Language Teacher）と呼ばれる。



施策項目（1）教育

施策内容 ④ 地域とともにある学校



現状と課題

少子高齢化、情報化等の社会の変化に伴い、地域での人のつながり意識や支え合いが希薄化していると言われています。家庭や地域の教育力の向上や、地域の活性化のために、地域の未来を担う人財の育成や地域を維持する基盤整備が大きな課題となっています。



目指す姿

学校や地域が抱く課題を解決するために、学校・家庭・地域・行政が多様な連携を保ちながら柔軟に取り組んでいる。



施策の方向性

地域とともにある学校を維持するため、学校・家庭・地域の連携強化に努めるとともに、多様な学習機会の提供、廃校校舎の利活用、地域への愛着と誇りを育む教育活動に努めます。



指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（H33年度）
開かれた学校づくりに係る意識調査（学校関係者評価）を実施し、その結果を踏まえて学校運営の改善に取り組んだ割合	54.5%（H27年度）	100%



主要計画

1) 家庭・地域との連携強化

家庭や地域からの声を学校経営に反映させるよう努めるとともに、学校評議員制度等を活用し情報発信、共有を図りつつ、コミュニティ・スクールへの移行を視野に入れて「開かれた学校づくり」と「地域とともにある学校」を目指します。

2) 多様な学習機会の提供

変化する市民のニーズを的確に捉え、生涯を通じて学んでいくために真に必要とされる学習機会の提供に努めます。

3) 廃校校舎の利活用

卒業生や地域の方々にとってはかけがえのない思い出の財産であること、また同時に「むつ市公共施設等総合管理計画」の趣旨に留意しながら、廃校校舎の利活用と解体を計画的に進めます。

4) ふるさとむつ市への愛着と誇りを育む教育

下北ジオパークに象徴される豊かな自然や地域に根ざした文化や伝統等の地域資源について

学び、享受することによって、ふるさとへの愛着や誇りを育みます。



役割分担

市民	教育活動への参加・協力
教職員	開かれた学校づくりの推進
行政	体制の整備、市民や事業者活動の支援



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
2. 暮らしの向上	(5) 行財政基盤	④公共施設マネジメントの推進
3. 教育の向上	(1) 教育	⑤社会教育の充実
3. 教育の向上	(1) 教育	⑥文化の充実・文化財の保存活用
5. 魅力の向上	(1) ジオパーク	②資源価値の保全と教育
5. 魅力の向上	(5) 海洋科学研究拠点	①研究活動環境の充実



ジオパークを活用した地域学習



べこもち作り教室



施策項目（1）教育

施策内容 ⑤ 社会教育の充実



現状と課題

社会情勢が目まぐるしく変化する現代において、多様化する地域住民の学習ニーズに応えるため、多岐にわたる学習機会の提供、学習相談体制の充実、学習・交流の場となる施設機能の充実が必要です。また、地域住民がより良い暮らしを送るため、直面する地域の課題について学習し、実際に課題解決する場面を増やす必要があります。



目指す姿

市民が生涯を通じて学習することで、豊かで活気のある生活を送ることができ、住みよい地域社会となっている。



施策の方向性

市民が必要とする各種講座や生涯学習事業を実施し、市民の教養の向上と健康づくりや生きがいづくりを図ります。

学習成果を展示・発表する場を創出し、市民の学習意欲の促進を図るとともに、地域で活躍できる人材を育成します。

公民館や図書館など社会教育施設等の機能を充実することで、学びと交流の場としての利用促進を図ります。



指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（H33年度）
公民館・図書館利用者数	178,897人（H27年度）	181,000人
主催事業参加者数（公民館・図書館・生涯学習課）	17,688人（H27年度）	18,522人
各団体・各サークル利用者数（公民館・図書館）	29,693人（H27年度）	31,015人



主要計画

1) 学習機会の提供

生涯学習に関連した各種講座のほか、イベント等を実施し、市民が生涯を通じて学んでいくための学習機会を提供します。

2) 生涯学習情報の提供及び相談体制の充実

専門性を持った職員による学習情報の提供と相談体制の充実を図り、市民の学習意欲に応えます。

3) 学校・家庭・地域の連携による教育活動の推進

地域住民が学校等を利用し、子どもたちとの学習活動やスポーツ・文化芸術活動を通して交流

を図るとともに、子どもたちの健全な育成のため、放課後等の居場所づくりなどに参画し、子どもたちを見守る環境づくりをします。

4) 生涯学習拠点事業の推進

生涯学習拠点である公民館や図書館などを利用する団体等へ学習した成果を展示、発表する場を提供することで、市民の学習意欲の促進を図ります。

5) 社会教育施設等の機能充実

社会教育施設等の機能の充実に努め、地域住民の交流と学習活動の場としての利用促進を図ります。

また、指定管理者制度の効果的な活用に努め、サービスの向上と効率的な運営を図ります。

6) 学習成果を活かした人材の育成

講座等を受講した市民が地域の指導者となり、市内各地で活躍できるようその育成に努めます。併せて市民のボランティア活動の推進に努めます。



役割分担

市民	講座やイベント等への参加、情報提供、学習成果を地域へ還元
社会教育関係者（有識者）	市民や行政への助言、情報提供
社会教育関係団体	市民や行政への助言、情報提供
行政	社会教育事業の企画・立案、学習環境の整備、情報発信



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 元気の向上	(3) 市民協働・コミュニティ	②多様な市民活動の支援
1. 元気の向上	(3) 市民協働・コミュニティ	③広報広聴の充実
1. 元気の向上	(4) 男女共同参画・女性活躍	①男女共同参画社会づくりに向けた意識改革
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	②一人ひとりの健康づくりの推進
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	⑥高齢者福祉の充実
3. 教育の向上	(1) 教育	④地域とともにある学校
3. 教育の向上	(1) 教育	⑥文化の充実・文化財の保存活用
3. 教育の向上	(1) 教育	⑦むつサテライトキャンパスの推進
5. 魅力の向上	(1) ジオパーク	②資源価値の保全と教育
5. 魅力の向上	(4) 国際・都市間交流	①諸地域との親善・友好



ブックフェスティバル



公民館まつり



施策項目（1）教育

施策内容 ⑥ 文化の充実・文化財の保存活用



現状と課題

本市の無形文化財等の伝統文化は、価値観の多様化や人口減少の影響により、後世への継承が困難な状況にあります。更に有形文化財の維持や芸術・文化への関心は決して高いとは言えません。

このような状況の中、文化財を保存・活用し地域活性化へつなげるためには、歴史・文化の記録と調査研究により市民の理解と関心を深め、住民一体となった活動を展開していくことが求められています。その核となる施設として、「歴史民俗資料館」の設置を検討し、併せて資料等の収集、整備保存をしていく必要があります。

また、文化振興のため、優れた文化や芸術を鑑賞できる機会を提供するとともに、市民の文化活動を支援することが求められています。



目指す姿

市民が芸術・文化に親しみ、教養にあふれた社会としての環境が整備されている。

本市の残すべき文化遺産を永続的に伝承できる体制が整い、また学術的研究ができる学習環境が整備されている。

地域住民が地域文化を正しく理解し、郷土愛を醸成できる環境が整っている。



施策の方向性

市民の芸術・文化活動を支援していきます。

民俗芸能、伝統文化を絶やさぬよう、継承する活動を支援していきます。

残すべき文化財を半永久的に保存できる空間を確保するとともに、本市の歴史、文化、自然の調査研究を進めていきます。また、その生涯学習的価値を広く伝え、啓発していくための施設の整備を検討します。



指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（H33年度）
むつ市民文化祭入場者数	7,791人（H27年度）	10,000人
北の防人大湊ボランティアガイド認定数	—	20人

※文化遺産

将来の世代へと伝承していくべき価値のある文化的な創造物。遺跡や建造物などの有形のものと伝統工芸技術、踊りや祭りのような無形のものがある。



主要計画

1) 郷土の文化財の保護・保存・活用

文化財を保護・保存し、その基礎になる調査研究を進めます。

天然記念物や希少動植物、地質等の適正な調査・保護、観察体制を強化していくことに努めます。

市内各地域の民俗芸能、伝統文化の継承を支援するとともに、収集、記録保存に努めます。

文化財に関して、理解と関心を深めるため、生涯学習での活用を図ります。

文化財保存・活用のための人材育成に努めます。

2) 文化財収蔵・展示施設の整備

資料及び民俗資料を収集・整理するとともに、保存・活用のための適切な空間を確保するよう努めます。

3) 芸術・文化活動の奨励と振興

地域文化の発展と振興のため、市民による主体的な芸術・文化活動を支援します。また、それら活動の発表機会を提供するとともに、優れた芸術や文化を鑑賞できる機会を提供します。



役割分担

市民	生涯にわたり学び芸術や文化に親しむ、文化財保護への協力
有識者	市民や行政への助言、情報提供
文化活動団体	生涯学習・文化・芸術の機運を高める活動を実施、情報発信
行政	文化関連事業の企画・立案、環境の整備、文化遺産の保存活用、情報発信



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 元気の上	(3) 市民協働・コミュニティ	②多様な市民活動の支援
3. 教育の上	(1) 教育	③夢を育む教育
3. 教育の上	(1) 教育	④地域とともにある学校
3. 教育の上	(1) 教育	⑤社会教育の充実
5. 魅力の上	(2) 観光・物産	①広域連携による観光プロモーション
5. 魅力の上	(3) 景観	①景観の向上と保全
5. 魅力の上	(4) 国際・都市間交流	①諸地域との親善・友好



国の重要文化財「旧大湊水源地水道施設」



奥内歌舞伎



施策項目（1）教育

施策内容 ⑦ むつサテライトキャンパスの推進



現状と課題

大学をはじめとした高等教育機関がない本市では、平成27年に弘前大学及び青森中央学院大学と共同で「むつサテライトキャンパス」を設置し、市内における教育機会の充実や地域活性化等に取り組んでいます。

市民ニーズに合った公開講座の開催や、学生や教員による本市をフィールドとした滞在型学習等を通じて、地域の課題解決や活性化へとつなげることが重要です。



目指す姿

市内において希望する教育を受けることができ、また、大学との連携により産業の振興や新たな産業が創出され、そして、大学の研究機関や学部の誘致が実現している。



施策の方向性

大学との連携により、公開講座の充実や滞在型学習等への支援体制を強化し、市内における教育機会の充実を図るとともに、人材育成や地域活性化に向けた取組を推進します。



指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（H33年度）
滞在型学習等による学生の受入数	296人（平成28年度）	600人



主要計画

1) 公開講座の充実

高校生、社会人、経営者等の各対象に合わせた公開専門講座を通年で実施することにより、市内における教育機会の充実を図ります。

2) 滞在型学習の支援体制の強化

多くの学生が本市を訪れ、滞在型学習に取り組めるよう支援体制を強化します。



役割分担

市民	公開講座への参加、滞在型学習における調査等への協力、学生との交流
大学	サテライトキャンパスの運営、カリキュラムの作成、講師の派遣、滞在型学習の実施、地域課題解決のための協力
行政	サテライトキャンパスの運営、講座の充実、滞在型学習の支援体制の充実



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 元気の向上	(2) 産業・雇用	⑤若者の地元就職の促進
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	②一人ひとりの健康づくりの推進
3. 教育の向上	(1) 教育	⑤社会教育の充実



むつサテライトキャンパス開設



むつサテライトキャンパス公開講座

基本方針

1 2 3 4 5

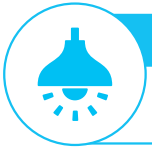
安全の向上



注目指標

指標名	基準値	目標値（H33年度）
自主防災組織における世帯カバー率	15.8%（H27年度）	46.5%
消防団員充足率	81.7%（H27年度）	86%





施策項目（1）安全・安心

施策内容 ① 防災対策の充実



現状と課題

東日本大震災以降、地震、津波、風水害などの度重なる自然災害により、国の防災指針が見直されており、それに基づいて防災対策の充実や防災体制の確立を図る必要があります。

本市においても大きな被害をもたらすとされている太平洋側海溝型地震（M9.0）が発生した場合には、全壊、半壊合わせて7,600戸の建物被害があると想定されており、巨大地震への対策は緊急かつ優先的に取り組むべきものと認識され、効果的かつ効率的に耐震改修等を実施することが求められています。

また、安全で安心して暮らせる毎日を実現するため、治山・治水対策など国土保全等の予防対策や特定空家等対策の推進、災害時の情報収集・伝達体制の確立及び情報通信基盤の整備といった防災対策の充実に取り組むことが必要です。

しかしながら、行政による「公助」のみでは、被害を最小限に抑えることが困難であるため、「自助」や「共助」といった市民一人ひとりの防災意識の向上のために、自主防災組織の設立支援や育成指導に努め、自主的な防災活動を推進します。



目指す姿

行政が必要な防災対策を実施する「公助」だけでなく、市民一人ひとりの防災意識の向上による「自助」、自主防災組織のような地域ぐるみの防災活動や企業による災害時応援協定締結などの「共助」が充実し、地域毎の防災計画が確立しており、市民が防災、減災の意識を持った災害に強いまちが形成されている。



施策の方向性

「自助」「共助」「公助」といった総合的な防災体制の充実のため、防災訓練への取組や自主防災組織の設立支援・育成指導等に努めながら防災知識の普及と高揚を図るとともに、情報通信基盤や避難手段・経路などの計画的な整備を図ります。

住宅・建築物等の所有者に対し、国・県と連携を図りながら支援を行うことにより、地震に対する建築物等の安全性に関する意識の啓発、耐震化に関する知識の普及及び耐震改修の促進を図り、災害に強いまちづくりを推進します。



指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（H33年度）
自主防災組織における世帯カバー率	15.8%（H27年度）	46.5%
地区防災計画作成率	0%（H27年度）	50%
耐震化率	64.6%（H28.1月）	95%

※特定空家

そのまま放置すれば倒壊等保安上著しく危険となるおそれのある状態又は衛生上著しく有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより景観を著しく損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等のこと。



1) 地域防災計画の充実

防災体制を強化し、総合的な防災対策の確立を図るため、「むつ市地域防災計画」を適宜見直し、充実に努めます。

また、防災活動を円滑に実施するため、関係自治体や防災機関と協力しながら、海路や空路も含めた避難経路の確保について検討し、広域防災体制を整備します。

2) 災害予防対策の推進

災害発生時における対応策を迅速かつ的確に行うため、市内4地区それぞれで実情に沿った各種防災訓練を実施し、避難手段や避難経路等について検証します。

また、市が所管する施設や指定避難所への各種災害備蓄品の整備に努めるとともに、新規箇所の避難所指定について検討します。

3) 自主的な防災活動の推進

町内会等を単位とする自主防災組織の設立支援や育成指導に努めながら、地域ぐるみの自主的な防災活動を推進します。

また、地域毎の防災計画を確立するため、市民一人ひとりの防災知識の普及と防災意識の高揚を図ります。

4) 治山・治水対策等、国土保全の推進

関係機関との連携及び降雨時のパトロール等により、急傾斜地崩壊対策や河川の通水断面の確保等の維持管理に努めます。

また、海岸侵食に対する海岸域の保全を図るため、海岸保全施設整備を促進します。

5) 雨水排水施設の整備

局地的な集中豪雨や住宅化の進展に伴う流出量の増加と保水機能の低下に起因する道路の冠水や浸水による被害を軽減するため、雨水排水施設の整備計画を策定し、整備推進を図ります。

6) 特定空家等対策の推進

倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある空家、著しく衛生上有害となるおそれのある空家、著しく景観を損ねている空家及び周辺生活環境保全のために放置することが不適切な空家についての対策を推進します。

7) 救援活動及び復旧対策の充実

災害発生時において、災害の拡大防止、避難救助及び生活必需品の供給などの適切な救援措置を講じます。

また、災害対策業務を円滑に行うため、民間事業者等との「災害時応援協定」の締結を推進します。

8) 情報通信基盤の整備

災害時における情報の収集伝達等を適切に行うため、市放送施設や各種メディア等の効率的な運用を図ります。

また、市放送施設における周波数の一元化やデジタル化、戸別受信機の導入等について、本市に適した情報通信基盤のあり方を検討します。

9) 原子力施設等の防災対策の充実

国の防災指針や県の原子力防災計画などに基づいて市の原子力防災計画を適宜見直し、関係機関と連携を図りながら防災体制の充実に努めます。

また、原子力災害が発生した際、避難に時間を要す^{*}災害時要援護者等が一時的に退避するための放射線防護施設の整備を図ります。

10) 住宅・建築物等の耐震化の促進

むつ市耐震改修促進計画や県で作成した冊子、日本防災協会が作成・公表しているパンフレットなどを活用し耐震診断・耐震改修の普及、啓発に取り組みます。

また、住宅・建築物等の所有者に対し、国・県と連携を図りながら支援します。

役割分担

市民	自主防災組織の設立・運営、地震に対する住宅・建築物等の安全性に関する意識の向上
民間事業者	災害時応援協定に基づく対応
行政	防災知識の普及、防災設備の計画的な整備、地震に対する住宅・建築物等の安全性に関する意識の啓発、耐震診断・耐震改修への支援

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 元気の向上	(2) 産業・雇用	③エネルギー関連産業の育成
1. 元気の向上	(3) 市民協働・コミュニティ	④コミュニティ自治の実現
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	⑥高齢者福祉の充実
2. 暮らしの向上	(2) スポーツ	①スポーツ活動の充実
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	③道路基盤の整備
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	⑤広域交通ネットワークの形成
2. 暮らしの向上	(5) 行財政基盤	⑤情報ネットワークの利活用の推進
3. 教育の向上	(1) 教育	②体育・健康教育の充実
4. 安全の向上	(1) 安全・安心	②消防・救急体制の充実



防災訓練



災害時における福祉用具等物資の供給に関する協定

※災害時要援護者

災害時に安全な場所に避難するなど、一連の行動に支援を要する人のこと。一般的には、重度の介護を要する高齢者や単身の高齢者、高齢者のみの世帯、外国人、乳幼児、妊婦等が挙げられる。



施策項目 (1) 安全・安心

施策内容 ② 消防・救急体制の充実



現状と課題

本市の消防業務は、周辺市町村とともに下北地域広域行政事務組合を設置し、広域消防体制を築いています。また、消防団や地域ぐるみの防火運動を展開する防火協力団体といった、地域に密着した組織の災害時における役割が重要になっています。

しかしながら、消防施設・設備の老朽化や、構成員の高齢化及び新規加入者減少に伴う、消防団員数や婦人防火クラブ数の減少が課題となっており、消防施設・設備の総合的かつ計画的な整備を図るとともに、地域に密着した団体の強化や充実、確保等が必要となっています。



目指す姿

市民が安全で安心して暮らせる毎日を実現するために必要な消防・防災関連施設や設備が十分に整備されており、常備消防と地域が一丸となって消防・救急体制に取り組んでいる。



施策の方向性

消防施設・設備について、総合的かつ計画的に整備を図るとともに、地域と合同で行う防災訓練や防火思想の普及広報活動を通じ、常備消防と消防団や防火協力団体及び自主防災組織など、地域との連携を図ります。



指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (H33年度)
消防団員充足率	81.7% (H27年度)	86%



主要計画

1) 常備消防体制及び関連施設・設備の充実

消防・防災体制等の不断の見直しを図りつつ、老朽化が著しい各消防庁舎の整備を計画的に進めます。また、科学的な消防資機材の充実と機動性の向上を推進するため、消防車両等の計画的な更新を図ります。

2) 消防団の体制整備と常備消防との連携強化

消防団は、地域に密着した組織であり、災害時等の役割が重要性を増していることから、減少傾向にある消防団員の確保に努め、更なる組織の強化・充実や常備消防との連携を図ります。

また、老朽化の著しい消防屯所や消防団車両等の計画的な更新を図ります。

3) 消防水利施設の整備

消防水利を確保するため、防火水槽や消火栓の計画的な整備を図ります。

4) 救急業務体制の充実

救急需要の増大に対応するため、救急隊員の資質向上に努め、搬送体制を強化するとともに、医療機関の協力を得て、受入体制の強化を図ります。

5) 防火思想の普及及び防火体制の強化

※
 予防査察や各種指導の強化により火災予防の徹底を図ります。また、火災予防運動の推進や防火教室などの広報活動を通じて、防火思想の普及に努めるとともに、地域ぐるみの防火運動を展開するため、町内会、婦人防火クラブ等の防火協力団体や自主防災組織との連携及び育成強化に努めます。



役割分担

消防団及び防火協力団体	地域に密着し常備消防と連携した消防・救助活動や啓発活動
下北地域広域行政事務組合	火災の予防・警戒鎮圧、人命を守るための救急救助活動
行政	関連施設・設備の計画的な整備、消防団員数等確保のための広報活動



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	⑥高齢者福祉の充実
2. 暮らしの向上	(5) 行財政基盤	③広域行政の推進
4. 安全の向上	(1) 安全・安心	①防災対策の充実



消防団観閲式



消防団出初式

※予防査察

火災発生とそれに伴う人命危険を防ぐため、防火対象施設に出向き、建物の実態把握を行った上で、適切な指導を行うこと。



施策項目 (1) 安全・安心

施策内容 ③ 水道の安全・安定供給の確保



現状と課題

水道は、健康で快適な市民生活に1日も欠かせない、最も重要な社会基盤です。

本市の水道事業は、^{*}給水人口の減少や市民の節水意識が向上する中で、安定的な料金収入の確保を図り、老朽水道施設の整備を進めていますが、さらに、水質管理や危機管理体制の強化、災害に強い水道施設の構築、多様化する市民ニーズへの対応などが課題となっています。

これらの課題に適切に対処し、「きれいで安全・安心なおいしい水の安定的な供給」を図るとともに、引き続き市民の水道に対する満足度の向上に努める必要があります。



目指す姿

市民がいつでも安心して水道水を使用している。



施策の方向性

重要度の高い基幹管路等について優先的に耐震化を推進し、水道水の安定供給を図ります。



指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (H33年度)
水道基幹管路耐震化率	30% (H27年度)	36%



主要計画

1) 水資源の確保と保全対策

河川水を水源としている浄水場においては、上流域の大半が国有林であるため、引き続き関係機関との連携を図りながら水源かん養地帯の拡充と森林の保全に努め、良質な水資源の確保を図ります。

2) 供給施設の整備

既存施設の耐震診断・耐震補強の実施や電気計装設備等の計画的な更新を進めるとともに、老朽化が進んでいる配水管については、地震等の災害に強い管路網とするため、基幹管路を優先しながら計画的な耐震管への更新を進めます。

3) 合理的な水利用の推進

配水計画に基づいた効率的な配水ブロックづくりと各ブロック間の相互融通体制を確立する

※給水人口

給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口のことで、給水区域外から通勤している方や観光客は給水人口には含まれない。

とともに、配水管路の点検と効率的な漏水調査を実施し、漏水の早期発見・早期修繕に努めることにより、効率的な水利用を図ります。

4) 健全な経営の推進

水道施設の老朽化等により今後も設備投資が見込まれますが、人口減少等により給水収益が減少傾向にあるため、^{*}アセットマネジメント導入による資産管理を行い、^{*}施設規模のダウンサイジングを視野に入れた施設の効率化と経営の合理化を推進します。

5) 災害対策の充実

災害時の給水拠点とするため、配水池への緊急遮断弁の設置と緊急貯水槽の設置を推進し、水道の危機管理マニュアルを見直し、危機管理体制の強化を図ります。

また、災害時の応急復旧については、水道管路管理システム（GIS）を活用し災害時に即応できる復旧体制の強化に努めます。

加えて、非常用発電機の設置及び計画的な更新を図るとともに、応急復旧・応急給水用資材の確保に努めます。



役割分担

市民	漏水、破損等を発見した場合の連絡
行政	水道施設の耐震化を推進、経営の合理化、良質の水道水を安定的に供給



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
2. 暮らしの向上	(5) 行財政基盤	④公共施設マネジメントの推進



給水応援隊



八木沢浄水場通水式典

※アセットマネジメント

水道事業において、大規模更新・再構築の時期を迎えようとしているが、人口減少に伴い給水収益の大幅な増加が見込まれない中、中長期的な視点に立ち、技術的な知見に基づいた施設整備・更新需要の見通しについて検討し、計画的な更新投資を行うこと。

※ダウンサイジング

費用の削減や効率化を目的として、小型化すること。



施策項目（1）安全・安心

施策内容 ④ 交通安全の確保



現状と課題

本市の交通死亡事故は年々減少していますが、主に高齢者が犠牲となる事故が毎年発生しています。交通ルールの遵守及び交通モラル等の向上を図るため、学校、家庭、職場等において、交通安全意識の普及啓発に努めることが必要です。また、交通安全施設の効果的な設置と管理も重要です。



目指す姿

日頃の意識付けと反射材等の適切な使用が事故防止につながることを市民一人ひとりが認識し、行動している。



施策の方向性

市民の交通安全意識の啓発のため、季節ごとの交通安全期間の活動に注力し、ラジオ、ホームページ、懸垂幕等を活用して効果的なPRを行います。



指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（H33年度）
交通事故死者数	4人（H24～27年の本市平均）	0人
交通災害共済加入率	45.7%（H27年度）	50%



主要計画

1) 交通安全意識の高揚

運転者や歩行者の交通ルールの遵守及び交通モラルの向上等、交通安全意識の普及啓発に努めます。

2) 交通環境の整備

道路安全の確保のため、歩道、信号機、カーブミラー、防護柵、道路照明等の交通安全施設の適正管理及び冬期間の交通確保について、関係機関と連携を図ります。

3) 被害者救済体制の確立

青森県交通災害共済の加入促進等を通じて、交通事故による被害者の救済体制の確立を図ります。



役割分担

市民	交通ルールの遵守、交通マナーの向上、早めライトオンや反射材使用による視認性の向上
事業者	社員の交通安全教育、交通安全事業への参加
行政	交通問題対策協議会を通じた交通安全活動による市民の交通安全意識啓発、道路照明灯・カーブミラー等の適正管理



連携施策

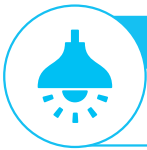
基本方針	施策項目	施策内容
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	③道路基盤の整備



交通安全宣言大会・交通安全パレード



夏の交通安全県民運動「むつサマー作戦」



施策項目（1）安全・安心

施策内容 ⑤ 防犯対策の充実



現状と課題

市民が安全に安心して暮らすことができる地域づくりを目指し、警察や学校、関係団体等と地域が一体となって防犯パトロールや広報・啓発活動、危険地域への立て看板設置等の活動を展開しています。

声かけ事案や不審者対策として、地域住民による通学路等見守り活動の推進により、児童・生徒の登下校時の安全・安心の確保に努めています。

特殊詐欺など多様化する犯罪への取組強化のため、防犯活動の体制強化と市民の協力による全市民的かつ安定的な活動の充実が必要となっています。



目指す姿

全ての市民が地域の安全について高い意識を持ち、家庭や地域全体で自主的に防犯に取り組むことにより、子どもも大人も安心して生活している。



施策の方向性

市民の自主的な防犯対策の推進を図るため、犯罪等に関する情報提供を行うとともに、防犯の啓発に努めます。また、地域のコミュニティや各団体による見守り活動を推進します。



指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（H33年度）
通学路見守り活動登録人数	46人（H27年度）	260人



主要計画

1) 地域全体での防犯意識の高揚

地域住民の防犯意識を高めるため、情報提供するほか、関係機関や団体と連携して啓発事業を推進します。

2) 地域における見守り活動の推進

市民の自主防犯活動を推進するため、情報の提供や、見守り活動における参加・体験・実践型の防犯学習を推進します。

3) 消費者保護の推進

消費者意識の高揚を図るとともに、市民が安全な消費生活を送ることができるように、「むつ市消費生活センター」の利用促進等に努めます。



役割分担

市民	地域の見守り役として防犯活動へ積極的に参加
行政	支援体制の整備、情報提供、啓発の推進



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	⑤児童福祉の充実
2. 暮らしの向上	(1) 健康・福祉	⑧地域福祉の充実



子ども見守り安全講習会



むつ市消費生活センター

基本方針

1 2 3 4 5

魅力の向上



注目指標

指標名	基準値	目標値（H33年度）
年間観光入込客数	886,026人（H27年度）	1,000,000人
年間宿泊者数	168,330人（H27年度）	190,000人





施策項目（1）ジオパーク

施策内容 ① ジオツーリズムによる交流人口の拡大



現状と課題

平成28年9月9日、下北ジオパークが日本ジオパークネットワークに加盟認定されたことで、今後、国内外からの訪問客の増加が見込まれます。

このことから今後は、地域資源の価値を伝えるガイド員や看板、パンフレットなどを整備するとともに、来訪者のニーズを把握し、質の高い受入体制を整備するなどの対応が必要です。



目指す姿

下北ジオパークを案内するガイド員で構成する団体が主体となったジオツアーが開催され、下北地域に国内外からたくさんの観光客が訪れている。



施策の方向性

観光事業の一つのコンテンツとしてのジオパークを確立させ、地域住民やガイド団体が主体的にジオツアーを企画・開催・運営できるよう体制整備を推進します。



指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（H33年度）
年間観光入込客数	886,026人（H27年度）	1,000,000人
年間宿泊者数	168,330人（H27年度）	190,000人
下北ジオガイド認定数	0人（H28年度）	30人



主要計画

1) 受入体制の充実

ガイド員の養成やガイド団体の組織強化に努めるとともに、下北ジオパークの総合パンフレット等の作成やジオサイト^{*}説明看板の設置等により、受入体制の充実を図ります。

2) 魅力あふれるジオツアーの展開

地域住民が主体となったツアーコースの検討・設定及びツアーの開催を支援します。

^{*}ジオサイト

地質、地形、歴史などそのジオパークを特色づける場所。



役割分担

市民	ガイド養成講座へ参画、ガイド団体への所属、出前講座等を通じたジオパークの知識習得・理解強化
旅行業者	ジオパークを活用した新しい旅行商品の活用、宣伝
行政	ジオパークの知識の普及啓発、ガイド養成講座の実施



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
5. 魅力の向上	(2) 観光・物産	① 広域連携による観光プロモーション



川内ジオサイト



斗南ヶ丘ジオサイト



施策項目（1）ジオパーク

施策内容 ② 資源価値の保全と教育



現状と課題

平成28年9月9日、下北ジオパークが日本ジオパークネットワークに加盟認定されたことで、今後、国内外からの訪問客の増加が見込まれます。

ジオパークでは「資源の保全」と「資源を教育素材として活用」することが求められることから、住民が気軽に地域資源の価値に触れ、後世まで保全していく意識を醸成する必要があります。



目指す姿

地域固有の資源の価値を地域に住む私たちが最大限に享受し、地域の素晴らしさを知り、郷土愛が育まれる地域となっている。



施策の方向性

学校及び社会教育の場において、ジオパークの知識を誰もが気軽に入手でき、ジオパーク活動に参加できる体制づくりを支援します。



指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（H33年度）
市民の地域資源認知度	—	50%



主要計画

1) 学校教育と連携したジオパーク教育の推進

児童生徒に地域資源の価値を伝えることで郷土愛を醸成するため、学校との連携・協力体制を構築しジオパークの普及促進に努めます。

2) 出前講座・ジオ談義等による普及活動の推進

住民のジオパーク認知度の向上を図るため、出前講座を実施するとともに、ジオパークの推進に関して住民と意見を交換する場を築き、ボトムアップ型の推進体制を強化します。

3) 保全イベントの実施

環境教育のフィールドとしての保全イベントを企画・実施します。



役割分担

市民	出前講座等への参加、ジオサイトのモニタリングへの協力
学校関係者	ジオパークとの連携について検討
行政	ジオパークの周知・理解促進、出前講座の実施



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
2. 暮らしの向上	(3) 環境	②自然環境の保全
3. 教育の向上	(1) 教育	④地域とともにある学校
3. 教育の向上	(1) 教育	⑤社会教育の充実
5. 魅力の向上	(3) 景観	①景観の向上と保全



ちぎり浜ジオサイト



脇野沢・鯛島ジオサイト



施策項目 (2) 観光・物産

施策内容 ① 広域連携による観光プロモーション



現状と課題

平成28年3月に北海道新幹線が開業したことにより、首都圏等からだけではなく、インバウンドを含めた函館市を中心とする北海道からの観光客の入込も増えてくるものと考えられます。

しかしながら、県内各新幹線駅から本市への二次交通や下北半島内での移動の利便性向上が課題となっており、交通ネットワークのほか、多様なニーズに対応可能なサービスの提供や観光コンテンツの魅力度の向上を図り、これらを連携させた広域周遊型観光の体制づくりが必要です。



目指す姿

下北地域の魅力が国内のみならず海外にも広く浸透し、本地域にたくさんの滞在型観光客が訪れ、満足度の高いサービスを提供している。



施策の方向性

広域周遊型観光の形成を図るため、魅力あふれる広域周遊ルートを整備するとともに、効果的な情報発信、外国人も含めた観光客受入体制の充実、利便性の高い二次交通等の整備を図ります。



指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (H33年度)
年間観光入込客数	886,026人 (H27年度)	1,000,000人
年間宿泊者数	168,330人 (H27年度)	190,000人



主要計画

1) 下北版DMOの推進

下北地域全体の観光マネジメントを一本化する着地型観光のプラットフォーム組織としての下北版DMOを地域の連携を深めて整備します。

2) 効果的な情報発信

ターゲットを絞った観光プロモーションのほか、SNSをはじめとした各種広報媒体を活用す

※二次交通

鉄道主要駅や空港等の交通拠点と目的の観光地を結ぶ交通アクセス。

※DMO

「Destination Management Organization」(ディスティネーション・マネージメント・オーガニゼーション)の略称。地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人。

るとともに、下北広域での連携を深めることで波状的かつ効果的に地域の魅力を発信します。

3) 受入体制の整備によるおもてなしの向上

観光施設の適切な管理やWi-Fi環境の整備、下北ジオパークや下北地域が誇る資源を、その価値に基づきストーリーとして紹介できるガイドの育成、地域のおもてなしの向上を図るための各種研修会の開催、今後も増加が予想されるインバウンド対策としての多言語化対応に取り組みます。

4) 観光コンテンツの磨き上げによる広域周遊ルートの整備

本市が有する資源の魅力や利便性を更に向上させるとともに、下北地域内のみならず、道南地域や津軽地域等と広域的に連携し、それぞれの観光コンテンツを効果的に結び付け、より魅力度の高い周遊ルートを整備します。



役割分担

市民	本市の観光資源に関する情報発信、おもてなしの向上
事業者	受入体制の整備、着地型広域周遊旅行商品の開発、効果的なPR活動の展開
行政	PRイベントや各種メディア等を活用した効果的な情報発信、受入体制・二次交通の整備、市民や事業者活動の支援



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	③道路基盤の整備
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	④公共交通の確保
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	⑤広域交通ネットワークの形成
2. 暮らしの向上	(5) 行財政基盤	⑤情報ネットワークの利活用の推進
3. 教育の向上	(1) 教育	⑥文化の充実・文化財の保存活用
5. 魅力の向上	(1) ジオパーク	①ジオツーリズムによる交流人口の拡大
5. 魅力の向上	(2) 観光・物産	②稼げる物産プロモーション
5. 魅力の向上	(3) 景観	①景観の向上と保全



神宮球場における観光プロモーション



施策項目 (2) 観光・物産

施策内容 ② 稼げる物産プロモーション



現状と課題

本市の魅力である「安全・安心で豊かな食」について、これまでも市内外のイベントや各種宣伝媒体を活用しPRを行ってきましたが、全国的な認知は得られていません。

また、少量生産と低単価により生産者の経営環境は不安定な状況にあり、付加価値を高めた市産品の生産と、産地間競争に貢献する地域ブランド力を高める取組が必要となっています。



目指す姿

むつ市ブランドが浸透し、併せて、高単価取引の枠組みを構築することにより、生産者所得の向上を図り、「稼げる地域」への成長を目指します。



施策の方向性

地域資源の高付加価値化と戦略的かつ効果的なプロモーションにより地域ブランド力の向上を図り、既存のマーケットにこだわることなく、客単価の高いホテルや飲食店など小規模でも安定した売上が見込める販路を開拓します。併せて、地産地消を積極的に推進するとともに、攻めの販路拡大策「地産外商」の推進とふるさと納税制度を活用し、市産品の消費拡大を図ります。



指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (H33年度)
新規取引件数	—	10件
産品購入意欲度(全国市町村魅力度ランキング)	167位/1,047自治体 (H28年度)	100位以内



主要計画

1) 地域資源のブランド化

地域資源の魅力を磨き上げ、魅力度及び認知度の向上を図ります。

2) 戦略的プロモーション

各種メディアへ積極的な情報提供を行うとともに、PRイベントやSNSなどを活用した情報発信を行います。

※地産外商

地域で生産された市産品等を利用し、地域外において販売促進（売り込み）を図ること。



役割分担

市民	本市及び地域資源の魅力を発信
事業者	地域資源の高付加価値化の取組
行政	効率的なP R、体制の整備



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 元気の向上	(2) 産業・雇用	①農林水産業の振興
5. 魅力の向上	(2) 観光・物産	①広域連携による観光プロモーション



本州最北端食のこだわりフェア



ジャパン・アオモリ・フードフェアinベトナム



施策項目（3）景観

施策内容 ① 景観の向上と保全



現状と課題

良好な景観形成により、街並み、地域資源及び観光地の魅力を向上し、ジオパークの景観を保全することで、市民が愛着を感じるまち、次世代につながるまちにしていくことが重要となっています。



目指す姿

ジオサイト等の地域資源が保全されるとともに、街並みや観光地等の景観が向上し、「ひかりのアゲハ」が輝き、いつまでも羽ばたく、活気にあふれ愛着が感じられるまちが形成されている。



施策の方向性

景観に関する施策の展開により良好な景観形成を図ります。また、都市計画の活用等により地域資源の保全に努めます。



指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（H33年度）
景観が良いと感じる割合	51.6%（H28年度）	62%



主要計画

1) 大湊景観づくりルールの普及

平成27年4月に公表した「大湊の景観づくりに関するルール」の普及に努め、大湊の自然環境や歴史遺産の保全及び継承を図ります。

2) むつ市景観計画の推進

将来にわたって愛着を感じる景観とするため、景観計画を策定し、景観・屋外広告物の適正化を図ります。



役割分担

市民	景観向上への協力
事業者	景観向上への協力
行政	景観計画を策定し景観向上の方針を決定、市民及び事業者の活動を支援



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 元気の向上	(3) 市民協働・コミュニティ	①市民協働の施策展開
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	②計画的な土地の管理及び利用の促進
3. 教育の向上	(1) 教育	⑥文化の充実・文化財の保存活用
5. 魅力の向上	(1) ジオパーク	②資源価値の保全と教育
5. 魅力の向上	(2) 観光・物産	①広域連携による観光プロモーション



北の防人大湊「安渡館」



花咲か大作戦



施策項目（4）国際・都市間交流

施策内容 ① 諸地域との親善・友好



現状と課題

国内外の姉妹都市や姉妹校をはじめとする各地域との盟約及び提携等により、教育、文化、科学、経済など様々な交流に取り組み、親善及び友好形成に努めています。

今後も、これまで以上に国内外の友好を深め、姉妹都市のつながりを双方の市民が実感できる交流とすることが求められます。



目指す姿

交流により互いの地域が活性化し、市民が自己の文化を理解し誇りを持っている。



施策の方向性

グローバル化の進展に対応するため国際感覚の養成に努め、教育、文化、科学、経済など多方面にわたる幅広い交流を行い、市民レベルでの交流を推進します。



指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（H33年度）
交流機会の回数	4回（H27年度）	6回



主要計画

1) 国内交流の促進

姉妹都市会津若松市と積み重ねてきた絆を大切にし、相互の発展に努めます。

2) 国際交流の促進

米国ワシントン州ポートエンジェルズ市との友好・親善関係を深め、交流の拡大を図ります。

3) グローバル社会に向けた環境づくり

国際交流推進員を配置し、グローバル社会に対応した地域づくり・人づくりに努めます。



役割分担

市民	交流事業への積極的な参加、地域への愛着・誇りの再認識
行政	関係機関・団体と連携を図りながら交流事業を推進



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 元気の向上	(2) 産業・雇用	②商工業の振興
1. 元気の向上	(3) 市民協働・コミュニティ	②多様な市民活動の支援
3. 教育の向上	(1) 教育	③夢を育む教育
3. 教育の向上	(1) 教育	⑤社会教育の充実
3. 教育の向上	(1) 教育	⑥文化の充実・文化財の保存活用



会津若松市姉妹都市交流



ポートエンジェルズ市姉妹都市交流



施策項目（5）海洋科学研究拠点

施策内容 ① 研究活動環境の充実



現状と課題

海洋地球研究船「みらい」は、本市の関根浜港を母港として地球温暖化などの環境変動を解明・予測するため、世界の海洋を舞台に活躍しています。

また、「みらい」の運航や研究をサポートする海洋研究開発機構むつ研究所をはじめ、日本海洋科学振興財団むつ海洋研究所、日本原子力研究開発機構青森研究開発センター及び日本分析センターむつ分析科学研究所が立地し、海洋研究等に関する幅広い分野での研究拠点が整備されています。

研究活動の活性化には、研究者や技術者等のスタッフの充実が大切な要素となることから、研究者やその家族が快適に暮らし、研究に打ち込めるような環境づくりのために、居住基盤や交通アクセスの改善等への取組が求められます。



目指す姿

我が国の海洋研究の一大拠点として整備され、国内外から研究者が集まり関連産業が進出している。また、科学に興味を持った子どもたちが研究者や技術者の道を目指している。



施策の方向性

研究機関の集積を活かして関連産業の誘致を目指し、研究機関による研究成果を新たな産業の創出につなげていきます。

また、利便性の高い交通アクセスの整備、居住環境や学校教育環境の充実を推進します。



主要計画

1) 研究関連産業の誘致

情報発信等を効果的に活用し、現在、立地されている研究施設を核として、研究・調査活動をサポートする企業や関連産業の誘致に努め、国内における海洋研究拠点の形成を目指します。

2) 学習体験・交流機会の充実

関連する学会、シンポジウムの誘致や海洋講座等の充実を働きかけ、海洋科学に関する学習体験機会の拡大や研究者等との交流活動の場の創出に努めます。

3) 海洋研究船一般公開の誘致

市民への海洋研究の理解促進を図るため、研究船等の一般公開の誘致に努めます。

4) 居住環境の整備

研究者等のスタッフが快適に長期滞在して研究活動に打ち込めるような環境づくりに努めます。また、子育て世代等の家族での赴任を望む国内外のスタッフの滞在も考慮し、関係機関と連携を図りながら居住環境の整備に努めます。

5) 都市基盤等の整備

交通アクセスの改善のための取組を推進します。



役割分担

研究機関	市民への研究成果等の理解促進、次世代を担う子どもたちの科学技術に対する興味を育む活動の実施、研究テーマ・実験設備等の研究環境の充実
行政	居住環境、教育環境及び二次交通の充実



連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 元気の向上	(2) 産業・雇用	②商工業の振興
1. 元気の向上	(2) 産業・雇用	④新たな産業の創出
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	③道路基盤の整備
2. 暮らしの向上	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	⑤広域交通ネットワークの形成
3. 教育の向上	(1) 教育	③夢を育む教育
3. 教育の向上	(1) 教育	④地域とともにある学校



むつ海洋・環境科学シンポジウム



海洋地球研究船「みらい」就航20周年イベント

資料編

The Comprehensive Plan of Mutsu City

1. 策定経過
2. 策定体制
3. むつ市総合開発審議会条例
4. むつ市総合開発審議会委員名簿
5. むつ市総合開発審議会諮問・答申
6. むつ市長期総合計画市民会議
7. むつ市長期総合計画策定ワークショップ
8. むつ市議会の議決すべき事件を定める条例
9. 用語解説

年 月 日	概 要
平成28年6月1日	第1回策定委員会 ○策定方針、組織体制及びスケジュール等を決定
平成28年6月11日	第1回策定市民会議 ○市民ワークショップにより以下のテーマについて検討 ・テーマ「むつ市の「誇り」に思うこと「残念」に思うこと」
平成28年7月2日	第2回策定市民会議 ○市民ワークショップにより以下のテーマについて検討 ・テーマ「10年後のむつ市を具体的に考えよう」
平成28年7月16日	第3回策定市民会議 ○市民ワークショップにより以下のテーマについて検討 ・テーマ「むつ市の未来に向かって、今後取り組まなければならないこと」
平成28年7月30日	第4回策定市民会議 ○市民ワークショップにより以下のテーマについて検討 ・テーマ「私たちが創るむつ市の未来」
平成28年8月8日	第1回策定ワークショップ ○若手職員ワークショップにより以下のテーマについて検討 ・テーマ「あるべき「総合計画」とは」
平成28年8月9日	第2回策定ワークショップ ○若手職員ワークショップにより以下のテーマについて検討 ・テーマ「10年後のむつ市のありたい未来」
平成28年9月20日	第2回策定委員会 ○骨子案を協議
平成28年10月4日	第1回策定小委員会 ○素案作成に当たっての情報共有 ・第1小委員会（担当：行政基本計画） ・第2小委員会（担当：市民福祉向上計画） ・第3小委員会（担当：生活環境整備計画） ・第4小委員会（担当：都市基盤整備計画） ・第5小委員会（担当：産業経済振興計画） ・第6小委員会（担当：教育文化振興計画）
平成28年10月6日	第1回策定部会 ○素案作成に当たっての情報共有 ・第1小委員会（担当：行政基本計画） ・第2小委員会（担当：市民福祉向上計画） ・第3小委員会（担当：生活環境整備計画） ・第4小委員会（担当：都市基盤整備計画） ・第5小委員会（担当：産業経済振興計画） ・第6小委員会（担当：教育文化振興計画）
平成28年10月7日 ～10月24日	策定小委員会・策定部会（第1～6） ○素案の作成作業
平成28年10月25日	第1回策定小委員会正副委員長会議 ○素案の協議
平成28年10月31日	第2回策定小委員会正副委員長会議 ○素案の協議
平成28年11月4日	第3回策定委員会 ○素案の協議
平成28年11月11日	第4回策定委員会 ○素案の決定

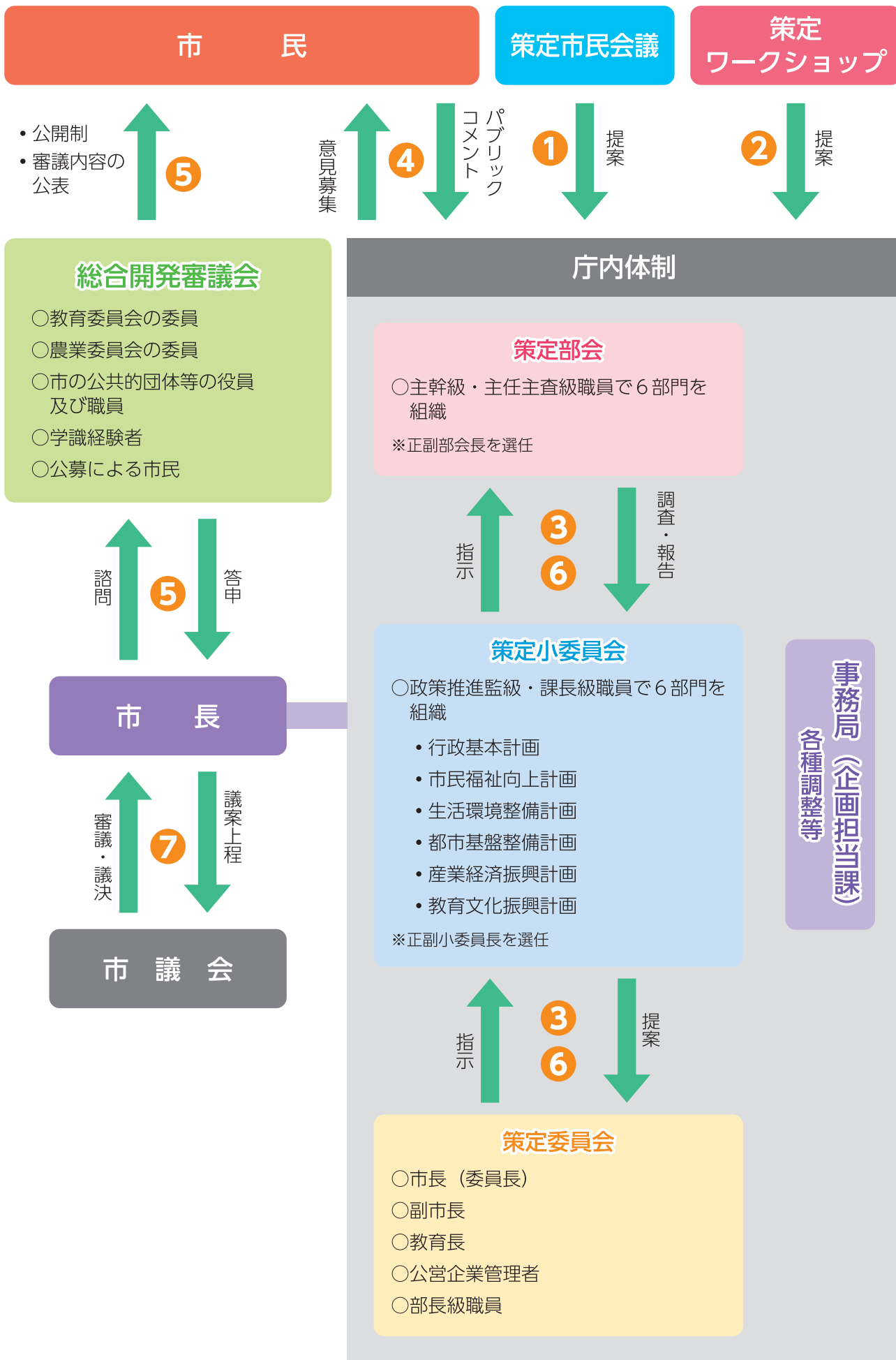
年 月 日	概 要
平成28年11月21日 ～12月20日	素案に対する市民からの意見募集（パブリックコメント） ○広報むつ及び市ホームページ等で周知 ○市の施設及び市ホームページで縦覧
平成28年11月28日	第1回むつ市総合開発審議会 ○素案の諮問 ○素案の説明
平成28年12月27日	第2回むつ市総合開発審議会 ○素案の審議
平成29年1月20日	第3回むつ市総合開発審議会 ○素案の審議
平成29年1月31日	第4回むつ市総合開発審議会 ○素案の審議 ○素案に対する答申案の審議
平成29年2月10日	むつ市総合開発審議会から答申
平成29年2月13日	第5回策定委員会 ○むつ市総合開発審議会の答申を受けて協議
平成29年2月22日	むつ市議会第231回定例会 ○むつ市総合経営計画「基本構想」を市議会に提案 （「序論」「基本計画」は参考資料として提出）
平成29年3月7日	むつ市議会議員説明会 ○むつ市総合経営計画「序論」「基本構想」「基本計画」について説明
平成29年3月9日	むつ市議会第231回定例会 ○むつ市総合経営計画「基本構想」が原案のとおり可決
平成29年3月15日	第6回策定委員会 ○むつ市総合経営計画の策定

【庁内組織】

- 策 定 委 員 会……市長、副市長、教育長、公営企業管理者、部長級職員で構成
- 策 定 小 委 員 会……政策推進監級・課長級職員で6部門を構成
- 策 定 部 会……主幹級・主任主査級職員で6部門を構成
- 策定ワークショップ……主任主査級から主事級までの職員で構成

【外部組織】

- 策 定 市 民 会 議……高校生を含む幅広い年齢層の市民で構成
- 総 合 開 発 審 議 会……教育委員会の委員、農業委員会の委員、市の公共的団体等の役員及び職員、学識経験者、公募による市民で構成



昭和44年3月29日条例第5号

改正 平成22年12月17日条例第30号

改正 平成28年9月30日条例第32号

(設置及び目的)

第1条 むつ市の総合開発計画及びその実施について、市長の諮問に応じて必要な調査及び審議を行うため、むつ市総合開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) むつ市教育委員会の委員
- (2) むつ市農業委員会の委員
- (3) むつ市の公共的団体等の役員及び職員
- (4) 学識経験者
- (5) 公募による市民

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に諮問事項を専門的に調査及び審議させるために部会を設けることができる。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 むつ市新市建設審議会条例（昭和36年むつ市条例第18号）は、廃止する。

附 則（平成22年12月17日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年9月30日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

第

1

部

第

2

部

第

3

部

資

料

編

1	会長	森 樹 男	国立大学法人弘前大学人文社会科学部教授	第4号 学識経験者
2	会長職務 代理者	其 田 桂	むつ商工会議所会頭	第3号 むつ市の公共的団体等の役員及び職員
3	委員	納 谷 順 子	むつ市教育委員会委員	第1号 むつ市教育委員会の委員
4	委員	立 花 順 一	むつ市農業委員会会長	第2号 むつ市農業委員会の委員
5	委員	奥 野 賢 一	むつ市行政連絡員連絡協議会会長	第3号 むつ市の公共的団体等の 役員及び職員
6	委員	布 施 啓 治	むつ市行政連絡員連絡協議会副会長	
7	委員	四 戸 敏 哉	むつ市行政連絡員連絡協議会副会長	
8	委員	櫛 引 由 昭	むつ市行政連絡員連絡協議会副会長	
9	委員	三 上 史 雄	一般社団法人むつ下北医師会会長	
10	委員	田 中 志 昌	むつ下北歯科医師会会長	
11	委員	遠 藤 雪 夫	社会福祉法人むつ市社会福祉協議会会長	
12	委員	立 花 一 行	一般社団法人むつ青年会議所理事長	
13	委員	三 浦 茂	公益社団法人むつ市観光協会副会長	
14	委員	中 新 鐵 男	公益社団法人下北物産協会会長	
15	委員	竹 林 光 幸	十和田おいらせ農業協同組合むつ支店長	
16	委員	藤 島 文 孝	下北地方森林組合参事	
17	委員	木 村 悟	むつ市・川内町・脇野沢村3漁協協議会事務局長	
18	委員	成 田 幸 雄	大畑町漁業協同組合理事	
19	委員	奈 良 一 仁	むつ市金融団会長	
20	委員	山 形 博 利	むつ市消防団団長	
21	委員	猪 口 和 則	特定非営利活動法人むつ市体育協会専務理事	
22	委員	星 和 夫	むつ市文化団体協議会会長	
23	委員	小 川 千 恵	特定非営利活動法人 むつ下北子育て支援ネットワークひろば代表理事	
24	委員	佐 藤 広 政	青少年育成むつ市民会議会長	
25	委員	坪 二三子	むつ市連合婦人会会長	
26	委員	宮 浦 雅 子	国際ソロプチミストむつ会長	
27	委員	高 山 貢	学校法人青森田中学園 青森中央学院大学経営法学部教授	第4号 学識経験者
28	委員	松 岡 敦 子	公募による市民	第5号 公募による市民
29	委員	桜 田 真 佐		
30	委員	中 島 竣 也		

※敬称略、順不同

諮問

む 戦 略 第 9 3 号
平成28年11月28日

むつ市総合開発審議会
会長 森 樹 男 様

むつ市長 宮 下 宗一郎

むつ市長期総合計画について（諮問）

むつ市長期総合計画を策定するに当たり、この度、別紙のとおり計画素案をとりまとめましたので、貴審議会の御意見を賜りたく、ここに諮問いたします。

答申

むつ 総 開 審 第 4 号
平成29年2月10日

むつ市長 宮 下 宗一郎 様

むつ市総合開発審議会
会長 森 樹 男

むつ市長期総合計画（素案）について（答申）

平成28年11月28日付けむ戦略第93号により本審議会に諮問されたむつ市長期総合計画（素案）について、慎重に審議した結果、おおむね妥当であると認められるが、別紙のとおり一部、修正意見を付して、ここに答申します。

本計画の実施に当たっては、将来像として掲げられた「笑顔かがやく 希望のまち むつ」の実現のため、「1. 元気の向上」「2. 暮らしの向上」「3. 教育の向上」「4. 安全の向上」「5. 魅力の向上」の5つの基本方針を柱とした施策について、適切かつ効果的な事務事業の推進に努められるよう要望します。

むつ市長期総合計画策定市民会議

むつ市の今後10年間のまちづくりを推進するための総合計画の策定に当たり、メインファシリテーターに青森中央学院大学経営法学部の佐藤淳准教授を迎え、*ワールドカフェ形式のワークショップ（全4回）により、市の目指すべき将来像やその実現に向けて必要な取組等について、市民の皆様を検討していただいたものです。

また、青森中央学院大学生や地元高校生などのご協力により、*グラフィック・ハーベスティングという手法を用いて、ワークショップと同時進行で、様々の対話の内容を文字だけではなく図や絵を使って描き出しわかりやすくまとめました。

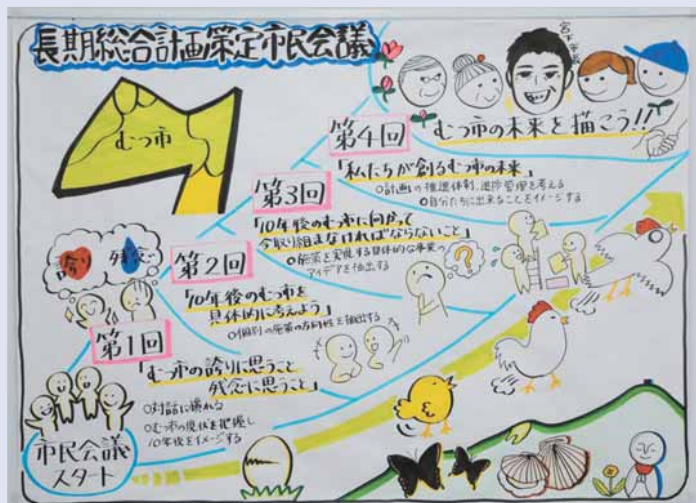
*ワールドカフェ

カフェのようなリラックスした雰囲気、世界旅行のようにテーブルを移動して席替えをする座談会の形。少人数で話し合いながらも、参加者の多くの人と話し合っているような効果が得られる。

*グラフィック・ハーベスティング

対話の内容を文字だけではなく絵を含めて記録することで、対話から生まれた成果を振り返り共有して、次へのアクションにつなげていこうとするファシリテーション（話し合いの進行）の手法の一つ。

会議開催スケジュール



- 第1回：平成28年6月11日（土）
参加者：57名（高校生17名、一般40名）
『むつ市の「誇り」に思うこと「残念」に思うこと』
- 第2回：平成28年7月2日（土）
参加者：55名（高校生16名、一般39名）
『10年後のむつ市を具体的に考えよう』
- 第3回：平成28年7月16日（土）
参加者：46名（一般46名）
『むつ市の未来に向かって、
今後取り組まなければならないこと』
- 第4回：平成28年7月30日（土）
参加者：60名（高校生18名、一般42名）
『私たちが創るむつ市の未来』
- 参加者合計：述べ218名（高校生51名、一般167名）

*メインファシリテーター

青森中央学院大学経営法学部

佐藤 淳 准教授



開催日時：平成28年6月11日（土）13時30分～16時30分
 開催場所：下北文化会館展示ホール
 参加人数：57名（高校生17名、一般40名）

テーマ

『むつ市の「誇り」に思うこと
 「残念」に思うこと』

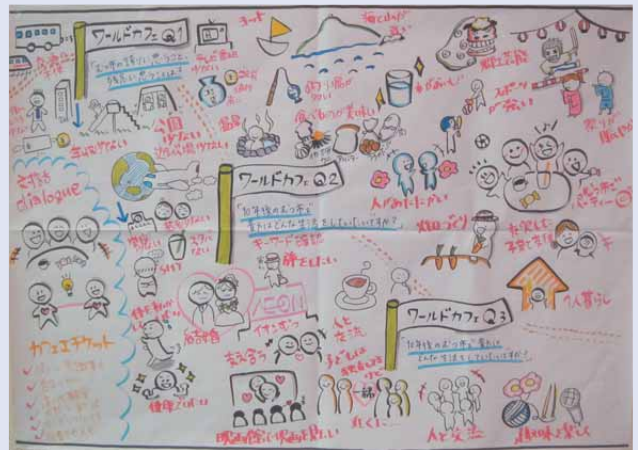
当日は、高校生をはじめ多くの市民の皆様にご参加いただきました。

会場にはBGMが流れ、お菓子をつまみながらリラックスした雰囲気の中、むつ市の誇りに思うことは何か、残念に思うことは何か、そして、10年後のむつ市でどんな生活をしていきたいかという問いについて、各テーブルで活発な「対話」が繰り広げられ、それをもとに10年後のむつ市が新聞の一面を飾っている状態を思い描いて、『未来新聞』を作成しました。

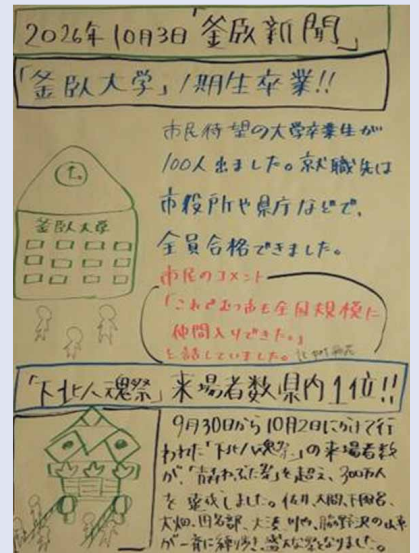
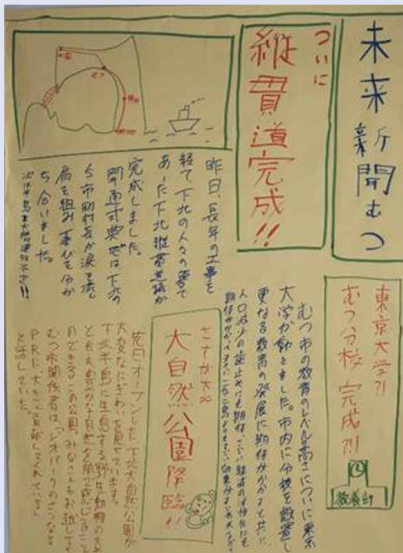
欲しい未来をイメージすることで、そのために何が必要かを考える未来志向（バックキャスト）の第一歩です！



グラフィック・ハーベスティング



未来新聞



Q. むつ市の「誇り」に思うこと「残念」に思うことは何ですか？

誇り

- ・自然豊か（海・山）
- ・食（ホタテ、イカ、ナマコ、サーモン、タラ、タイ、ウニ、アピオス、一球入魂がぼちゃんなど）おいしい
- ・水がおいしい
- ・空気がきれい
- ・観光資源（恐山、潮干狩り、桜ロードなど）が豊富
- ・北限のサル、ニホンカモシカ
- ・温泉（薬研、矢立など）
- ・歴史（斗南藩、海軍、北前船）
- ・郷土芸能
- ・ジオパーク
- ・夜景（アゲハチョウ）
- ・人があたたかい、おだやか、辛抱強い、フレンドリー
- ・地域のつながりがある
- ・優秀な子どもを育てている
- ・治安が良い（安心・安全・平和）
- ・自衛隊
- ・スポーツ強い（駅伝、フェンシング、ボート、ヨット）
- ・土地の広さ など

残念

- ・交通が不便（車がないと不便）、地理的に遠い
- ・年収が少ない
- ・優秀な人材が戻ってこれる受け皿（職）がない
- ・産業が少ない
- ・大学がない
- ・子どもが少ない
- ・遊ぶ場所が少ない（映画館、遊園地、公園など）
- ・医療機関が少ない
- ・商店街が活性化しない（シャッター街）
- ・寿命が短い、肥満が多い（特に子ども）、タバコを吸う人が多い
- ・住んでいる人がむつの良さをわかっていない
- ・良い所があるのにアピールが下手
- ・観光資源を活用できていない
- ・映画館・美術館がない
- ・自然教育が遅れている
- ・クマ、サルによる被害
- ・自己主張をしない性格 など

Q. 10年後のむつ市で、どんな生活をしていきたいですか？

結婚・子育て

- ・この街で結婚、子供2人
- ・子育てを楽しめるような生活がしたい
- ・子供とアウトドア（レジャー）を楽しみたい
- ・子育てボランティアと老人ホームでのボランティアを長く続けていきたい
- ・子育て支援が充実したむつ市になり、その手助けをしていきたい
- ・孫、子と一緒にご飯を食べられる生活をしたい
- ・子供は独立してるけど、近くに住んで就職もしてる
- ・老人と子供と一緒に活動できるまちなち など

夢

- ・お金持ちになる
- ・俳優になる
- ・教え子がプロ野球選手になる
- ・人が活躍できる場、人の夢を応援したい
- ・自然を大切にむつ市をPRしていく
- ・若い人たちにむつの魅力を伝えたい など

安心・安全

- ・近所の人とコミュニケーションが取れるまち
- ・老後に安心感を持てる生活
- ・犯罪の少ない安心のまち
- ・悩まず、平和に健康で暮らしたい
- ・今と変わらずゆったり過ごしたい
- ・ワークライフバランスの取れる安定した仕事と収入を得る など

交通

- ・車がなくても生活できる
- ・下北半島縦貫道路完成
- ・高速道路が欲しい
- ・バス待ちしたくない
- ・デマンドコミュニティバス など

都市機能

- ・大学そのものが欲しい（既存大学の分校）
- ・医療が充実
- ・子供を預ける施設（保育所、幼稚園、一時預かり）
- ・スポーツ施設（サッカー場、体育館）
- ・映画館
- ・駅前がにぎやかに など

趣味

- ・ライブ、プロ野球をむつで見たい
- ・静かに油絵を描いていたい
- ・パソコンと仲良く暮らしたい
- ・元気にボランティアをしていたい
- ・海に関係したスポーツを楽しみたい など

まちの姿

- ・出生率、日本一！
- ・人口回復、72,000人に！
- ・幸福度、県内1位！
- ・市民満足度も高数値！
- ・特産物がバカ売れし、むつ市が有名に！
- ・Uターン率が90%、全国トップに！ など

自然・伝統

- ・ジオパーク
- ・今と変わらない自然（水、食べ物、空気）
- ・祭、伝統芸能の継承 など

むつ市長期総合計画策定市民会議 第2回

開催日時：平成28年7月2日（土）13時30分～16時00分
 開催場所：下北文化会館展示ホール
 参加人数：55名（高校生16名、一般39名）

テーマ

『10年後のむつ市を具体的に考えよう』

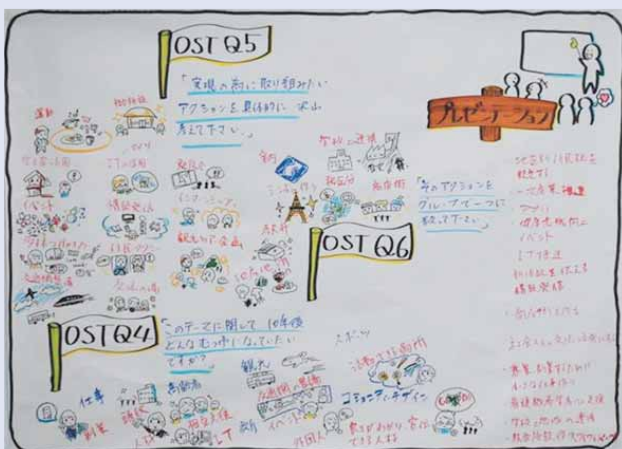
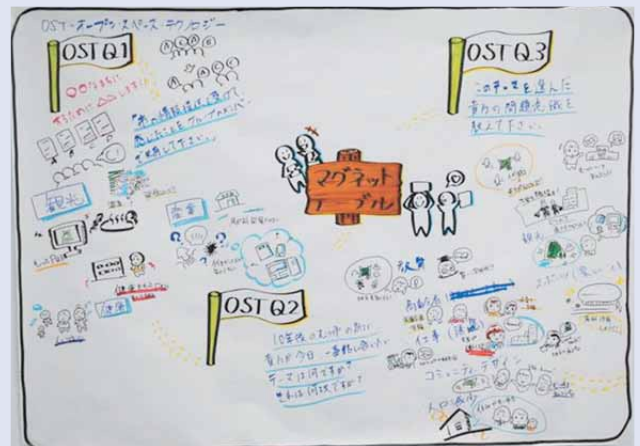
当日は、第1回から引き続き参加した方、今回初めて参加した方、そして高校生から大人まで幅広く市民の皆様にご参加いただきました。

今回は、* OST（オープン・スペース・テクノロジー）という手法によりワークショップを行い、今一番話したいテーマ（課題）について、10年後どんなむつ市になってほしいか、そして、その姿を実現するために取り組みたいアクション（事業）を具体的に考え、類似する想いのある方々と一緒に話し合いました。欲しい未来をイメージするだけでなく、そのために何が必要かを考える未来志向（バックキャスト）、前回よりもさらに一歩踏み込んだ内容となりました。



※OST（オープン・スペース・テクノロジー）

参加者自らが解決したい課題や話したいテーマを持ち寄り、類似するテーマの方とグループをつくり、話し合いを深めていくワークショップの進め方。



Q. 10年後どんなむつ市になってほしいですか？

- ・若い人が住みたくなる空き家のないむつ市
- ・子どもが一杯いて、子どもの声が沢山聞こえるむつ市
- ・皆が元気に楽しい生活が送れるむつ市
- ・ITを通じて住民が安心できるむつ市
- ・ITを通じて沢山の起業家が育成されるまち
- ・子育て環境が充実している
- ・県外から帰ってきて再就職しやすい
- ・各集落ごとに競創で相互に高め合う
- ・日本人の10人に一人がむつ市を知っている
- ・日本人の100人に一人がむつ市に来た、むつ市のものを食べたことがある
- ・下北半島縦貫道路が早くできてほしい
- ・東北、県内有数の観光地へ
- ・高齢者がスムーズに病院を受診できるようにしてほしい
- ・老人も子供も一緒に憩える遊園地があるとよい
- ・市内に市民でも楽しめる案内板（マップ）を設置
- ・市民協働まちづくりが活性化している
- ・駅前がもっとにぎやかに！
- ・兼業、副業できる街に
- ・地元以外の人も住みやすいまちに
- ・お金をあまりかけず長く暮らせるまち
- ・10年後、様々な年齢層のリピーターが出来る、交通の便が良くなっている
- ・市民が胸を張って自慢できるようなまち
- ・新体験あふれるまち など

Q. 新しい発想によりあったら良いと思うアクションは？①

- ・若者が集まるようなまちにするために、ワイワイパーク（複合施設）をつくります！！
- ・兼業、副業できるまちにするために、小さな仕事づくりをします！！
- ・市民が胸を張って自慢できるようなまちにするために、むつの魅力を学び体験できる体制づくりをします！！
- ・都会とのギャップを感じないで暮らしていけるまちにするために、市を挙げてITを推進します！！
- ・若者の職業選択がもっと自由にできるまちにするために、色んな社会人との交流を活発にします！！
- ・人口を増加させ、元気なまちにするために空き家をリフォームして県内外の人を集めます！！
- ・起業者と就職希望者との交流をすすめます！！
- ・若い人たちの交流の場をつくります！！
- ・高齢者のためにも、若者の場所のためにも、介護施設の多いまちにするために大学や短大で介護の勉強をしてむつ市に帰ってくる人に対しての支援をします！！
- ・観光客が飽きないまちにするために、他の自治体とのイベントとの差別化を図ります！！
- ・行く度新しいむつにするために商店街をつくります！！
- ・高齢者に優しいまちにするために健康意識の向上をします！！
- ・新体験あふれるまちにするために体験を伝える情報発信をします！！ など

Q. 新しい発想によりあったら良いと思うアクションは？②

- ・企業側からインターンシップ情報を発信する
- ・市内企業の紹介（情報）がまとめて見られる環境整備
- ・地元のことをよく知る機会を増やす（授業でやったり）
- ・農業に合わせて、トラクターの会社など、第1次産業に関わる企業誘致
- ・サテライトキャンパスなどで介護の資格を取れるように
- ・介護施設を経営したいと思っている人を支援
- ・祭り伝統芸能を活用した誘客、地域住民との融和
- ・むつの海鮮を活かした駅弁を
- ・漁業・林業体験などの体験学習の充実→世代間交流
- ・街歩き観光を商品化（田名部、大湊、川内、大畑、脇野沢）
- ・子ども子育て環境の充実、高齢者福祉の充実、市民協働のまちづくりを関連させたい
- ・デザイン・ビジュアルのセンスUP
- ・男性の家事参加を。ワークライフバランス
- ・美味しい食材をどんどんアピール
- ・民民連携力UP
- ・二地域居住促進
- ・他地域のむつ出身者と連携
- ・海路（船）を活用
- ・つまみぐいウォーキング楽しくやろう
- ・スポーツ（体育館、ボート、フェンシング）の振興
- ・有名なまちにするために若者中心で情報発信
- ・「住民タクシー」地域住民の自家用車で移動
- ・むつ魂祭（田名部、大湊、川内、大畑、脇野沢）
- ・学校教育の中でむつの文化と歴史を学ぶカリキュラムを義務化 など

開催日時：平成28年7月16日（土）13時30分～16時30分
 開催場所：下北文化会館展示ホール
 参加人数：46名（一般46名）

テーマ

『むつ市の未来に向かって、
 今後取り組まなければならないこと』

今回は、高校生が学校行事のため参加できなかったのですが、初めて参加する方も多く、幅広い市民の皆様にご参加いただきました。

(1)産業・仕事、(2)結婚・出産・子育て、(3)防災・環境・インフラ・公共施設、(4)教育・人づくり、(5)健康・福祉、(6)行財政システム・市民協働といった6つのテーマについて、「新しい発想により、むつ市であったらいいと思うアクション（事業）は何か」を考えました。



Q. 10年後、20年後、むつ市で起こっているであろう社会変化は何でしょうか？（政治的・経済的・社会的・技術的な）

政治的

- ・イデオロギー色が薄まる（政策中心）
- ・ネットで発信
- ・若者の投票率UP
- ・選ばれる方も若く
- ・「対立」から「選択」へ
- ・市議会議員世代交代
- ・自衛隊が自衛軍に！？
- ・むつ下北地域から国会議員が誕生！
- ・下北半島縦貫道路完成
- ・公共事業の減少
- ・18歳選挙権の絡みで高校生、大学生の意見が反映された施策が増える

など

経済的

- ・マーケティング志向の有無により明暗
- ・市場が縮小、店が減る
- ・1次産業伸びる
- ・高齢者施設が増える
- ・地産ブランドが増える
- ・海外労働者が増
- ・自然を活用したアトラクション
- ・水産資源で全国的に有名に
- ・温暖化で、別の水産物が特産になっているかも？
- ・サテライトキャンパス分校水産大学
- ・「むつ市のうまいは日本一！」→特産品の取引先が増（関東・関西圏）

など

社会的

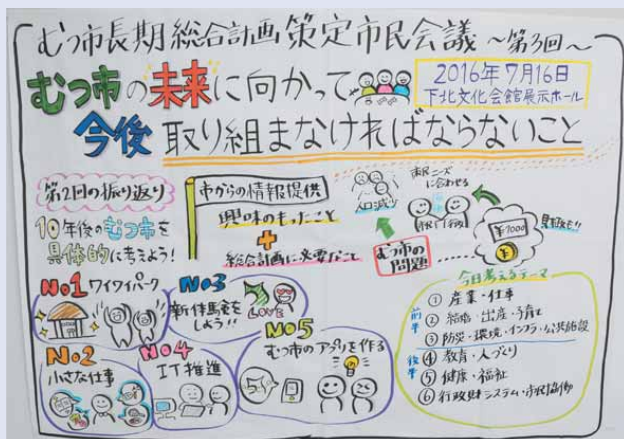
- ・人口減、子ども減少、流出
- ・海外からの人口が増える
- ・学校の統廃合→学区再編
- ・高齢者施設が増える
- ・世界ジオパーク認定
- ・中央との所得格差が広がる
- ・学生の学力向上
- ・定年制度なくなる
- ・副業OKの会社増
- ・大学がむつに！！
- ・むつでスポーツブーム
- ・介護職に就く人が増える
- ・年間の移住者が1,000人
- ・1人当たりの生産性UP
- ・市民活動が増える

など

技術的

- ・労働人口の48%が人工知能（AI）ロボットに代替される
- ・医師不足解消
- ・漁業、畜産、農業などの技術革新！
- ・建設業界の技術進歩
- ・介護の技術進歩
- ・海洋研究が重要視され関根の施設が充実
- ・自動運転のバス→コスト減→路線バスなど便数増
- ・IT化により、広い情報収集が可能
- ・下北にITに強い大学
- ・ITに強い子がむつで育ち、それを上手に利用した起業をして地域経済に貢献

など



Q. 新しい発想によりあったら良いと思うアクションは？①

- ・むつ国家戦略特区を設けます。新税制で市民の福利厚生を充実させます！医療費、教育費免除。
 - ・元気なむつ市にするために、廃校をコミュニティ拠点にします！（物づくりの場、保育所、農園、冬季の移住拠点etc）
 - ・市の予算の1%を市民活動のために予算化します。使い方も市民の中で検討します。
 - ・一人ひとりが地域の一員であるという意識を持つむつ市にするために、地域単位で核（リーダー）となる人を発掘・育成してその人と人同士をつないでいきます。
 - ・さらに水産資源に強いむつ市にするために、世代間で水産資源を学べる場所づくり。
 - ・三世代元気なむつ市にするために、託児所+運動施設+デイサービスセンターの複合施設をつくります。
 - ・安心して生活できるむつ市にするために障がい児者同士が気持ちを共有できる話の場所を作ります。（介護する側も）
 - ・お年寄りが安心して暮らすために、公設民営の施設をつくっていきます。（空き家対策）
 - ・第1次産業を見て感じることのできる施設づくり（6次化実験LABO）
 - ・シニアがひきこもらず、多世代交流が促進されるむつ市にするために趣味や経験を活かせるコミュニティカフェをつくります！
 - ・子育てに色んな人が関わられるむつ市にするために、誰でも利用できる場所を提供して、地域や年代間交流、資格がなくとも何か催せるようにします！
 - ・県外からお金が入ってくるようなむつ市にするために、自然の恵みを活かした特産品（ベニバナ（漢方薬）木材、昆虫（食））を売り出します！
 - ・既存の公共施設をダイバーシティ化します！（廃校サバゲー、温泉もやし、企業誘致、イカ大学、スポーツ合宿）
- など

Q. 新しい発想によりあったら良いと思うアクションは？②

- ・主婦の経験を活かして楽しみながらできる仕事×家庭料理のお弁当屋さん、レストラン、宅配サービス。
 - ・働いていても働いていなくても、子供を預けることができる場所を提供する。
 - ・出会いの場を増やす。
 - ・漁業×海洋研究×大学
 - ・IT教育と起業支援
 - ・保育所と介護施設とコラボ
 - ・広大な使用していない土地×農業
 - ・漁業経営者とのお見合い
 - ・新体育館利用→オリンピック種目合宿誘致（ボートとか）
 - ・自然を使ったアトラクション→ジオパーク
 - ・ジオパーク×自転車×（民俗）芸能
 - ・ウナギ養殖
 - ・漢方薬産業
 - ・都会に疲れた人を受け入れる。
 - ・昆虫食を海外へ売る。
 - ・茶店が増えて若者の交流の場となる。
 - ・資格にとらわれず、子どもに伝えたいことを発信できる大人（伝える側）と子どもの交流の場をつくる（絵本読み聞かせ、音楽など）
 - ・町内会と小学校が連携し、子どもと老人が交流したり話し合える。
 - ・ボランティアを理解してくれる人を増やす教育
 - ・資格を取らずに何が得意なこと、やりたいことをできる環境
 - ・廃校→保育園として利用
 - ・二地域居住、夏3か月、むつで過ごす
 - ・コミュニティセンター等でシニアが語れる場→説教カフェ
 - ・1次産業→6次化！定時定量出荷
 - ・ジオパークを通じて下北のことを子ども達に教えることで、地域愛を持ってもらう。
 - ・むつ市独自の税を導入。
 - ・予防運動、健康診断する人を増やす。
 - ・地域のリーダーを育成。
- など



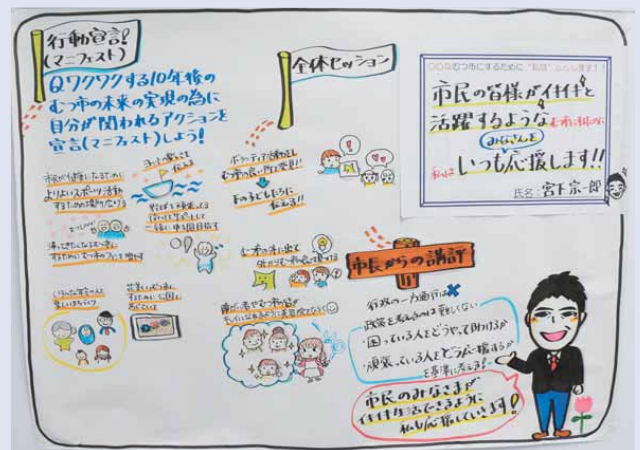
開催日時：平成28年7月30日（土）13時30分～16時00分
 開催場所：下北文化会館展示ホール
 参加人数：60名（高校生18名、一般42名）

テーマ

『私たちが創るむつ市の未来』

“むつ市の未来を本気で考える”長期総合計画策定市民会議の最終回は、今回初めて参加していただいた方や4回全てに参加していただいた方もおり、10代から80代までの多くの市民の皆様にご参加いただきました。

総合計画を作って終わりにしないために、実行のステージで「市民が行政と一緒にできること」について対話を深め、最後に、それぞれが「ワクワクする10年後のむつ市の未来の実現のために、自分が関われるアクションを宣言（マニフェスト）」しました。



Q. 総合計画を作って終わりにせず、実際に動かす為に必要な「人」「モノ」「仕組み」は何でしょうか？

人

- ・官民協働運営のリーダーとなる人
- ・実行力のある人
- ・自分の役割を果たせる人
- ・行政と市民をつなぐパイプ役
- ・色々な知恵を持った人
- ・市の現状を良く知っている人
- ・現状の課題を考える人
- ・市を盛り上げる取組をする団体
- ・若者
- ・学生
- ・面白い人
- ・地元のアツイ人
- ・情熱を持った人
- ・市民全員
- ・いっぱいお金をくれる人
- ・お金を外から持ってくる人
- ・続ける人
- ・新しい人
- ・経営者感覚を持つ自治体職員
- ・移住コンシェルジュ など

モノ

- ・市民が意見を言える場所
- ・誰にでも分かりやすく具体的なプラン
- ・計画は絵で描いた方が良い
- ・わかりやすい平易な言葉の計画
- ・ビジュアルの良いポスター等(広報)
- ・計画をPRする看板、横断幕
- ・ネット活用による情報発信(SNS等)
- ・インターネット
- ・市政モニター
- ・進捗管理のための市民向けの手軽なチェックリスト
- ・策定する過程を共有すること
- ・一人ひとりが経営者感覚を持つこと
- ・企画案
- ・企画を実現するための予算、スタッフ、場所
- ・イベント
- ・お金 など

仕組み

- ・市民と一緒に計画をつくる仕組み
- ・定期的に見直しすることを計画の中に盛り込む
- ・年1、2回市民が地区・集落単位でチェック(市民会議参加者や高校生)
- ・策定に携わった市民も含めた形で、年1~3回の頻度で、計画どおり実現・実行されているか確認する
- ・市を盛り上げる取組をしている団体と連携する
- ・町内会を巻き込むような取組
- ・計画の内容を体験できる仕組み
- ・市民がやるべきことを習慣化する仕組み
- ・市の業務が総合計画のどの部分に位置づけられているかを大切に

Q. 総合計画の実行のステージで市民が行政と一緒に出来ることは何でしょうか？

- ・自分でできることは自分です。
- ・市民が自分たちでできない部分を行政にやってほしい。
- ・市民、特に学生は行政が何をやっているかわからないので、意見交換する機会を設ける。
- ・行政は市民からの情報をこまめに発信する。
- ・総合計画の実行は市民と行政が話し合う機会をより多く持つ。出案は取捨選択してよい。案件を生かすようにする。
- ・市民一人ひとりがむつ市のセールスマンになる！
- ・計画の進捗状況のチェック。
- ・総合計画を周知するためのイベントを沢山やる。
- ・学校と連携し、在学中に市の取組に関心を持ってもらう。
- ・むつ市と市民で考えた施設を作る。
- ・公共施設を使って多様なイベントを同時開催。(一つの施設に行くと色々なイベントを楽しめる。)
- ・市民による刺激おこし、町おこし。
- ・教育→地元の体験学習。
- ・地域のより良い環境づくり。

- ・指定管理の拡大。
- ・まちゼミ→日常に刺激がある。
- ・気軽に参加できること(イベント)から、駅、港での出迎え、旗振りとか、できることからコツコツと。
- ・スポーツが盛んだということをもっと市内・市外に広める。
- ・ムチュランにツイッターをやってもらう！
- ・住みやすい地域づくり。
- ・健康づくり。
- ・子どもの安全を確保。
- ・地元産業の体験、販売、イベント(周知や盛り上げ)・ボランティア。
- ・後継者を育てる。
- ・仕事を増やし若者を引き止める。
- ・スポーツ(健康のため)
- ・各種イベント開催時の市民ボランティアの都度、公募の制度化。

など

Q. ワクワクする10年後のむつ市の未来の実現の為に、自分が関われるアクションを宣言(マニフェスト)しよう。

- ・沢山の人がむつ市のことを「好き」で「誇りに思える」ようになるために、私はジオパークや下北検定を学び、子どもたち(など)に伝えます！！
- ・健康で、人と人との交流が豊かなむつ市にするために、私は一つの例として、スポーツを通して楽しさ、嬉しさはもちろん、何より健康に気を遣ってほしく思います。なので、様々なスポーツに携わってもらえるように応援します！！
- ・明るいむつ市にするために、私も明るく過ごします。
- ・地域の歴史、文化を子どもたちに伝え、子供たちが郷土愛や家族を愛する心を育てるために、郷土の民俗資料の展示、体験を通して、その目的達成に寄与します。
- ・花の美しいむつ市にするために私は公園にアジサイを植えていきます。
- ・子育てに優しいむつ市にするために私は子育て支援に参加します。
- ・新たな特産品を数多く世に出し、むつ市内外に発信するようなむつ市にするために私は「むつ市特産品コレクション」(略して特コレ)を推します。

- ・市民全員が健康なむつ市にするために、私はよりよいスポーツ施設の建設、スポーツ活動をするための場所を広げます。
- ・各種イベントが開催されるむつ市にするために、私は施設(環境も)の充実をします。
- ・食べ物で有名なむつ市にするために私は美味しいものを発掘・創造します！
- ・むつ市で暮らすのが楽しいと感じる人を増やしたいと考えています。そのために市と市民とのコーディネートやイベント等に積極的に関与することで「立場の違う人」や「世代間交流」を深めたいと思います。
- ・野球が強いむつ市にするために私は野球を頑張っている後輩たちをサポートして一緒に甲子園を目指します。
- ・成績がめちゃくちゃ良い子どもが多いむつ市にするために・・・私は昔からある珠算を教えていきたい！！→計算力UP
- ・むつ市のうまいを世界一にするために、私はむつ市の食材で、味よし、見た目よし、体によい料理を作ります。
- ・市民の皆様がイキイキと活躍するようなむつ市にするために、私はいつも皆さんを応援します！！ など

むつ市長期総合計画策定ワークショップ

むつ市の今後10年間のまちづくりを推進する総合計画のあり方や、市の将来像実現のために必要な取組等について、ワークショップ形式により、市の若手職員（主任主査級～主事級）が検討したものです。

※メインファシリテーター

青森中央学院大学経営法学部 佐藤 淳 准教授

むつ市長期総合計画策定ワークショップ 第1回

開催日時：平成28年8月8日（月）9時30分～12時30分

開催場所：むつ市役所本庁舎 大会議室B

テーマ

『あるべき「総合計画」とは』



Q. 総合計画は必要でしょうか？ 不要でしょうか？

→ **必要**

理由

- ・市の未来のための最上位計画として
- ・市の方向性を市民に示すため
- ・市のビジョンを共有するため
- ・職員に共通目標を持たせるため
- ・職員や市民の目標として
- ・事業内容、結果を評価するため（PDCA）

- ・事業の優先度決定のため
- ・予算獲得の根拠
- ・施策づくりのためにも必要
- ・市民の意見が反映されているのであれば必要
- ・必要だが、ボリュームがないのが良い など

むつ市長期総合計画策定ワークショップ 第2回

開催日時：平成28年8月9日（火）13時00分～16時00分

開催場所：むつ市役所本庁舎 大会議室B

テーマ

『10年後のむつ市のありたい未来』



Q. 10年後どんなむつ市になってほしいですか？

- ・ 10年後おいしくて安全な1次産業。
- ・ インターネット企業の経営者が増えている！
- ・ 在宅ビジネス、会社行かなくても生活できる。
→むつに住みながらどこにいても
- ・ 技術革新による作業軽減。
- ・ 介護職員の給料アップ。これからどんどん増える。
- ・ また来たい、リピーターの多い「むつ市」。
- ・ 観光客も住民もワイワイしている市。
- ・ 北の防人を中心とした観光まちづくり。
- ・ 交通の発達により、企業の誘致をさらに進めている。
- ・ バス増便、コミュニティバス等の新設。
- ・ 全国的に「むつ市=住みやすいイメージ」
- ・ 都会に疲れた人の居住地に。
- ・ むつ市のイメージアップ（住みよいまち）
→「北の沖縄」
- ・ むつ市出身の若者を帰郷させるだけでなく、
| ターン者増。
- ・ 都会ほどではなくても、「むつ市」でも楽しく暮らせそうって思えるまち。
- ・ 20代、30代の婚姻率改善、出生率2.0人！
- ・ 子どもの遊び場が増えている、キッズパーク増。
- ・ 子どもと若い世代が歩いてるまち。
- ・ 子どもが多いむつ市→活気のあるまち。
- ・ 小さい頃からむつ市のいいところを見つけて愛着を持ってくれるような教育環境が充実。
- ・ のびのびと地域みんなで育てる感覚をみんなに持ってほしい。
- ・ 市民歌を口ずさむようなふるさと教育。
- ・ 進学等を機にむつ市を離れた子どもたちが、またむつに戻ってきたいと思うような魅力あるまちづくり。
- ・ 学びたい、仕事をしたいと思ったことを実現できる仕組み。（サテライトキャンパスの活用など）
- ・ 国内外問わず色々な地域から人が集まってむつ市の文化に影響を与えている！
など

平成27年8月28日条例第33号

改正 平成28年7月8日条例第28号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を策定し、変更し、又は廃止すること。
- (2) 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨の通告をすること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年7月8日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

あ行

IT <P13、24、45、49>

「Information Technology」（インフォメーション・テクノロジー）の略称で、日本語では情報通信技術と訳される。コンピュータとネットワークに関する技術とその応用のことで、インターネットがその代表例である。最近ではコミュニケーションという概念を含めた「ICT」を情報通信技術の意味で用いる。

ICT <P30、58、117、118、120、121>

「Information and Communication Technology」（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略称で、情報・通信に関連する技術一般。ITとほぼ同義であるが、「コミュニケーション」（共同）性が具体的に表現されている点が特徴である。

青森COC⁺推進機構 <P51>

青森県内の大学・高等専門学校・青森県内の自治体（青森県・青森市・弘前市・八戸市・むつ市）が、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC⁺）に係る連携・協力に関する協定」を締結し、「青森COC⁺推進機構」が発足。人口減少克服のために連携・協力し、地域が求める人材の育成を進め、学生の地域就職率の向上、雇用創出を推進している。

アグリビジネス <P45、46>

従来の農業の枠にとどまらず、農業を中心に農産物加工、貯蔵、流通販売、農機具・肥料製造などまで含めた産業分野の総称。

アセットマネジメント <P142>

水道事業において、大規模更新・再構築の時期を迎えようとしているが、人口減少に伴い給水収益の大幅な増加が見込まれない中、中長期的な視点に立ち、技術的な知見に基づいた施設整備・更新需要の見通しについて検討し、計画的な更新投資を行うこと。

新しい公共 <P61>

従来、行政が担ってきた公共サービスを、「官」だけではなく、市民の参加と選択のもとで、NPOや企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動などのこと。

アプリケーション <P117>

ワープロ・ソフト、表計算・ソフト、画像編集・ソフトなど、作業の目的に応じて使用するソフトウェア。

「いいね！」 <P58>

フェイスブックにおいて、「良い！」「共感した！」という意思表示をするボタン。そのボタンを押したユーザーの個人ページにボタンを押したページの情報が掲載される。更にその掲載情報はボタンを押したユーザーの友人にも拡散するため、一人が『いいね！』を押すことでより多くの人に情報が広がる。

一部事務組合 <P9、15、19>

市町村等の事務の一部を共同で処理するために設立された組合。1市町村では対応できない、あるいは広域で取り組んだ方が効率的であるなどの理由で設立されるもので、ごみ処理、消防、火葬等様々な事務処理のために各地で設立される。

インターンシップ <P51、52>

学生が一定期間企業などの中で研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行う制度。

インバウンド <P14、152、153>

外国人が訪れてくる旅行のことで、訪日外国人旅行または訪日旅行とも訳される。

インフラ <P30、98、117、118>

「Infrastructure」（インフラストラクチャー）の略称で、一般的には、道路、港湾、学校、病院、上下水道施設など、産業活動や日常生活を支える基盤となる施設を指す。

SNS <P57、152、154>

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、「人同士のつながり」を電子化するサービスで、フェイスブックやツイッターもSNSの一種。

汚水処理人口普及率 <P97>

下水道及び集落排水施設により汚水を処理している人口と合併処理浄化槽を利用している人口の合算値を総人口で除して算出した値で、汚水処理施設の普及状況を表す指標となる。

温室効果ガス <P18、89>

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。水蒸気、対流圏オゾン、二酸化炭素、メタンなどを指し、地球温暖化の主因となる。

か行

海岸保全施設 <P91、92、137>

高潮や波浪、津波などによる被害を防止するためのもので、堤防・突堤・護岸・消波ブロック堤等が挙げられる。

外国語指導助手 <P125>

小・中・高等学校で外国語担当教員等の助手として外国語授業の補助を行うほか、諸外国に関連する情報提供やスピーチコンテストへの協力など、児童生徒等への語学指導を目的に配置される専門職員のこと。ALT（Assistant Language Teacher）と呼ばれる。

化石資源 <P18>

石油、石炭、天然ガスなどの化石由来の資源。

合併処理浄化槽 <P96、98>

トイレ、台所、洗濯、風呂などの生活排水を一括して処理する浄化槽。平成13年4月1日より、浄化槽法が改正

され、新たに浄化槽を設置する場合は、原則として合併処理浄化槽を設置するよう義務付けられた。

合併特例措置 < P9、19、111 >

主に普通交付税算定の特例（合併算定替）や地方債措置等のこと。市町村合併を進めるため、一定期間措置されている。

既存ストック < P98 >

形成・蓄積された公共施設や住宅等の基盤を指す。市町村合併により、統廃合や再編等により生じた旧庁舎等の余剰な空き空間を、まちづくり・地域づくりの拠点として利活用することが望まれている。

義務的経費 < P19、111 >

地方自治体の経費のうち、支出が義務的で任意では削減できない経費。歳出のうち特に人件費、公債費、扶助費が狭義の義務的経費とされ、その割合が高くなると財政の硬直化が進む。

キャリア教育 < P30、124、125 >

一人ひとりの児童生徒が、自分の生き方を考え、社会的・職業的に自立できるよう、必要な資質・能力・態度を育成すること。

キャリア形成 < P109 >

個人が必要な実務経験を積み重ね、実践的な職業能力を形成していくこと。

給水人口 < P141 >

給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口のことで、給水区域外から通勤している方や観光客は給水人口には含まれない。

協働

< P2、14、16、23、25、53、54、55、56、57、58、72、76、109、112、125、 >

市民・事業者・行政などの異なる複数の主体が、同じ目的のために、対等の立場で協力し、助け合うこと。

クラウドコンピューティング < P118 >

企業や個人（サービス利用者）が利用するソフトウェアやデータの管理等をデータセンター（サービス提供者）に委ね、インターネットなどのネットワークを通じて利用する形態のこと。

クラウドファンディング < P45、49 >

「群衆（Crowd）」と「資金調達（Funding）」を組み合わせた造語で、アイデアを実現するために必要な経費を、アイデアに共感した多数の人々から集める資金調達手段。

グローバル化 < P16、33、158 >

社会的あるいは経済的な関連が、旧来の国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象。

経常収支比率 < P111 >

公債費や人件費、扶助費等の義務的性格の経常経費に、市税、普通交付税等の経常一般財源収入がどの程度充てられているかを見る指標。数値が高いほど財政が硬直化し、弾力的な財政運営が困難な状況を表す。

健康寿命 < P26、70 >

日常的・継続的な医療・介護に依存しないで、自分の心身で生命維持し、自立した生活ができる生存期間。

原子燃料サイクル施設 < P17、19 >

原子力発電所から出た使用済燃料を再処理して再び燃料として使用する一連の流れを行う施設で、再処理工場、ウラン濃縮工場などを指す。使用済燃料中間貯蔵施設は、原子燃料サイクル全体の運営に柔軟性を持たせる重要な役目を担う施設。

合計特殊出生率 < P67 >

15歳から49歳の女性における年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子供を産むかを表す。

公債費 < P112 >

自治体が借り入れた地方債等に対する返済に充てる経費。

公租公課 < P101 >

租税公課ともいい、国又は地方公共団体によって公の目的のために賦課される金銭負担の総称。公租は国税、地方税などの租税を指し、公課は租税以外の国又は地方公共団体から課せられる負担金、賦課金、罰金などを指す。

交流人口 < P14、15、23、32、40、148 >

地域外からその地域を訪れる人。

高齢化率 < P78 >

65歳以上の人口が総人口に占める割合のこと。一般的に、高齢化率が7%以上14%未満の状態を「高齢化社会」、14%以上21%未満を「高齢社会」、21%以上を「超高齢社会」という。

国勢調査 < P6、8、12、15 >

国内に居住する全ての人及び世帯について調査し、人口や世帯の実態を明らかにする統計データで、政治や行政などの公的な目的のほか、民間企業の経営判断や大学研究活動などに広く活用される。日本では10年ごとに大規模調査、その間5年ごとに簡易調査を行う。

国立社会保障・人口問題研究所 < P7 >

人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行う、厚生労働省に所属する国立の研究機関。

コミュニティ・スクール < P30、126 >

学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」に転換するための仕組み。地域ならではの創意や工夫を活か

した特色ある学校づくりを進めていくことができる。

コンテンツ < P 32、148、152、153 >

日本語では「中身・内容」の意味だが、ホームページをはじめとする様々な場面で提供される情報やサービスのことも指す。

コンパクトシティ < P 12、24、40、45、46、97、100 >

都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策。

コンパクト・プラス・ネットワーク

< P 13、28、97、100 >

人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者などが安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携してコンパクトなまちづくりを進めること。

さ行

災害時要援護者 < P 138 >

災害時に安全な場所に避難するなど、一連の行動に支援を要する人のこと。一般的には、重度の介護を要する高齢者や単身の高齢者、高齢者のみの世帯、外国人、乳幼児、妊婦等が挙げられる。

再生可能エネルギー < P 24、47 >

太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

財政調整基金 < P 111 >

自治体が財源に余裕がある年度に積み立て、不足する年度に取り崩すことで、年度間の財源の不均衡を調整し、計画的な財政運営を行うための基金。

産官学金労言 < P 41 >

産（産業界）、官（行政機関）、学（教育機関）、金（金融機関）、労（労働団体）、言（メディア）のこと。

ジオサイト < P 148、151、156 >

地質、地形、歴史などそのジオパークを特色づける場所。

ジオパーク < P 6、22、32、148、149、150、151、156 >

「地球・大地（ジオ：Geo）」と「公園（パーク：Park）」とを組み合わせた言葉で、「大地の公園」を意味し、地球（ジオ）を学び、丸ごと楽しむことができる場所のことをいう。大地（ジオ）の上に広がる、動植物や生態系（エコ）の中で、私たち人（ヒト）は生活し、文化や産業などを築き、歴史を育んでいることから、これら3つの要素のつながりを楽しく知ることができる活動を展開している。

市債 < P 111 >

主に道路整備や学校建築など、一時的に多額の費用がかかる事業を実施するために、市が長期にわたり借入する資金。

自主防災組織 < P 17、135、136、137、138、139、140 >

地域住民が「自分たちのまちは自分たちで守る」という連帯感に基づき、地域ぐるみで防災活動に取り組むための組織。

自助・共助・公助 < P 13、17、31、60、78、136 >

「自助」＝自分で自分を助けること。「共助」＝家族、企業や地域コミュニティで共に助けあうこと。「公助」＝行政による救助・支援のこと。

指定管理者制度 < P 108、129 >

地方自治体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業者を含む法人やその他の団体に、委託することができる制度。公の施設の管理、運営に民間等のノウハウを導入することで、効率化を目指すことが期待される。

シティプロモーション < P 23 >

地域における経営資源のブランド化を目指し、地域の魅力を世間に広めることで、地域活性化を図る活動。

下北圏域定住自立圏 < P 6、113、114 >

平成27年7月に中心市宣言を行ったむつ市が中心市となり、平成27年10月に大間町、東通村、風間浦村、佐井村との間で、それぞれ定住自立圏形成協定を締結。地域医療体制の強化、地域公共交通整備の強化、交流人口の拡大を三本の柱としている。

下北ジオパーク

< P 6、14、15、23、32、126、148、150、153 >

むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村の5市町村をエリアとし、太平洋、津軽海峡、陸奥湾という特徴の異なる3つの海と、これらに囲まれた大地、そこに育まれた下北ならではの生態系や人々の営みを知ることができる。

収入未済額 < P 112 >

当該年度の歳入（収入）として見込まれた金額のうち、会計年度終了までに納入されなかった額。

重要業績評価指標（K P I） < P 4 >

組織や事業、業務の目標の達成度合いを計る定量的な指標。

循環型社会 < P 18、19、28、88、90 >

廃棄物発生の抑制及び適正な処分、リサイクルを推進し、石油や森林等の天然資源をできるだけ使わない環境にやさしい社会を指す。

使用済燃料中間貯蔵施設 < P 17、19、24、47 >

中間貯蔵施設は、原子力発電所で一度使い終わった使用済燃料を再処理工場まで再処理するまでの間、一時的に貯蔵・管理する鉄筋コンクリートでつくられた施設。原子炉から取り出された使用済燃料は一定期間、発電所内の貯蔵プールで貯蔵された後、キャスクと呼ばれる容器に入れられ、中間貯蔵施設で、約50年間安全に貯蔵・管理することとなっている。

小中一貫教育 < P 30、120 >

小学校から中学校への移行期における学習面の不安や人間関係づくりなどの心理的負担を軽減するだけでなく、より教育効果の高い学校の組織や運営のもと、小中学校9年間の連続性のある教育活動を通して児童生徒一人ひとりの成長を見守る仕組み。

親水護岸 < P 91、92 >

流下機能、治水機能をもちながら、人びとが水に親しみ楽しめるようにした護岸。

スクールサポーター < P 125 >

多動傾向や介助を必要とするなど、特別な配慮を必要とする児童生徒の学校生活の支援（学習支援、安全確保、生活指導、教育相談等）のために任用される非常勤特別職。

スクラップ・アンド・ビルド < P 112 >

老朽化した建物などを一旦取り壊した後、最新鋭の技術などを活かした新しい建物などを造ったりすること。行政の分野では、新たな組織・機構を設置する場合に、既存の部・課等を改廃し、全体として組織の肥大化を防ぎ、限られた財源を有効に活用するために、事務事業の改廃等の見直しを行う方式を指す。

3 R（リデュース・リユース・リサイクル）

< P 88、89 >

「Reduce」（リデュース：減らす）、「Reuse」（リユース：再び使う）、「Recycle」（リサイクル：再資源化）の頭文字をとった言葉。

生活習慣病 < P 70、72 >

糖尿病・脂質異常症・高血圧・高尿酸血症など、生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称。

生活利便施設 < P 12 >

小中学校、保育園、病院、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、商店街など、住宅の周辺にある生活に必要な諸々の施設。

SOHO < P 49 >

「Small Office Home Office」（スモールオフィス（個人事業）・ホームオフィス（在宅勤務））の略で、IT（情報通信技術）を活用して、自宅や小さなオフィスで事業活動を行っている小規模の事業者のこと。

た行

待機児童 < P 76 >

子育て中の保護者が保育所または学童保育施設に入所申請をしているにもかかわらず、入所できない状態にある児童のこと。

滞在人口 < P 23、32 >

特定の市町村に2時間以上滞在した人数。

第2種放射線取扱主任者 < P 47 >

放射線障害防止法に基づき放射性同位元素あるいは放射線発生装置を取り扱う場合に、放射線障害の防止について監督を行う者。

ダウンサイジング < P 142 >

費用の削減や効率化を目的として、小型化すること。

団塊の世代 < P 15 >

一般的に第2次世界大戦終戦後の1947年から1949年の第1次ベビーブームに生まれた世代を指す。

男女共同参画社会 < P 26、62 >

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。（男女共同参画社会基本法第2条）

単独処理浄化槽 < P 98 >

トイレの排水のみを処理する浄化槽。台所や洗濯、風呂からの排水は処理できず、河川等を汚染するおそれがあるため、現在は単独処理浄化槽の設置は禁止されている。

地域がん診療連携拠点病院 < P 74 >

全国どこでも、質の高いがん診療を受けることができるように、各地域におけるがん診療の連携・支援を推進するため厚生労働大臣より指定された病院。

地域包括ケア < P 16、78 >

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように地域がサポートし合う社会のこと。

小さな拠点 < P 12、28、97、104 >

小学校区など、複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している様々な生活サービスや地域活動の場などを「合わせ技」でつなぎ、人やモノ、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みをつくらうとする取組。

地産外商 < P 154 >

地域で生産された市産品等を利用し、地域外において販売促進（売り込み）を図ること。

地産地消 < P 42、154 >

地域で生産された市産品等を地域で消費又は利用すること。

地方交付税 < P 9、10 >

国税のうち所得税、法人税等の一定割合の額で、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行できるよう、一定の基準により国が交付する税。自治体間の税収格差を埋める財源調整機能と歳入不足を補う財源保障機能がある。

地方創生（＝まち・ひと・しごと創生） < P 24 >

人口減少社会と東京一極集中という課題に対し、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼びこむ好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」へと活力を取り戻すため、各地域がそれぞれの特徴を活かして自律的で持続的な社会を実現すること。

超高齢化 < P 13 >

総人口に対して、65歳以上の高齢者人口の占める割合が21%を超えた状態。

DMO < P 152 >

「Destination Management Organization」（ディスティネーション・マネージメント・オーガニゼーション）の略称。地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人。

定住自立圏 < P 6 >

「中心市」と中心市と密接な関係を有する「近隣市町村」が、農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、相互に役割分担し、連携・協力することにより、暮らしに必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進させ、圏域の活性化を図るための新たな広域連携の取り組み。

適応指導教室 < P 124 >

不登校傾向の児童生徒を対象として、学習支援や、より良い人間関係づくりのための活動等を行いながら、学校復帰や将来的な自立支援を目的として教育委員会が開設する教室。

デマンド型タクシー < P 18、104 >

地元のタクシー会社や自治体などが運営する小型の乗合自動車で、電話等による予約により利用者を自宅などから目的地まで送迎する交通システムで、タクシーのような「ドアtoドア」の便利さと乗り合いによる合理性を併せ持つ。

電源三法交付金 < P 19 >

発電用施設の設置及び運転の円滑化を図るために創設された電源三法（電源開発促進税法、特別会計に関する法律、発電用施設周辺地域整備法の総称）のことで、これらの法に基づき交付される。

電源立地地域対策交付金 < P 9、10 >

電源三法交付金の一つ。発電所（原子力、火力、水力など）や発電用ダムなどの発電用施設が所在する地方公共団体及びその周辺の地方公共団体の安全性確保及び環境保全や発電施設等立地に対する地域住民の理解増進のため当該地域で行われる公共用施設等の整備、住民福祉の向上に資する事業に活用される。

天然記念物 < P 28、131 >

国の文化財保護法によって指定された、学術上価値の高い動植物・地質鉱物など。また、地方公共団体の条例に

よって指定されたものも含み、広義には日本の自然を理解する上で欠くことのできない自然及び自然現象も指す。このうち、世界的にまた国家的に価値が特に高いとして、文化財保護法によって指定されたものを特別天然記念物という。

特定空家 < P 136、137 >

そのまま放置すれば倒壊等保安上著しく危険となるおそれのある状態又は衛生上著しく有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより景観を著しく損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態であると認められる空家等のこと。

特定健診 < P 70、85 >

特定健康診査のことで、内臓型肥満に着目し、生活習慣病を予防することを目的に行われる健康診査。

特別支援教育 < P 125 >

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた取組を支援するといった視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために適切な指導や支援を行うこと。

な行**二次交通** < P 152、153、161 >

鉄道主要駅や空港等の交通拠点と目的の観光地を結ぶ交通アクセス。

は行**バイオマス** < P 18、28、43、88、89 >

生物（Bio）と量（Mass）を合わせた用語で、稲わら、食品廃棄物など、生物由来の有機性資源（石油や石炭などの化石資源は除く。）。

パブリックコメント < P 3、58 >

地方自治体など公的機関が規則や命令等を制定する際、広く公に意見や情報、改善などを求める手続きのことで、行政手続法第6章の「意見公募手続き」と同意で用いられる。

PDCAサイクル < P 4、41、109 >

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するサイクルのこと。

非営利活動法人（NPO法人） < P 14、55 >

「Non-Profit Organization」（ノン・プロフィット・オーガニゼーション）の略語で「非営利組織」や「非営利団体」と訳され、住民が行う自由な組織的社会貢献活動として、営利を目的としない民間組織。

病後児保育 < P 77 >

乳幼児や児童が病気の回復期にあって、集団での生活

が困難な期間、保育所や医療機関等に付設された専用のスペース等で保育や看護ケアを行う保育サービス。

FAAVOLしもきた < P 55 >

『出身地と出身者をつなげ、地域活性化を支援する』という地域振興・活性化に特化したクラウドファンディング。むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村の下北5市町村がFAAVOのエリアオーナーとして運営する。

扶助費 < P 9 >

社会保障制度の一貫として、児童、高齢者、障がい者、生活困窮者に対し、国や地方公共団体が行う支援に要する経費（生活保護費、児童手当等）。

プラットフォーム < P 19、152 >

動かすために必要な、土台となる環境。

ふるさと納税 < P 14、154 >

応援したい都道府県・市町村へ寄附することで、個人住民税や所得税が一定限度まで控除される制度。

プレスリリース < P 57 >

官庁・企業・団体などが広報のために、報道関係者に向けてする発表。また、そのために配布する印刷物。

文化遺産 < P 130、131 >

将来の世代へと伝承していくべき価値のある文化的な創造物。遺跡や建造物などの有形のものと伝統工芸技術、踊りや祭りのような無形のものがある。

ポータルサイト < P 118 >

元々ポータルとは、港（port）から派生した言葉で、門や入口を表し、インターネットを利用する際の玄関口になるウェブサイト。様々な情報への入り口が集められており、利用者はここを経由すれば目当ての情報へ進みやすくなる。

ま行

まちゼミ < P 46 >

お店の人が講師となり、プロのコツや情報・専門知識を無料で教えてくれる少人数制のミニ講座。お店の存在や特徴を知り、お店とお客様のコミュニケーションの場として、信頼関係を築くことを目的としている。

むつサテライトキャンパス < P 31、132 >

高等教育機会の充実や滞在型学習の支援、産業振興などに関する事業実施の拠点とするため、むつ市、弘前大学及び青森中央学院大学の三者共同で設置したもの。地元企業等との協働により、むつ市が目指している「地方創生」や「地域の人材育成」等に取り組んでいる。

メタボリックシンドローム < P 85 >

内臓脂肪症候群とも呼ばれ、基準を上回る内臓脂肪の蓄積に加え、血清脂質・血圧・血糖の3項目のうち、2項目が診断基準を上回っている場合に該当する。

メンター制度 < P 109 >

直接の上司とは別に所属の異なる先輩職員が新採用職員等の業務の指導・育成を担当することで、新採用職員等の不安や悩みの解消及び職場への早期順応を図るとともに、指導・育成にあたる先輩職員のマネジメント能力を高める制度。

モータリゼーション < P 104 >

自動車が大衆に広く普及し、生活必需品化すること。

MOX燃料 < P 19 >

混合酸化燃料の略称。使用済燃料中に含まれるプルトニウムを再処理により取り出し、プルトニウム酸化物とウラン酸化物とを混ぜたものを指す。

モニター制度 < P 58 >

あらかじめ登録した者にアンケートメールを配信し、その回答により市民の評価又は意向を把握するための制度。

モニタリング < P 81、151 >

訪問や面談により、利用者の状況確認を行うこと。

モンキー犬 < P 43 >

農林業被害及び生活被害を防止するため、サル、シカ、イノシシなどの野生鳥獣を追い払うことを目的として訓練された犬のこと。

や行

U・I・Jターン < P 25、51 >

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。「Uターン」は出身地に戻る形態、「Iターン」は出身地以外の地方へ移住する形態、「Jターン」は出身地の近くの地方都市に移住する形態を指す。

要介護認定 < P 78 >

介護保険制度に基づき、軽い方から要支援1～2と要介護1～5の7段階に分けられるもの。市区町村へ介護認定申請後、認定調査員による、訪問調査の状況や主治医の意見書を元に、市区町村ごとの介護認定審査会が判定する。認定されると必要度や費用に応じてホームヘルパーなどの介護サービスや、介護予防サービスが受けられる。

幼保小連携 < P 30、120、121 >

幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校での教育活動との円滑な接続のため、発達段階の連続性を踏まえ、相互の育ちをつなぐための交流や情報交換等を行うこと。

要保護児童 < P 82 >

児童福祉法で、保護者がいない児童、又は保護者に監護させることが不適当と認められる児童をいう。

予防査察 < P 140 >

火災発生とそれに伴う人命危険を防ぐため、防火対象施設に出向き、建物の実態把握を行った上で、適切な指導

を行うこと。

ら行

臨床研修指定病院 < P 15 >

医学部を卒業し、医師免許を取得した医師（研修医）が卒後2年間、基本的な手技、知識（初期研修）を身につけるため籍を置き、経験や腕を磨く場を提供する病院。厚生労働省の審査を受け、指定を受けた病院のみ研修医と雇用契約を結び（研修医であると同時に勤務医でもある）受け入れることができる。

6次産業 < P 13、15、43、44 >

農林水産物（1次産業）を加工（2次産業）し、販売（3次産業）までを一元的に行う産業。1と2と3を足す、あるいは掛けると答えが6になることから6次産業と呼ばれる。

わ行

ワークショップ < P 3、54、58 >

参加者全員が共同で行う学習会や討論等を通して、問題の解決方法を探る手法。一般的にファシリテーターと呼ばれる進行役を中心に運営され、近年は企業研修や住民参加型の会議で取り入れられている。

ワーク・ライフ・バランス < P 26、64、65、76 >

「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを目指す考え方。

Wi-Fi < P 117、118、153 >

無線LANを利用したインターネット接続サービス規格の一つ。

むつ市総合経営計画

■ 策定年月／平成29年3月

笑顔かがやく 希望のまち



■ 発行／むつ市

〒035-8686 青森県むつ市中央一丁目8番1号

TEL 0175-22-1111(代表)

URL <http://www.city.mutsu.lg.jp/>

■ 編集／むつ市 企画部 企画調整課

